

文京区環境基本計画改定支援業務 基礎調査報告書

令和 8 年 3 月

 株式
会社 **建設技術研究所**

文京区環境基本計画改定支援業務 基礎調査報告書

目 次

1. 区の環境に関する現状調査	1
1.1 地球環境の調査	1
1.2 身近な環境の調査	13
2. 現行計画に関連する施策の実施状況の把握・整理	46
2.1 調査方法	46
2.2 調査結果	46
3. 社会動向等の変化の調査	49
3.1 国際的な動向調査	49
3.2 国の動向調査	52
3.3 都の動向調査	62
3.4 他自治体の動向調査	70
4. 区民、事業者、団体及び小中学生への意識調査	75
4.1 実施要領	75
4.2 調査結果	75
5. 事業者等へのヒアリング	77
5.1 実施要領	77
5.2 調査結果	78

1. 区的环境に関する現状調査

1.1 地球環境の調査

1.1.1 調査方法

温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギー導入、気候変動から生じる様々な影響への対策（地球温暖化への適応策）、オゾン層のほか、海洋プラスチック汚染問題なども含め、文京区の地域特性に即した質の高い調査・整理をした（表 1-1 参照）。特に近年の地球環境の状況変化がわかるように、国の年次報告のデータを参照して整理した。

表 1-1 地球環境に関する調査概要

分類	調査項目	主な参考文献、データ等
温室効果ガス	温室効果ガス排出量	特別区協議会のオール東京 62 市区町村共同事業による提供データ
	温室効果ガス排出量の削減目標	文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務成果
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの導入状況	文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務成果
	再生可能エネルギーの導入目標	文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務成果
気候変動	これまでの気候変化	文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務成果
	予測される気候変動	文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務成果
	適応策	文京区地球温暖化対策地域推進計画改定支援業務成果
オゾン層	オゾン層の現況	オゾン層等の監視結果に関する年次報告書（環境省）
	オゾン層の将来予測	環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）
	フロン等の排出状況	フロン排出抑制法に基づくフロン類の再生量・破壊量（環境省）
	フロン等の濃度	オゾン層等の監視結果に関する年次報告書（環境省）
その他	海洋プラスチック汚染	海洋ごみ実態把握調査（環境省）、海洋汚染の現状（海上保安庁）

1.1.2 調査結果

(1) 温室効果ガス

1) 温室効果ガス排出量の推移

現状	・文京区の温室効果ガス排出量は、2013 年度以降減少傾向にある。
課題	・部門別二酸化炭素排出量の内訳では、民生（家庭・業務）部門が最も多く、2022 年度の排出量のうち約 85%を占めている。

(単位：1000t-CO₂eq)

ガス種	基準年度	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
二酸化炭素 (CO ₂)		924	924	1,009	1,051	1,022	1,160	1,275	1,149	1,149	1,062	1,218	1,218	1,129	1,110	1,185	1,296	1,301	1,217	1,156	1,145	1,131	1,112	1,068	1,043	1,064	1,049
メタン (CH ₄)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		9	9	9	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	4	4	4	3	3	4	3	3	3	3	3	3	2
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		6		6	14	14	15	15	14	13	11	32	37	43	49	55	62	82	94	105	116	132	141	151	163	156	133
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六フッ化硫黄 (SF ₆)		2		2	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0
三フッ化窒素 (NF ₃)		0																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		942	934	1,027	1,076	1,047	1,185	1,299	1,171	1,170	1,081	1,258	1,262	1,179	1,164	1,245	1,363	1,388	1,316	1,266	1,266	1,267	1,257	1,224	1,210	1,224	1,186

(注) 表中の数値は小数点以下を四捨五入している。

図 1-1 文京区における温室効果ガス排出量の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』算出結果 資料 1
「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2022 年度）」（公益財団法人 東京都区市町村振興協会）

(単位：1000t-CO₂)

部門	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	43	27	16	20	28	34	26	19	23	18	23	26	22	32	20	27	13	11	19	13	13	12	18	21	12
製造業	93	82	66	59	34	37	30	30	25	29	26	25	23	28	29	27	23	22	22	21	16	16	13	16	17
産業部門	137	109	82	79	62	71	56	49	48	47	49	51	44	60	49	54	36	33	41	33	29	28	30	37	29
家庭	232	246	250	240	281	310	282	289	265	321	308	298	313	341	375	374	353	338	336	347	329	323	338	347	338
業務	349	420	480	470	582	665	596	594	532	641	653	574	586	619	710	714	672	633	632	616	620	585	553	555	558
民生部門	581	666	731	710	863	975	878	883	797	962	961	872	899	960	1,085	1,088	1,025	971	968	963	949	908	890	901	896
自動車	184	211	219	214	213	205	193	195	191	180	173	171	125	120	114	110	110	105	89	86	84	81	75	77	78
鉄道	10	9	10	10	12	15	12	12	11	14	14	11	13	16	18	18	17	17	16	16	16	15	14	15	15
運輸部門	194	221	229	224	226	220	205	207	203	194	188	183	138	136	132	128	127	122	105	102	100	96	89	91	90
廃棄物部門	13	14	10	10	9	10	10	10	14	15	20	24	28	28	30	32	29	30	31	33	34	36	33	34	34
合計	924	1,009	1,051	1,022	1,160	1,275	1,149	1,149	1,062	1,218	1,218	1,129	1,110	1,185	1,296	1,301	1,217	1,156	1,145	1,131	1,112	1,068	1,043	1,064	1,049

(注) 表中の数値は小数点以下を四捨五入している。

図 1-2 文京区における部門別二酸化炭素排出量の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』算出結果 資料 1
「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2022 年度）」（公益財団法人 東京都区市町村振興協会）

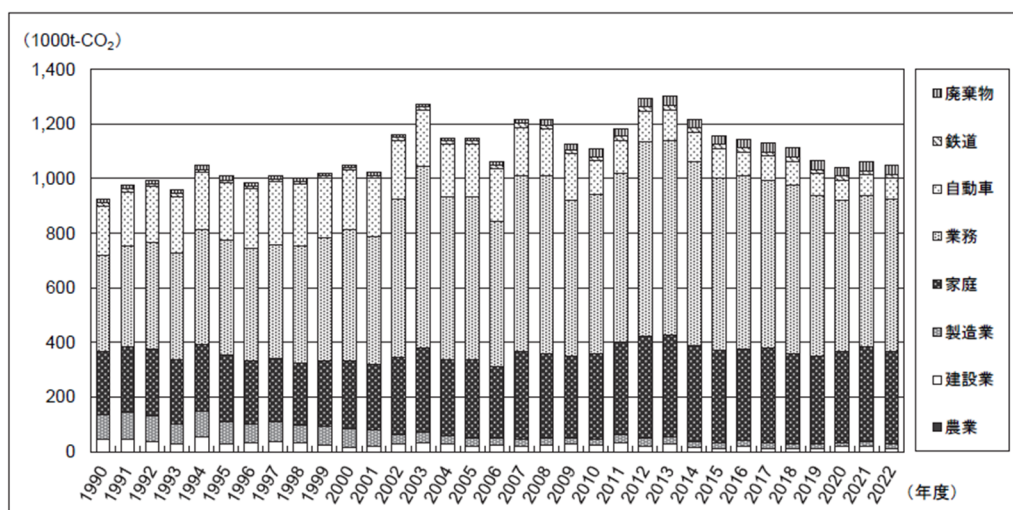
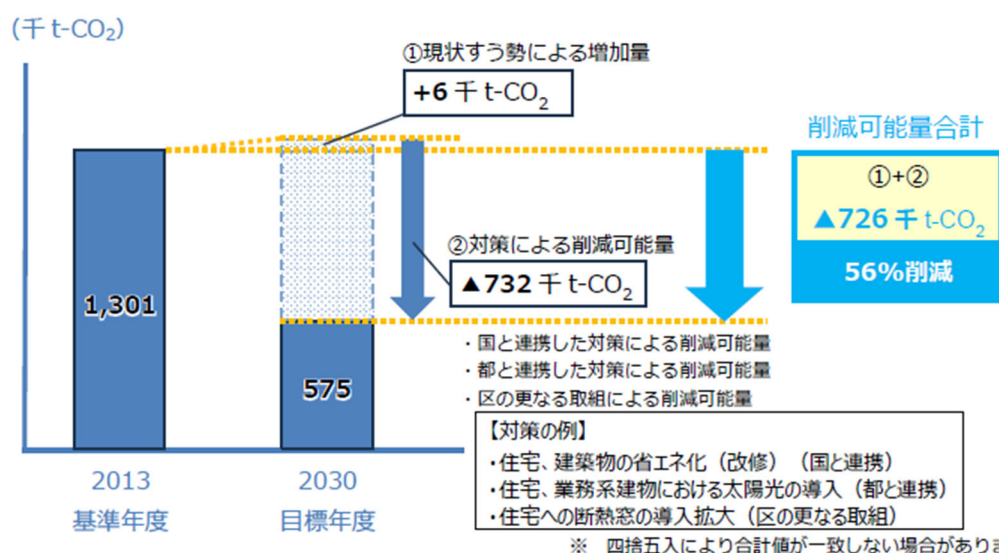


図 1-3 文京区における部門別二酸化炭素排出量の推移

出典) オール東京 62 市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』算出結果 資料 1
「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2022 年度）」（公益財団法人 東京都区市町村振興協会）

2) 温室効果ガス排出量の削減目標

設定条件	・現状すう勢ケースにおける 2030（令和 12）年の二酸化炭素排出量は 1,307 千 t-CO ₂ となっており、2013（平成 25）年度比で 0.5%の増加が見込まれる。
設定結果	・2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出量では、2013（平成 25）年度比で 56%（726 千 t-CO ₂ ）の削減を目指す。また、部門別排出量では、民生（家庭）部門で 57%、民生（業務）部門で 60%の削減を目指す。



出典) 文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和 7 年 3 月見直し）

図 1-4 二酸化炭素排出量の削減目標

(2) 再生可能エネルギー

1) 再生可能エネルギーの導入状況

現状	・再生可能エネルギー（太陽光発電）の発電容量は5,145kWであった。
課題	・文京区内の再生可能エネルギーは発電では太陽光発電、熱利用では太陽熱利用と下水熱利用である。

エネルギー種類	発電容量 (kW)	発電量 (MWh/年)	熱利用量 (GJ*/年)	エネルギー量換算 (GJ/年)
太陽光発電	5,145	6,253	—	22,511
太陽熱利用	—	—	8,979	8,979
風力発電	0	0	—	0
中小水力発電	0	0	—	0
地熱発電	0	0	—	0
バイオマス発電・熱利用	0	0	—	0
バイオマス燃料	—	—	—	0
下水熱利用	—	—	60,563	60,563
計	5,145	6,253	69,542	92,053

出典) 文京区「文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和7年3月見直し）」

図 1-5 再生可能エネルギーの導入状況（2022（令和4）年度）

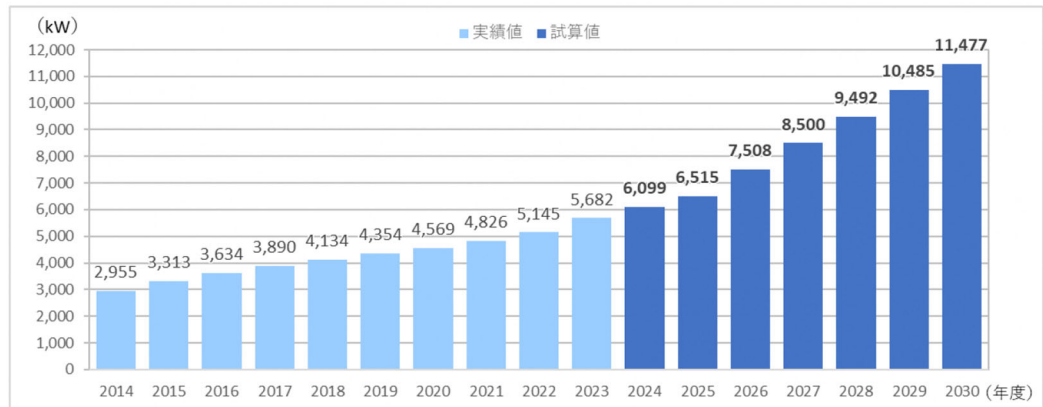
2) 再生可能エネルギーの導入目標

設定条件	・2022（令和4）年度の再生可能エネルギー導入量に、2023（令和5）年度以降の各年度の推計量（国・都と連携した施策と、区の更なる取組の合計）を加算し、導入目標を設定した。
設定結果	・2022（令和4）年度における文京区内の太陽光発電導入量5,145kWに、施策による導入見込量6,332kWを加算した11,477kWが目標値となった。

施策	国の施策効果	都の施策効果	区の施策効果	施策効果
公共部門の率先実行	1,425 kW	139 kW	—	1,564 kW
民間企業による自家消費促進	1,050 kW	—	—	1,050 kW
新築住宅への施策強化	1,577 kW	1,051 kW	—	2,628 kW
新築建築物への施策強化	—	120 kW	—	120 kW
既築住宅への導入支援	—	—	840 kW	840 kW
共同購入支援	—	—	130 kW	130 kW
計	4,052 kW	1,311 kW	970 kW	6,332 kW

出典) 文京区「文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和7年3月見直し）」

図 1-6 国・都・区の各施策による2030（令和12）年度の太陽光発電の導入見込量



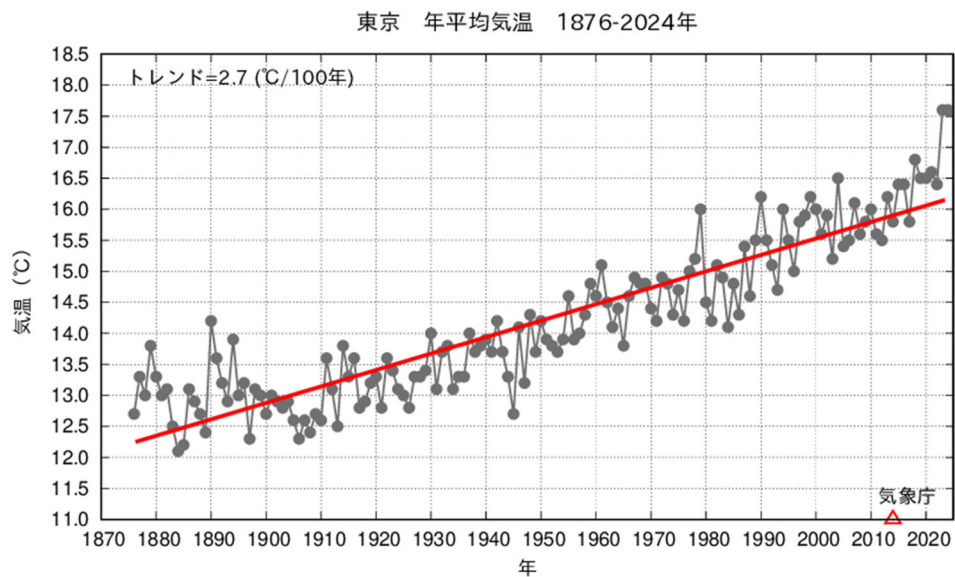
出典) 文京区「文京区地球温暖化対策地域推進計画(令和7年3月見直し)」

図 1-7 太陽光発電の導入目標

(3) 気候変動

1) これまでの気候変化

現状	・東京都の平均気温は上昇を続けており、長期変化傾向によると、100年(1920(大正9)年から2020(令和2)年)で約2.5℃上昇している。
課題	・地球温暖化の影響により、異常気象等の気象災害が頻発化している。



注) 折れ線(黒)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上のみ)を示す

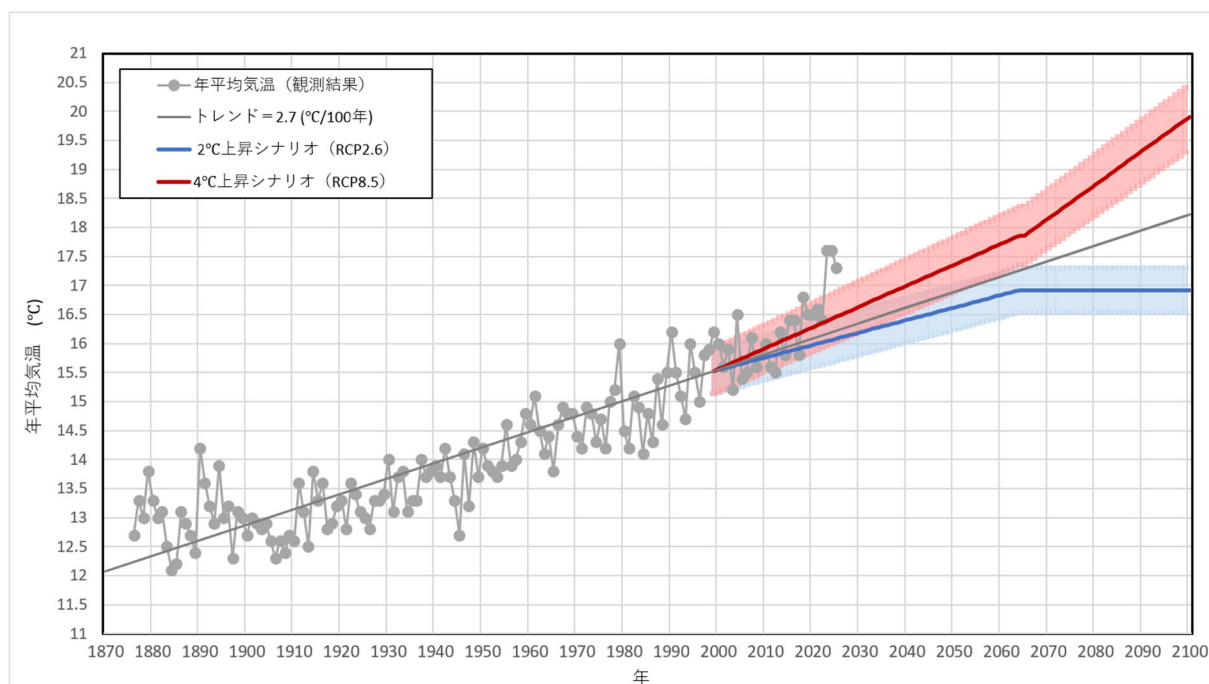
横軸上の△は観測場所の移転を示し、移転前のデータを補正している。

出典) 関東甲信地方のこれまでの気候の変化(観測成果)(東京管区気象台)

図 1-8 東京都(東京気象観測所・千代田区)の年平均気温の経年変化

2) 予測される気候変動

設定条件	・気象庁東京管区气象台による、IPCC 第 5 次評価報告書で用いられている 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）及び 4℃上昇シナリオ（RCP8.5）に基づく予測結果（20 世紀末から 21 世紀末の間に起きると予測される気候の変化）を整理した。
設定結果	・東京の年平均気温は、20 世紀末に比べて、21 世紀末には 4℃上昇シナリオで約 4.3℃、2℃上昇シナリオで約 1.4℃上昇すると予測されている。



出典）関東甲信地方のこれまでの気候の変化（観測成果）（東京管区气象台）より作成

図 1-9 東京都（東京気象観測所・千代田区）の年平均気温の将来予測

3) 適応策

設定条件	・地域防災力の向上のための活動助成件数、透水性舗装路線数・雨水浸透ます数、熱中症救急搬送人員数について、計画策定時（2018（平成 30）年度）と比較した 2030（令和 12）年度の将来目標を設定した。
設定結果	・2023（令和 5）年度では、2030（令和 12）年度目標を達成した項目は「透水性舗装路線数・雨水浸透ます数」のみであった。

表 1-2 気候変動の影響への適応に対する進行管理指標（見直し前計画）

指標	計画策定時 (2018 年度)	現状 (2023 年度)	現状の 評価	将来の目安 (2030 年度)
地域防災力（活動助成件数）	68 件	61 件	△	策定時より増加
透水性舗装路線数	—	6 路線※	◎	策定時より増加
雨水浸透ます数	—	7 個※	◎	策定時より増加
熱中症救急搬送人員数	94 名	103 名	△	策定時より減少

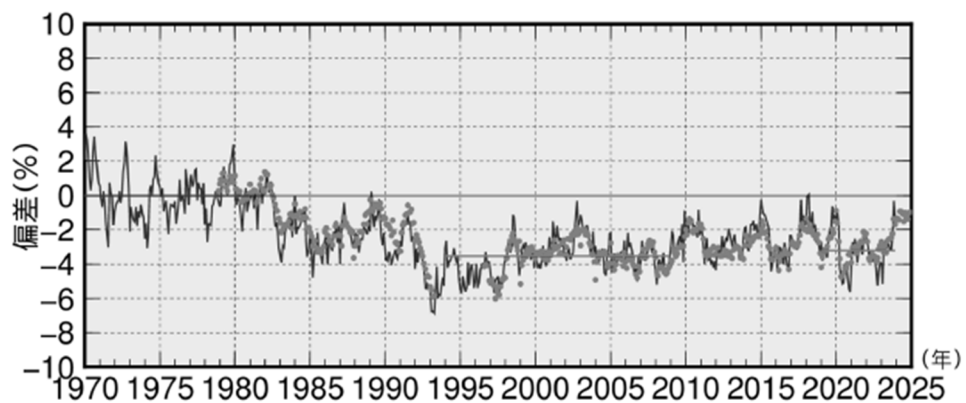
注）※：各年度内に新たに工事または設置した数

出典）文京区「文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和 7 年 3 月見直し）」より作成

(4) オゾン層

1) オゾン層の現況

現状	・オゾン全量は、1990 年代後半に減少傾向が止まり、2000 年代以降は変化が比較的小さくなっている。
課題	・オゾン全量は、オゾン層破壊が顕著に起こった 1970～1980 年と比較すると依然として少ない。

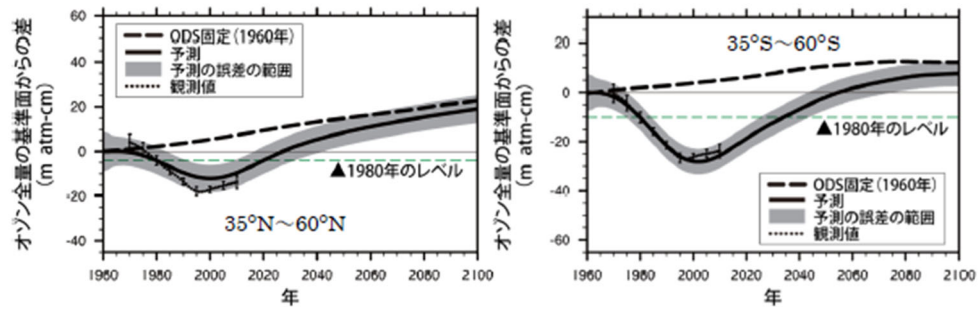


出典）環境省「令和 6 年度（2024 年度）オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」

図 1-10 世界のオゾン全量の経年変化

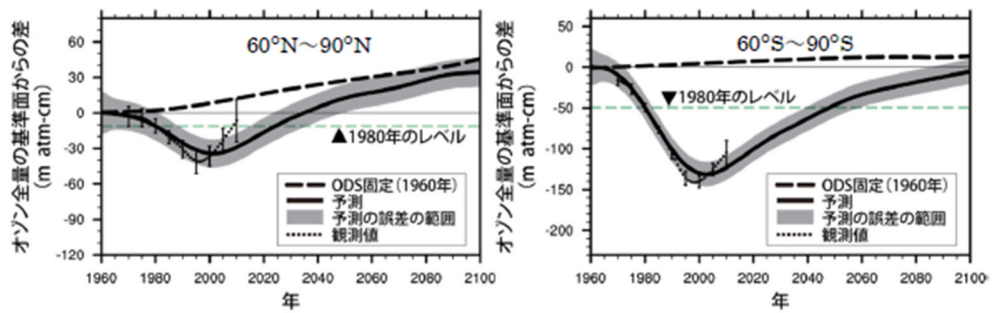
2) オゾン層の将来予測

設定条件	・環境省の「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」では、化学気候モデルを用いたオゾン層の将来変化予測を行っている。
設定結果	・中緯度域におけるオゾン全量は、2020～2035 年で 1980 年のレベルに達するとされている。



出典) 環境省「令和 6 年度 (2024 年度) オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」

図 1-11 中緯度域におけるオゾン全量の推移予測



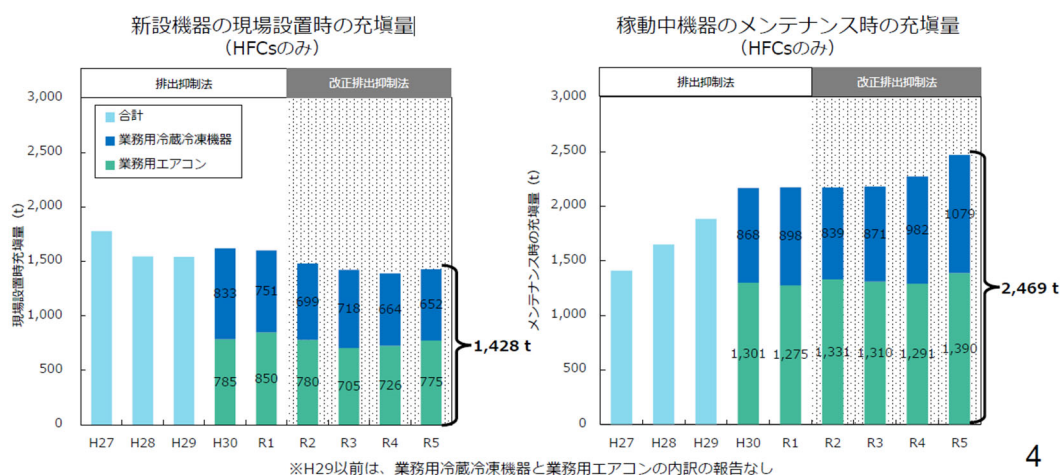
※左図：北極域 (3 月)、右図：南極域 (10 月)

出典) 環境省「令和 6 年度 (2024 年度) オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」

図 1-12 北極域及び南極域におけるオゾン全量の推移予測

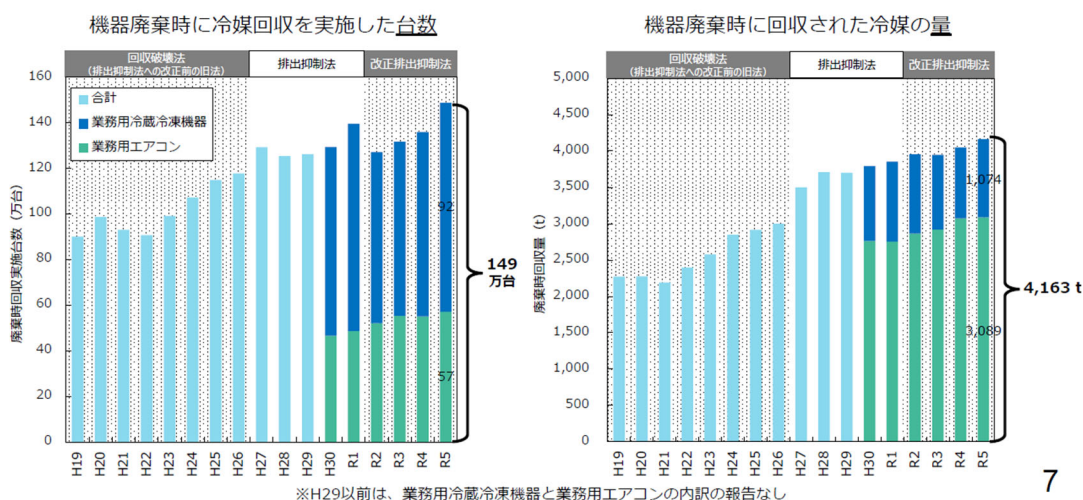
3) フロン等の排出状況

現状	・新設機器の現場設置時の充填量は減少している一方で、稼働中機器のメンテナンス時の充填量は増加している。 ・機器廃棄時の冷媒回収実施台数・回収量は上昇している。
課題	・稼働中機器のメンテナンス時の充填量の増加を抑制するために、冷凍空調機器等の定期点検を適切に行う必要がある。



出典) 環境省「令和5年度のフロン類に関する報告結果について」

図 1-13 現場設置時充填・メンテナンス時充填による HFCs 使用量

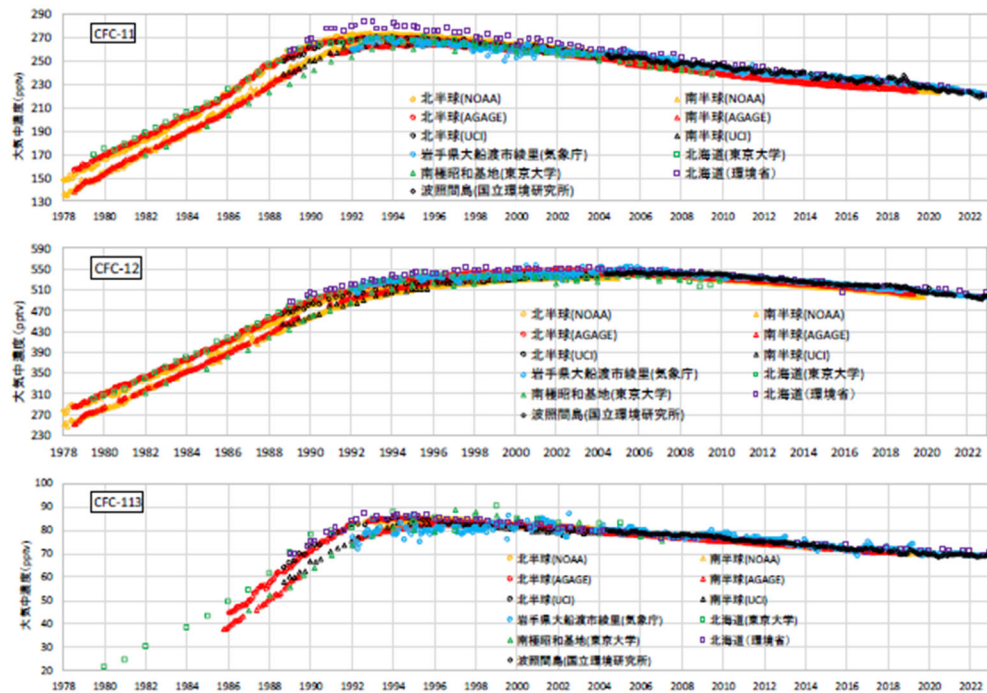


出典) 環境省「令和5年度のフロン類に関する報告結果について」

図 1-14 機器廃棄時の冷媒回収の状況

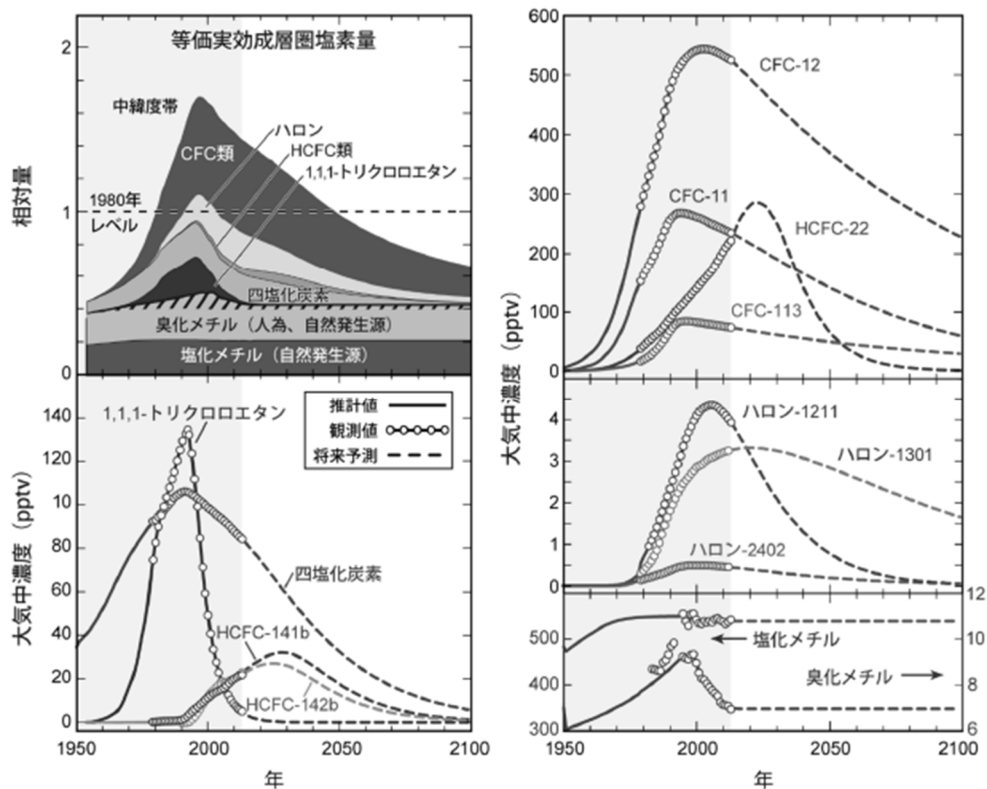
4) フロン等の濃度

現状	・ 特定物質のうち CFC-11、CFC-12、CFC-113 はすべて近年減少傾向にある。また、代替フロンである HFC-134a、HCFC-141b の濃度は増加傾向にあり、特に HFC-134a は毎年約 5%増加している。
課題	・ CFC-11、CFC-12、CFC-113 は現状通り減少すると予測されているが、HCFC-141b は減少開始が 2030 (令和 12) 年頃とされている。都が中心となり、都と区と連携しながら、フロン類を排出する製品を減少させていくことが求められる。



出典) 環境省「令和6年度(2024年度)オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」

図 1-15 CFC-11、CFC-12 及び CFC-113 の濃度変化



出典) 環境省「令和6年度(2024年度)オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」

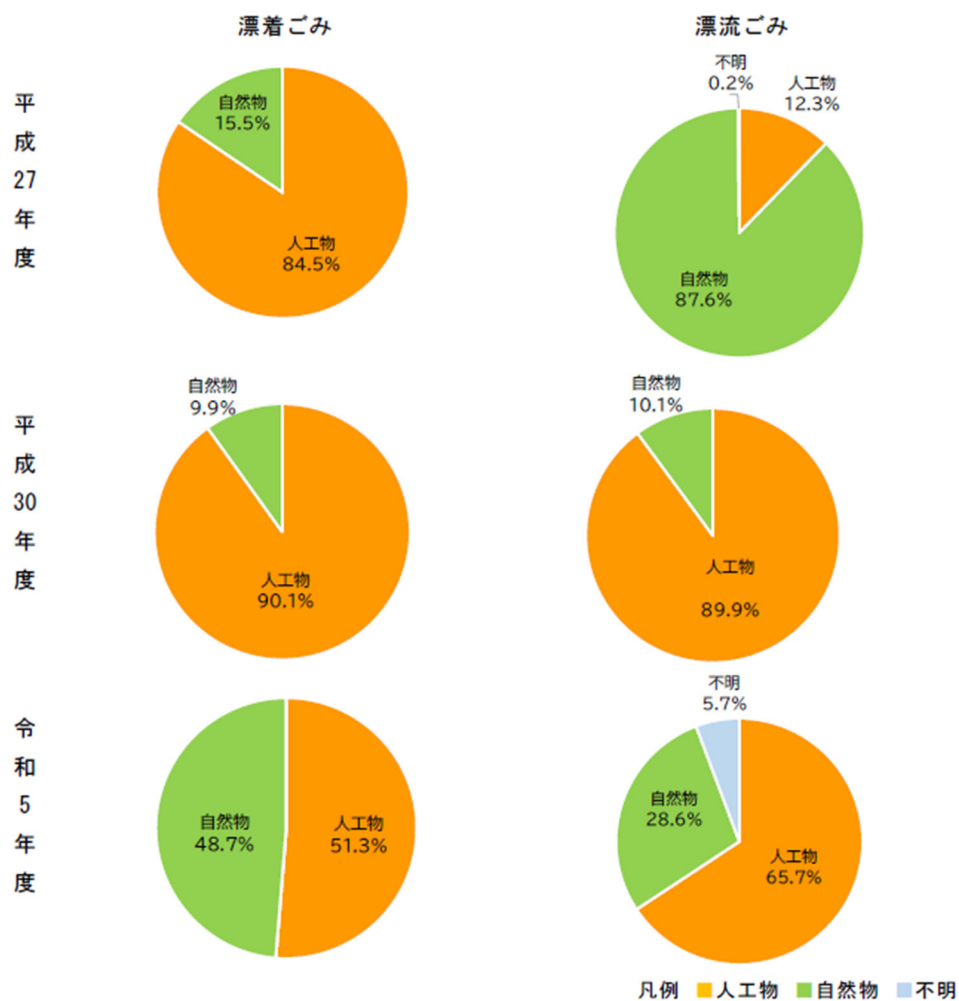
出典元) Twenty Questions and Answers About the Ozone Layer: 2014 Update
Scientific Assessment of Ozone Depletion: 2014 (WMO, 2015)

図 1-16 大気中のオゾン層破壊物質の推移と将来予測

(5) その他

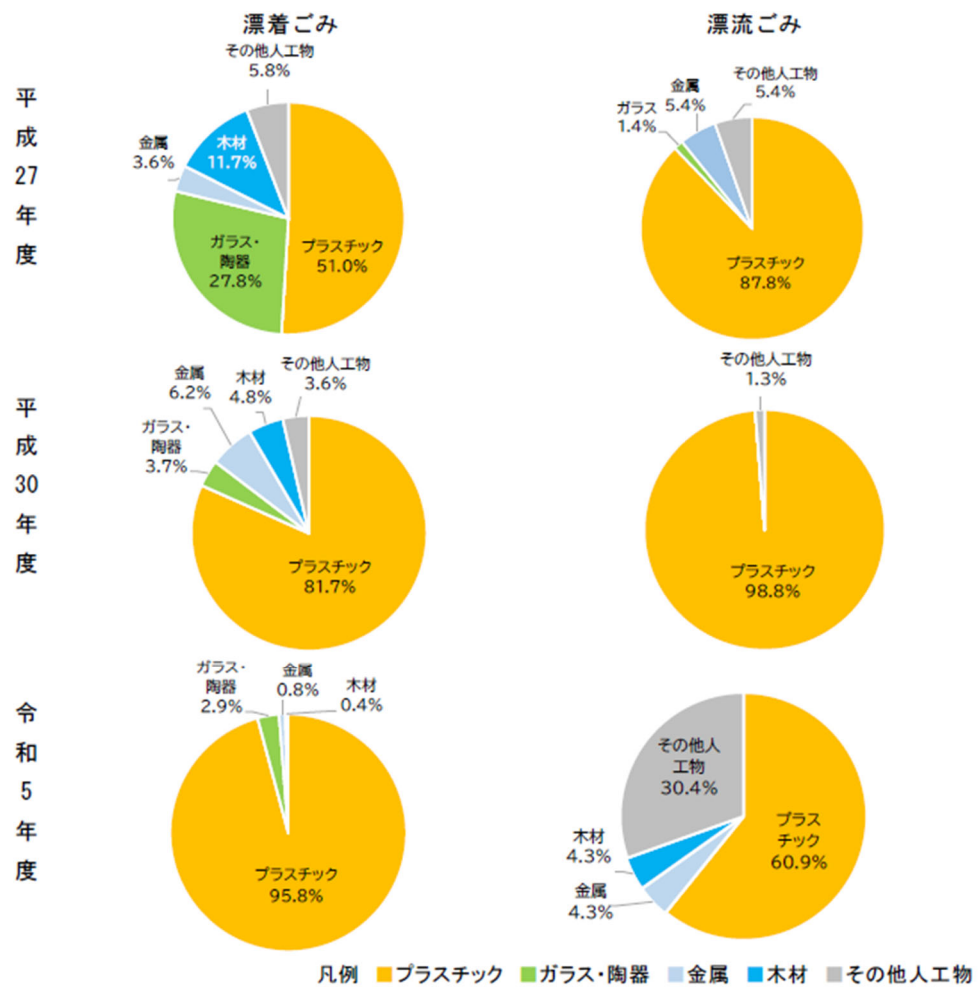
1) 海洋プラスチック汚染

現状	・2023（令和5）年度の漂着ゴミと漂流ゴミの組成は、半数以上が人工物である。 また、人工物のうち、漂着ゴミは約96%、漂流ゴミは約61%がプラスチックとなっている。
課題	・プラスチックゴミ削減について、周知・啓発を行う必要がある。



出典) 環境省「海洋ゴミ実態把握調査（マイクロプラスチックを含む）」

図 1-17 漂着ゴミ、漂流ゴミの組成（個数）



出典) 環境省「海洋ごみ実態把握調査 (マイクロプラスチックを含む)」

図 1-18 人工物の組成 (個数)

1.2 身近な環境の調査

1.2.1 調査方法

改定した「文京区地球温暖化対策地域推進計画」及び「文京区生物多様性地域戦略」などの最新の知見も踏まえ、表 1-3 に示す“社会環境”“生活環境”“自然環境”“人文・歴史環境”の 4 つの視点に基づき、身近な環境を調査・整理した。

表 1-3 身近な環境に関する調査概要

分類	調査項目	参照先
社会環境	土地利用状況	東京都統計年鑑（東京都）、文京区都市マスタープラン
	産業	経済センサス（経済産業省）
	人口構造	国勢調査（総務省）、「文の京」総合戦略
	公共交通機関利用者数	文京の統計、文京区都市マスタープラン
	自動車交通	東京都統計年鑑（東京都）、文京の統計
	ごみ清掃	文京区のリサイクルと清掃事業
	上水道	文京の統計、東京の水道水源と浄水場別給水区域（東京都）
	地下水	都内の地下水揚水の実態（東京都）
	下水道	23 区の公共下水道の普及状況（東京都）
生活環境	大気汚染	大気汚染測定結果（東京都）
	水質汚濁	文京区環境報告書
	騒音・振動	文京区環境報告書
	悪臭	文京区環境報告書
	土壌汚染	要措置区域等の指定状況（東京都）
	地下水汚染	東京の地下水質調査結果（東京都）
	地盤沈下	公害苦情統計調査（東京都）
	化学物質	適正管理化学物質使用量等の集計結果（東京都）
	PRTR	法律による PRTR 制度データの集計結果（東京都）
	PCB	PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物 区部届出事業場リスト（東京都）
	PFOS 及び PFOA	東京の地下水質調査結果（東京都）
自然環境	気象	気象統計情報（気象庁）
	地形・地質	文京区都市マスタープラン
	地下水揚水量	都内の地下水揚水の実態（東京都）
	湧水	区別の湧水地点数（東京都）、文京区生物多様性地域戦略
	河川	文京区景観計画
	公園、緑地	文京の統計、文京区景観計画
	樹木、街路樹	文京区のみどり
	動植物	文京の統計
	生物多様性	文京区生物多様性地域戦略協議会資料

人文・歴史環境	歴史的・文化的資源	文京区ホームページ
	景観	文京区景観計画、文京区ホームページ
	大学	文京区ホームページ

1.2.2 調査結果

(1) 社会環境

1) 土地利用状況

現状	・文京区の土地利用の 80%以上を住宅地区が占めている。
課題	・閑静な住宅地として居住環境や文化に配慮が求められる。

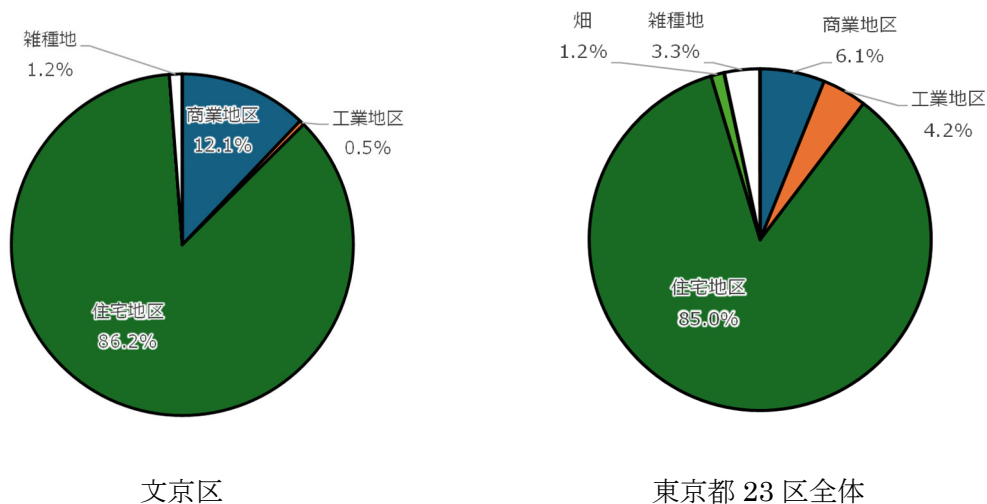


図 1-19 地目別土地利用割合 (令和 5 年)

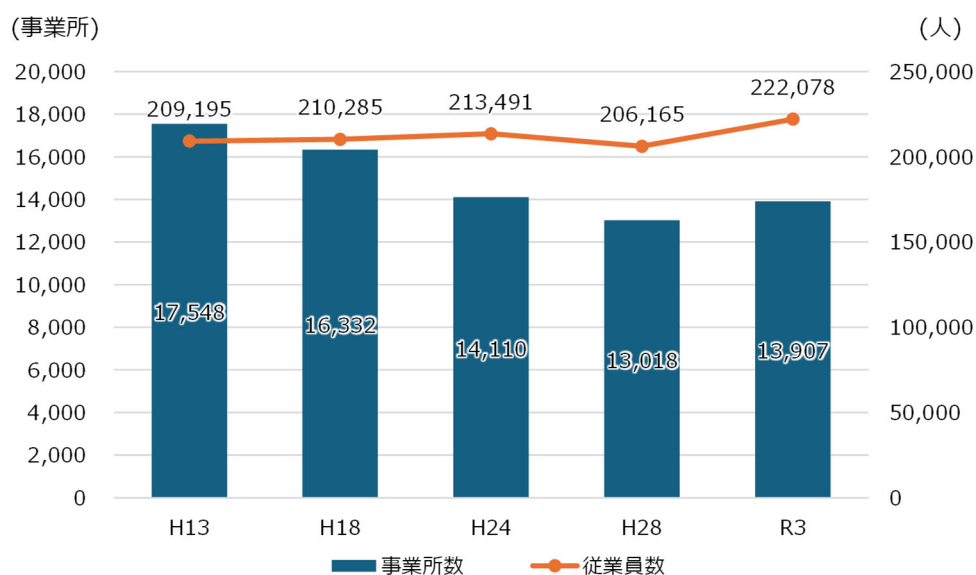


出典) 文京区「文京区都市マスタープラン 2024」

図 1-20 土地利用方針図

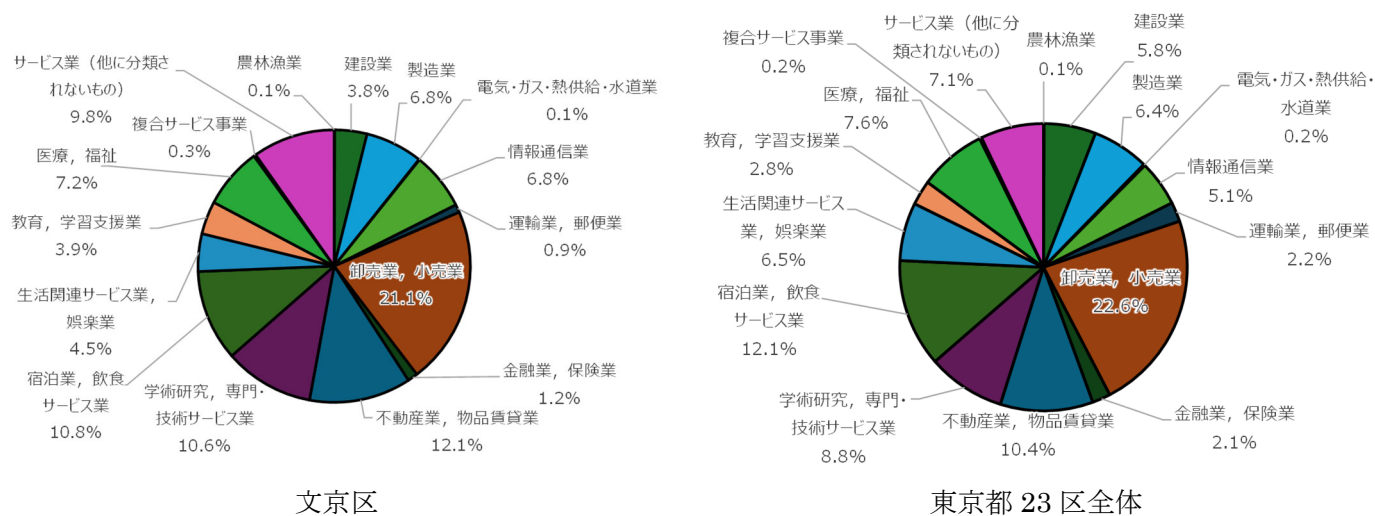
2) 産業

現状	平成 28 年度まで文京区の事業所数は減少傾向にあるが、令和 3 年度で増加している一方で、従業員数は概ね増加している。また、東京都 23 区全体との比較では、産業分類別事業所数の内訳に変化はみられないものの、製造品出荷額では、区内に大規模な印刷工場が立地していることから「印刷・同関連業」が 60%以上と最も多くなっている。
課題	様々な産業分類の事業所があるため、業種別で実施可能な環境配慮行動が求められる。また、大学・研究機関と連携し、それぞれが有する知見や情報を活用することで、より一層の環境配慮行動を推進することが求められる。



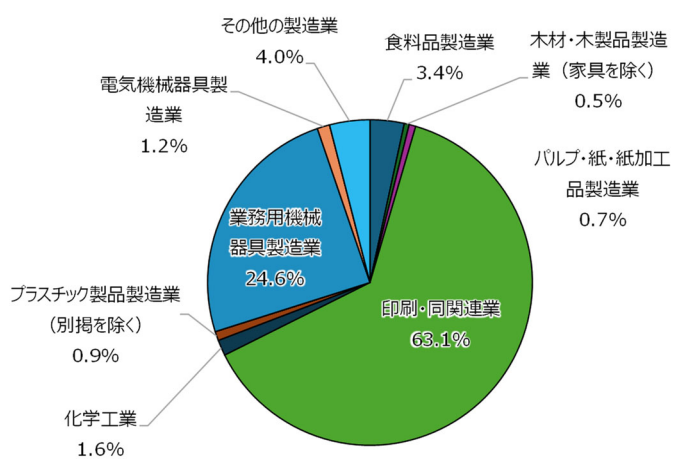
出典) 経済産業省「経済センサス活動調査」より作成

図 1-21 産業に係る事業所数及び従業者数の推移

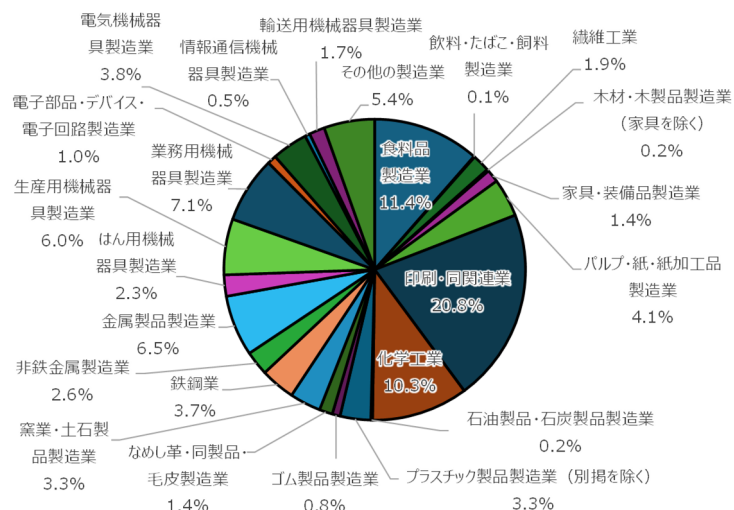


出典) 経済産業省「経済センサス活動調査」より作成

図 1-22 産業分類別事業所数内訳（令和 3 年）



文京区



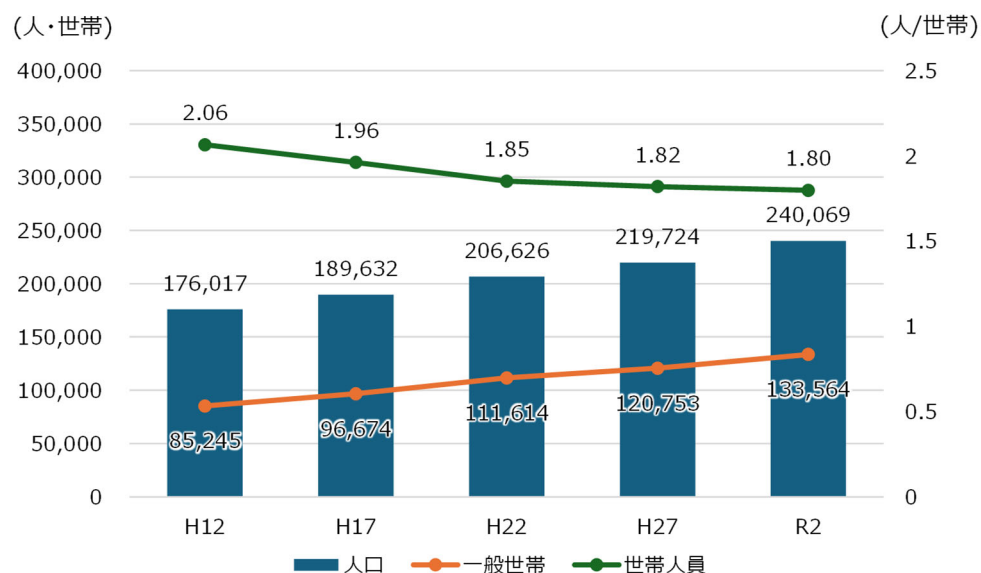
東京都 23 区全体

出典) 経済産業省「経済センサス活動調査」より作成

図 1-23 製造品出荷額の内訳 (令和 3 年)

3) 人口構造

現状	・人口・一般世帯数は増加傾向にあるが、世帯人員数は減少している。老年人口の大幅な増加が予想される。また、総人口は今後約10年間増加を続け、2038（令和20）年には258,907人となった後、緩やかな減少に転じると予測される。
課題	・少ない世帯人員の家庭に適した環境配慮行動の普及啓発が求められる。高齢者が無理なく快適に暮らせる環境をつくることが求められる。

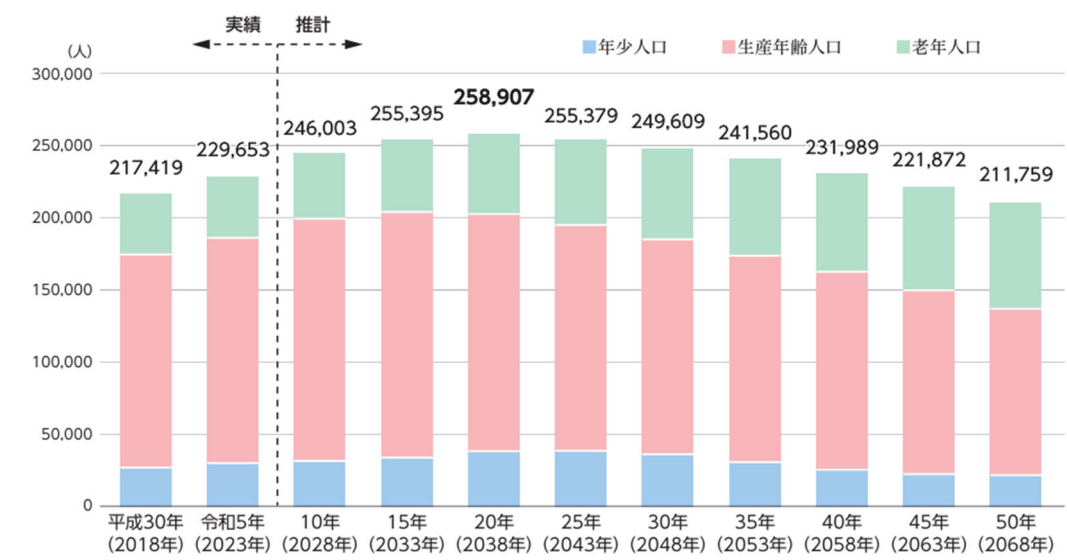


注) 1.各年10月1日現在の値

2.「世帯人員」は「人口」を「世帯数」で除した値

出典) 総務省統計局「国勢調査」より作成

図 1-24 文京区の人口・世帯数の推移

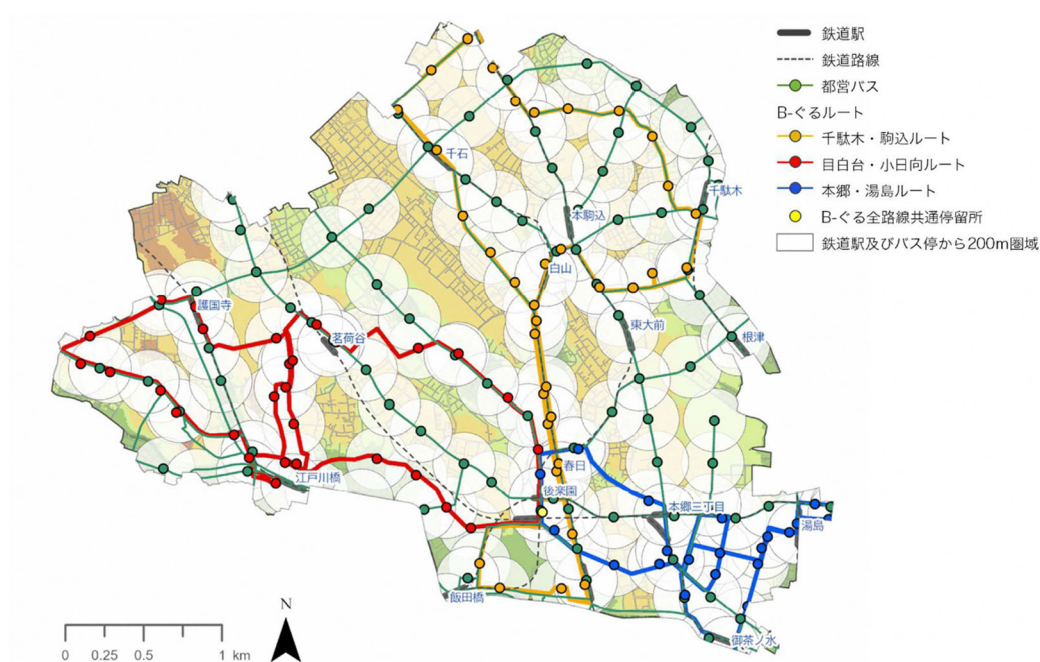


出典) 文京区「文の京」総合戦略（令和6年度～令和9年度）」

図 1-25 文京区の将来人口推計（区独自推計）

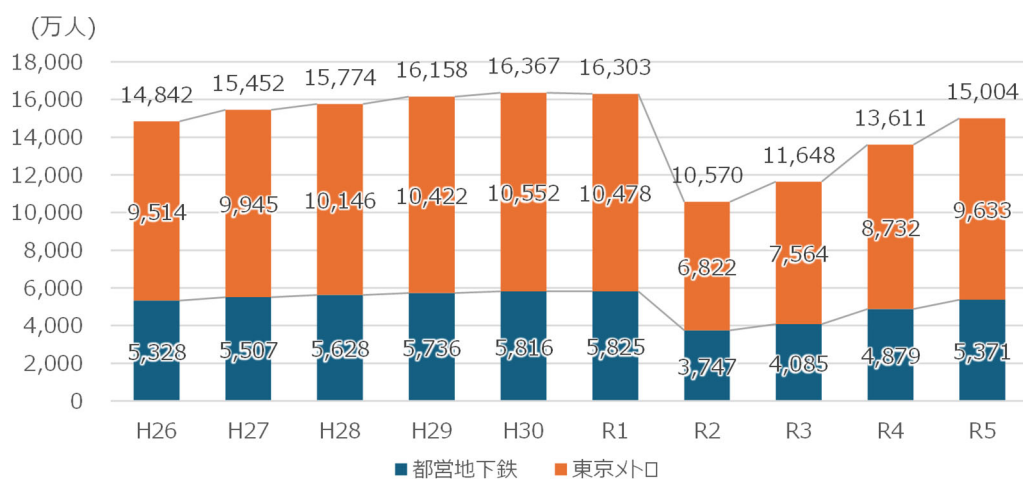
4) 公共交通機関利用者数

現状	・文京区内の各地には地下鉄駅が存在し、コミュニティバス「Bーぐる」も3路線運行していることから公共交通機関の利便性は高く、ともに利用者数は令和2年度から増加傾向にある。令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で地下鉄、コミュニティバスの利用者が減少したと考えられる。
課題	・公共交通機関の利用促進による環境負荷低減が求められる。



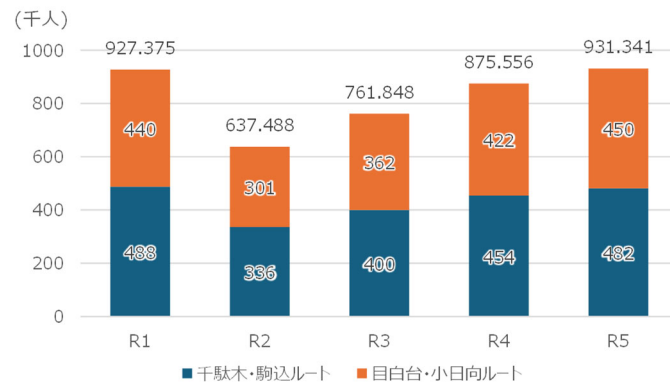
出典) 文京区「文京区都市マスタープラン 2024」

図 1-26 鉄道駅及びバス停分布



出典) 文京区「文京の統計」より作成

図 1-27 区内地下鉄乗車人員推移



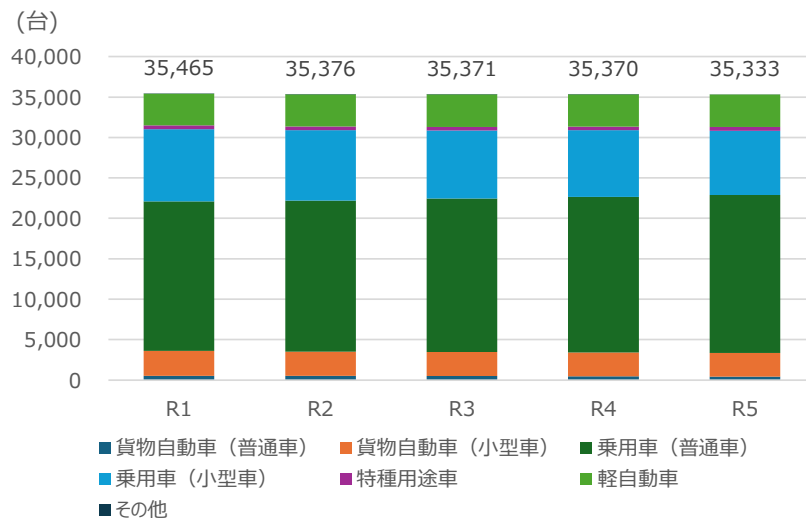
注) 端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。

出典) 文京区「文京の統計」より作成

図 1-28 コミュニティバス利用者数の推移

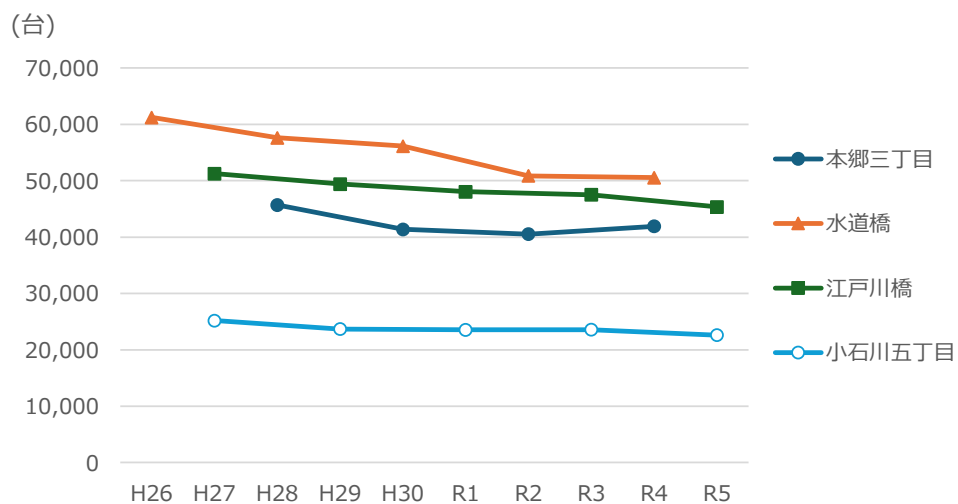
5) 自動車交通

現状	・文京区内の自動車保有台数は横ばいである。文京区内各地の地点別自動車交通量はすべての時点で概ね減少傾向にある。
課題	・自動車交通への過度な依存を軽減するとともに、環境に配慮した車両の選択・運転を推進することが求められる。



出典) 東京都総務局「東京都統計年鑑」より作成

図 1-29 自動車保有台数の推移



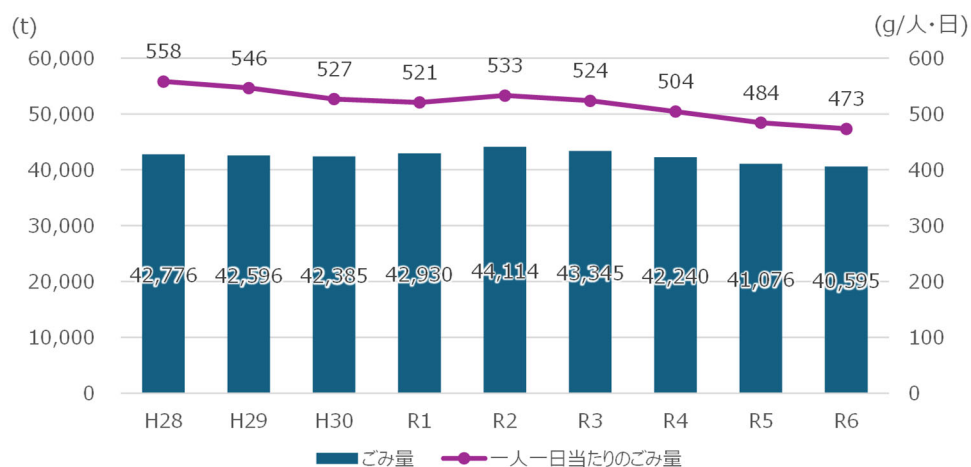
- 注) 1. 調査時間 7 時～19 時 (昼間 12 時間調査)
 2. 数値は交差点流入交通量の合計値
 3. 本郷三丁目・水道橋、江戸川橋・小石川五丁目はそれぞれ隔年で調査を行っている

出典) 文京区「文京の統計」より作成

図 1-30 地点別自動車交通量推移

6) ごみ清掃

現状	・ごみの収集量の総数・1人あたり収集量ともに減少傾向である。資源量の推移は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響による増加がみられたが、令和6年度にかけて減少している。
課題	・各家庭や事業者に対するごみの減量・分別の啓発が求められる。



注) 1. 「一人一日あたりのごみ量」は「ごみ（区収集）」を「人口」・「年間日数」で除した値
 2. 「人口」は文京区「住民基本台帳」（各年10月1日時点、外国人登録者を含む）より参照
 出典）文京区「文京区のリサイクルと清掃事業」より作成

図 1-31 文京区におけるごみ量の推移

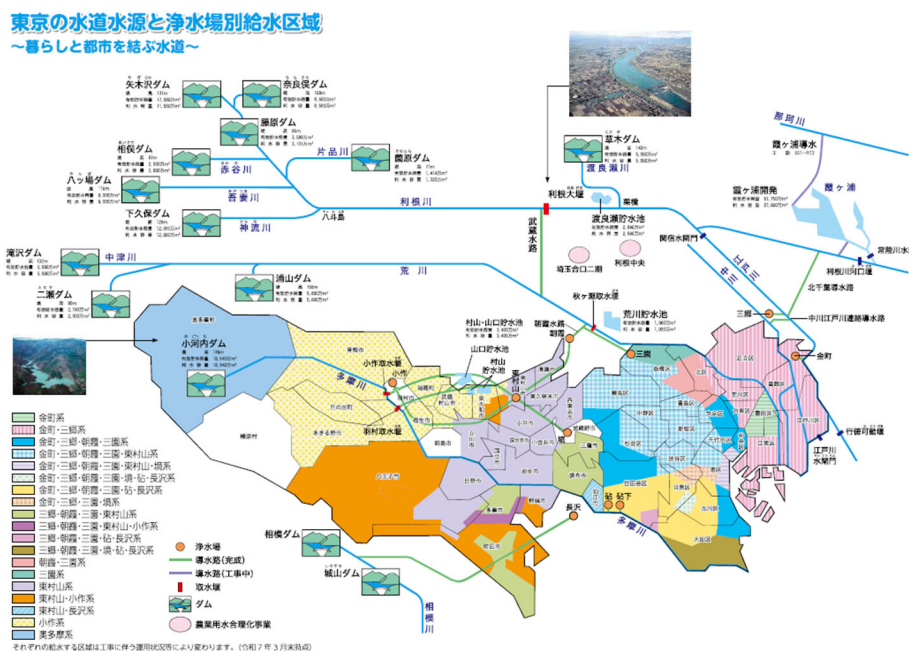


注) 1. 「一人一日あたりの資源量」は「資源（区回収等）」を「人口」・「年間日数」で除した値
 2. 「人口」は文京区「住民基本台帳」（各年10月1日時点、外国人登録者を含む）より参照
 出典）文京区「文京区のリサイクルと清掃事業」より作成

図 1-32 文京区における資源量の推移

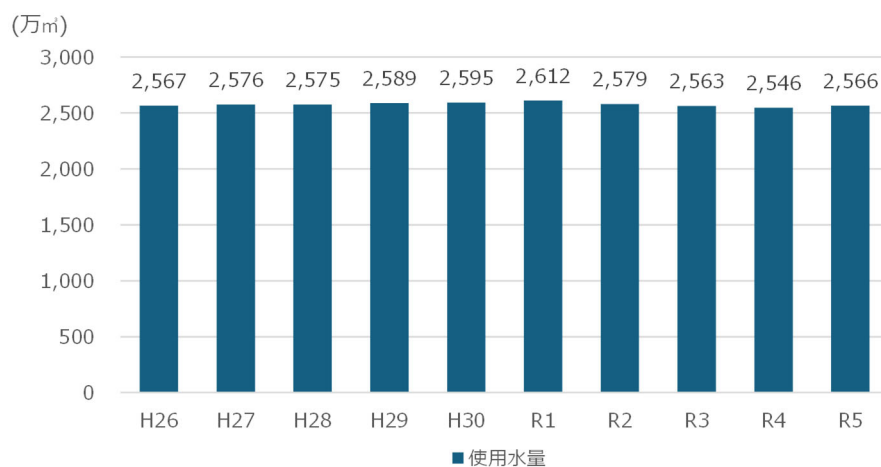
7) 上水道

現状	・文京区内に浄水場はない。 ・金町浄水場、三郷浄水場は江戸川から取水、朝霞浄水場、三園浄水場は利根川及び荒川から取水、東村山浄水場は多摩川から取水している。（東京都水道局「浄水施設の紹介」より）
課題	・文京区版「クールアース・デー」では毎年９月のテーマを「節水の工夫」としている。引き続き節水への取組が求められる。



出典) 東京都水道局「東京の水道水源と浄水場別給水区域」

図 1-33 東京の水道水源と浄水場別給水区域



出典) 文京区「文京の統計」より作成

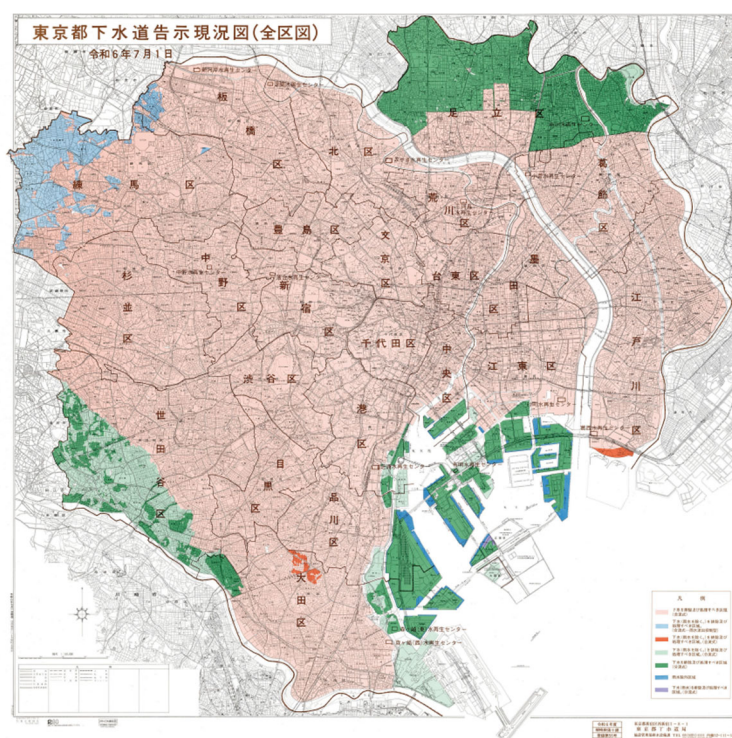
図 1-34 上水道の使用水量

8) 地下水

現状	・2023（令和 5）年度の地下水の揚水量は 2019（令和元）年度よりも増加している。
課題	・引き続き、届出のある事務所に対して都環境確保条例に基づき揚水量制限をかけるとともに、年に 1 度揚水量の報告を求め、使用実態を監視していく必要がある。

9) 下水道

現状	・文京区は全域が三河島処理区に属しており、下水を排除及び処理すべき区域（合流式）に分類されている。三河島処理区は三河島水再生センターで処理され、処理した水は隅田川に放流またはセンター内の機械洗浄・冷却等に使用されている。
課題	・大雨の際に周りの地域への浸水を防ぐため、下水道幹線の整備が必要となる。文京区では 2024（令和 6）年に千川増強幹線暫定供用が始まった。



注) 文京区のほぼ全ての区域：下水を排除及び処理すべき区域（合流式）

出典) 東京都水道局「23 区の公共下水道の普及状況」

図 1-35 東京都下水道告示現況図

(2) 生活環境

1) 大気汚染

現状	・文京区内では、オキシダントの環境基準は未達成であり、周辺地区の観測区においても同様の傾向がみられる。
課題	・環境に配慮した車両の選択・運転の推進と公共交通機関利用の呼びかけを積極的に行うことが求められる。

表 1-4 東京都大気汚染常時監視測定局における測定結果

項目	分類	測定局名	(所在地)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
二酸化窒素 NO ₂	一般局	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	○	○	○	○	—	○
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	○	○	○	○	○	○
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	○	○	○	○	○	○
	自排局	春日通り大塚	(文京区大塚 3-5-1)	○	○	○	○	○	○
		日比谷交差点	(千代田区日比谷公園 1-6)	○	○	○	○	○	○
		新目白通り下落合	(新宿区下落合 2-2 地先)	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	一般局	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	○	○	○	○	—	○
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	○	○	○	○	○	○
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	○	○	○	○	○	○
	自排局	春日通り大塚	(文京区大塚 3-5-1)	○	○	○	○	○	○
		日比谷交差点	(千代田区日比谷公園 1-6)	○	○	○	○	○	○
		新目白通り下落合	(新宿区下落合 2-2 地先)	○	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	一般局	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	○	○	○	○	—	○
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	○	○	○	○	○	○
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	○	○	○	○	○	○
	自排局	春日通り大塚	(文京区大塚 3-5-1)	○	○	○	○	○	○
		日比谷交差点	(千代田区日比谷公園 1-6)	○	○	○	○	○	○
		新目白通り下落合	(新宿区下落合 2-2 地先)	○	○	○	○	○	○
オキシダント O _x (5 時～20 時)	一般局	文京区本駒込	(文京区本駒込 4-35-15)	×	×	×	×	—	×
		千代田区神田司町	(千代田区神田司町 2-2)	×	×	×	×	×	×
		国設東京新宿	(新宿区内藤町 11)	×	×	×	×	×	×

注 1) 「○」: 達成 「×」: 未達成 「—」: 未測定

注 2) 太字は区内の測定局

注 3) 「自排局」とは「自動車排出ガス測定局」の略で、オキシダントは測定対象外

注 4) 「一般局」とは「一般環境大気測定局」の略で、環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局

出典) 東京都環境局「大気汚染測定結果」より作成

2) 水質汚濁

現状	・神田川の水質は改善傾向にあるものの、溶存酸素量は千代田区において環境基準を達成していない。
課題	・周辺地区と連携した広域的な視点での対策が求められる。

表 1-5 水質調査（神田川水系合同水質調査）の環境基準達成日数（達成日数／調査日数）

項目	採水地点	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水素イオン 濃度 (pH)	高戸橋（新宿区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	飯田橋（千代田区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	昌平橋（千代田区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	高戸橋（新宿区）	3/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	飯田橋（千代田区）	2/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	昌平橋（千代田区）	3/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
浮遊物質 量 (SS)	高戸橋（新宿区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	飯田橋（千代田区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	昌平橋（千代田区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
溶存酸素量 (DO)	高戸橋（新宿区）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
	飯田橋（千代田区）	3/4	4/4	4/4	4/4	4/4	3/4
	昌平橋（千代田区）	1/4	3/4	2/4	2/4	4/4	3/4

出典）文京区「文京区環境報告書」より作成

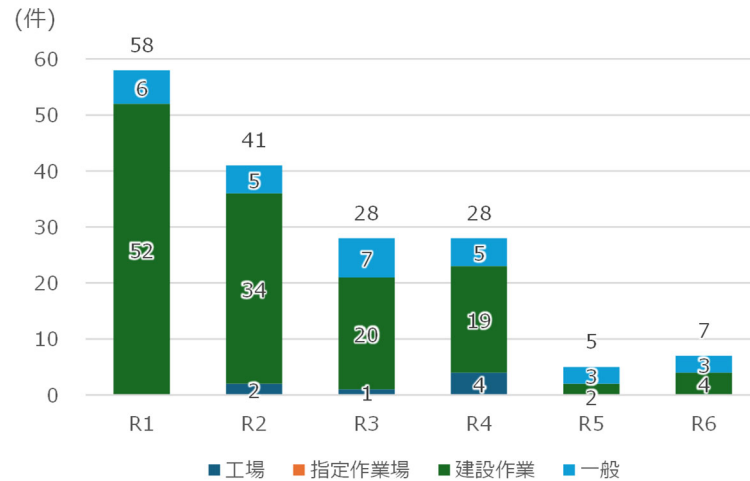
3) 騒音・振動

現状	・自動車騒音測定の実環境基準は、全ての地点において達成している。 ・苦情受付の内訳は減少傾向にあり、主に建築作業と一般（近隣公害）であり、冷暖房やカラオケ等があげられる。
課題	・建設業者へ騒音・振動の規制指導を行うとともに、施工前に建設業者等により近隣住民に向けた説明会の開催等が求められる。

表 1-6 自動車騒音測定の実環境基準適合地点数（適合地点数／測定地点数）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
昼間	6/6	4/6	6/6	5/6	4/4	6/6
夜間	6/6	4/6	6/6	4/6	4/4	6/6

出典）文京区「文京区環境報告書」より作成

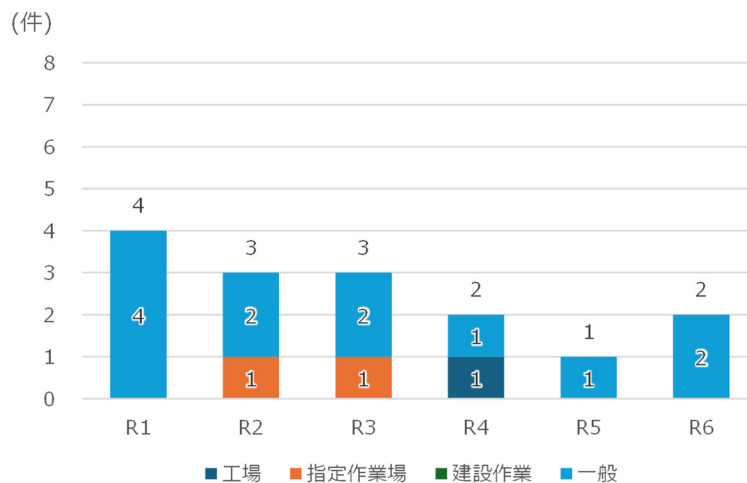


出典) 文京区「文京区環境報告書」より作成

図 1-36 騒音・振動苦情受付内訳の推移

4) 悪臭

現状	・ 苦情受付の内訳は概ね減少傾向にある。悪臭は一般（近隣公害）に起因するものが多く、悪臭の原因としては下水や野外焼却（野焼き）・焼却行為等があげられる。
課題	・ 悪臭の原因となる行為を緩和させることが重要である。



出典) 文京区「文京区環境報告書」より作成

図 1-37 悪臭苦情受付内訳の推移

5) 土壌汚染

現状	・現在、要措置区域が 1 区域、形質変更時要届出区域が 12 区域である。
課題	・都が公表する要措置区域等について注視していく必要がある。

表 1-7 文京区内の要措置区域と形質変更時要届出区域（令和 8 年 3 月 23 日現在）

区域名	指定年月日	区域が存在する場所
要措置区域	平成 26 年 3 月 19 日	文京区白山二丁目地内
形質変更時要届出区域	令和 8 年 3 月 23 日	本駒込三丁目地内
	令和 5 年 2 月 27 日	文京区千駄木二丁目地内
	令和 3 年 10 月 27 日	文京区本郷一丁目地内
	令和 3 年 7 月 19 日	文京区本郷五丁目地内
	令和 2 年 7 月 21 日	文京区千駄木一丁目地内
	令和元年 9 月 27 日	文京区後楽二丁目地内
	令和元年 9 月 2 日、令和 2 年 6 月 22 日、令和 4 年 1 月 10 日	文京区小石川四丁目地内
	平成 29 年 12 月 4 日、令和 6 年 3 月 22 日	文京区根津一丁目地内
	平成 26 年 12 月 24 日	文京区後楽二丁目地内
	平成 25 年 11 月 18 日、令和 2 年 7 月 15 日	文京区湯島一丁目地内
	平成 24 年 3 月 27 日、平成 24 年 4 月 17 日、令和 7 年 12 月 1 日	文京区春日一丁目地内
	平成 22 年 1 月 5 日	文京区本駒込一丁目地内

注) 要措置区域：健康被害が生じる可能性が高い区域

形質変更時要届出区域：基準不適合の汚染土壌があるが健康被害の恐れはない区域

出典) 東京都環境局「要措置区域等の指定状況」より作成

6) 地下水汚染

現状	・2020（令和 2）年から環境基準及び指針数を超過している物質があったが、2024（令和 6）年で超過数なしと落ち着いている。
課題	・水質汚濁防止法に基づく地下水汚染の原因となる物質や行動を制限する取組が求められる。

表 1-8 地下水概況調査による環境基準及び指針値（暫定）超過数

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
環境基準及び 指針値超過数	0	3	2	1	2	0

出典）東京都環境局「東京の地下水質調査結果」より作成

7) 地盤沈下

現状	・地盤沈下に関する苦情は 2019（令和元）年度から 2024（令和 6）年度にかけて 0 件である。
課題	・引き続き、地盤沈下対策として地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限を設け、さらに揚水施設を有す人に対して、都環境確保条例に基づき、年内揚水量の記録を報告することを義務付け、監視していく必要がある。

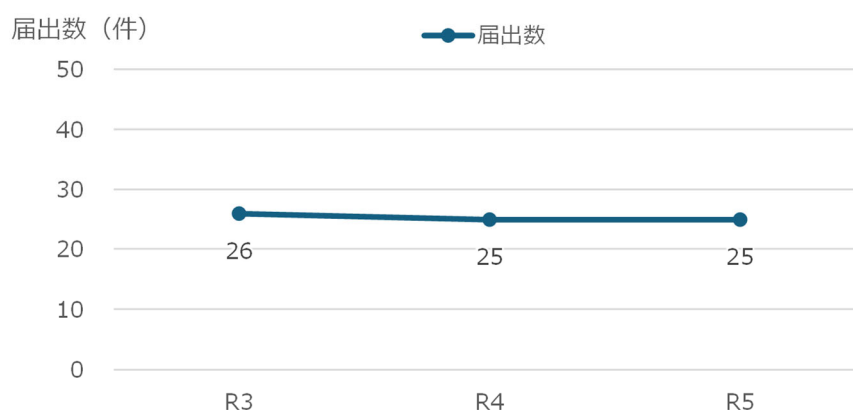
表 1-9 地盤沈下苦情受付件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
苦情受付件数	0	0	0	0	0	0

出典）東京都環境局「公害苦情統計調査」より作成

8) 化学物質

現状	・事業所内で保管・製造された適正管理化学物質の数は 3 年間で横ばいであった。
課題	・引き続き都環境確保条例に基づき、特定の化学物質を取り扱う工場や指定作業場の事業者に対して毎年度適正管理化学物質の使用量・排出量等の報告、さらに震災等発生時における化学物質管理方法書の作成・提出を義務付ける。

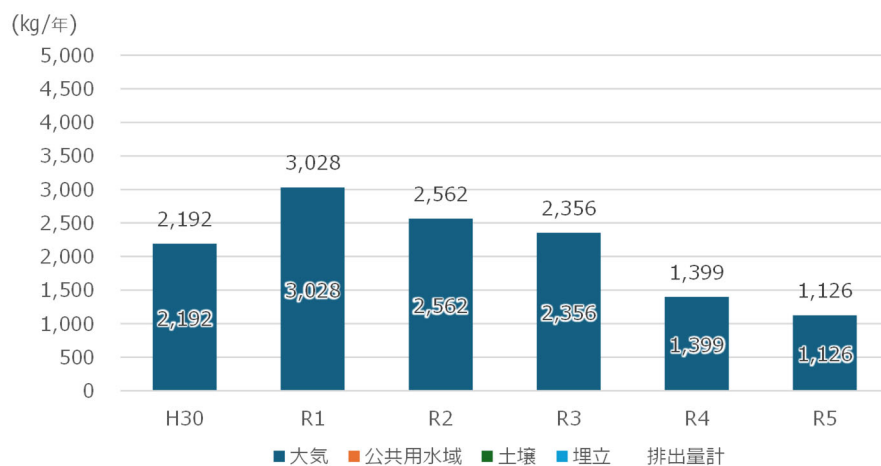


出典）東京都環境局「適正管理化学物質使用量等の集計結果について」より作成

図 1-38 化学物質

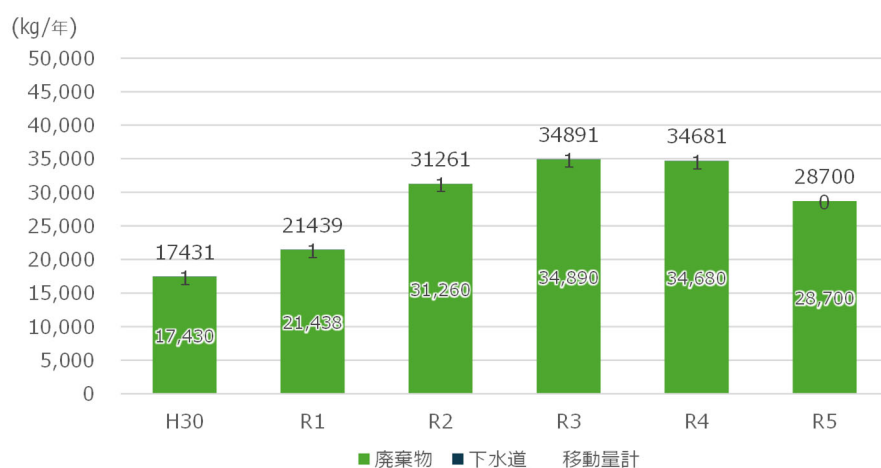
9) PRTR（化学物質排出移動量届出）

現状	・有害性のある化学物質は、主に揮発、埋立、排気により大気に排出されている。 ・2023（令和 5）年の排出量・移動量はともに減少しているが、依然として移動量が多い。
課題	・国や都と連携し、都が中心となって有害な化学物質の環境への排出量、移動量を管理する必要がある。



出典）東京都環境局「法律による PRTR 制度 データの集計結果」より作成

図 1-39 文京区における排出量計



出典）東京都環境局「法律による PRTR 制度 データの集計結果」より作成

図 1-40 文京区における移動量計

10) PCB

現状	・現在区内で PCB が保管されている事業場は 15 か所である。また、使用されている事業場は 22 か所である。保管・使用をどちらもしている事業場は 1 ヶ所である。
課題	・対象の事業場をもつ施設は適切に保管する必要がある。なお、PCB 廃棄物の処理は令和 7 年 10 月 15 日をもって終了した。

表 1-10 文京区内の PCB 保管・使用事業場数

	国	民間 (団体会)	警視庁	教育庁	下水道局	他自治体
保管	3	7	1	1	1	2
使用	0	17	0	0	1	4
保管・使用	0	0	0	0	1	0

出典) 東京都環境局「PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物 区部届出事業場リスト」より作成

11) PFOS 及び PFOA

現状	・指針値 (暫定) は 50ng/L (0.000050mg/L) であり、2021 (令和 3) 年度以降で超過が見られる。
課題	・PFOS 及び PFOA の測定値を把握し、国や都の動向を注視しながら、地下水の安全・安心に努めていく必要がある。

表 1-11 地下水概況調査による PFOS 及び PFOA の値 (合算値、mg/L)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
概況調査の 調査日 分析結果	—	—	10 月 21 日 0.000070* ¹	10 月 7 日 0.0000025	10 月 23 日 0.00012* ¹	9 月 17 日 0.0000014
	—	—	—	—	12 月 20 日 0.0000003	9 月 26 日 0.000014
	—	—	—	—	—	9 月 26 日 0.000010
	—	—	—	—	—	9 月 26 日 0.0000003
継続監視調査 の調査日 分析結果	—	—	—	2 月 24 日 0.000075* ¹	2 月 19 日 0.000073* ¹	1 月 27 日 0.000073* ¹
	—	—	—	—	—	1 月 27 日 0.000088* ¹
指針値 (暫定) 超過数* ²	—	—	1	1	2	2

注) R1、R2 は測定なし

*¹: 指針値 (暫定) 超過

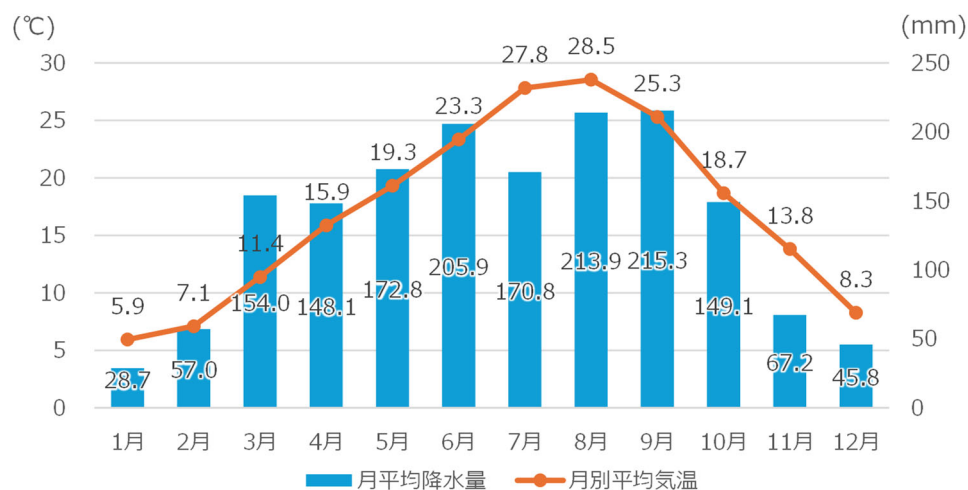
*²: 令和 7 年 6 月に「指針値 (暫定)」が「指針値」へと見直されました。

出典) 東京都環境局「東京の地下水質調査結果」より作成

(3) 自然環境

1) 気象

現状	・東京の月別平均気温は、8月が最も高く1月が最も低い。また、冬季の降水量が少ない太平洋側気候となっている。真夏日・熱帯夜の日数は増加傾向にある。
課題	・地球温暖化による気候変動の適応策・緩和策が求められる。

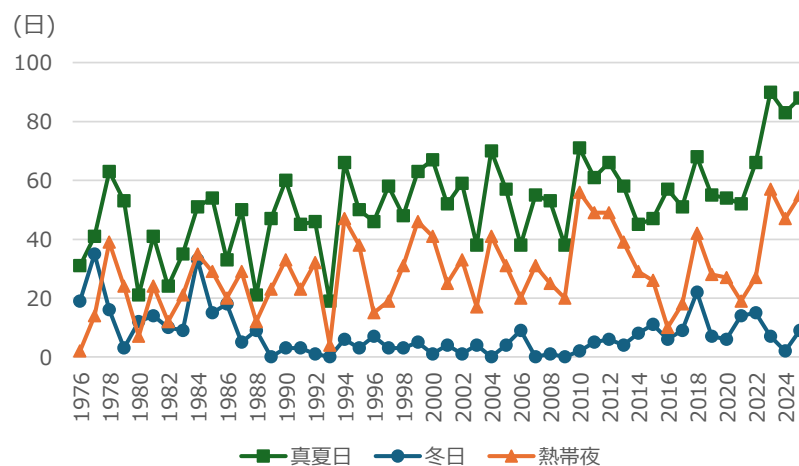


注) 1. 令和3～7年の平均値である

2. 観測地点：東京（東京都） 緯度：北緯35度41.4分／経度：東経139度45.0分

出典) 気象庁「気象統計情報」より作成

図 1-41 月別平均気温と平均降水量



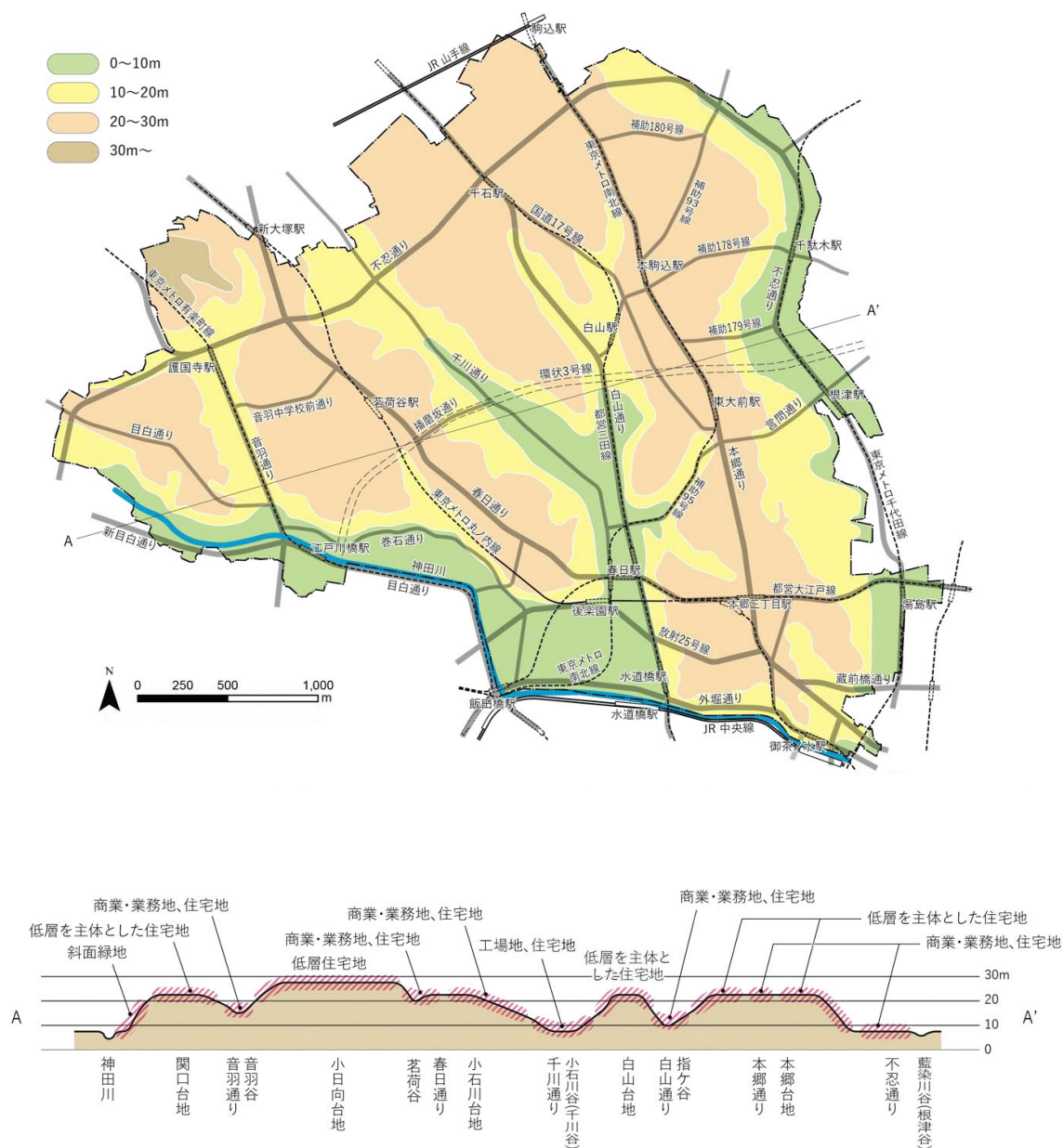
注) 観測地点：東京（東京都） 緯度：北緯35度41.4分／経度：東経139度45.0分

出典) 気象庁「気象統計情報」より作成

図 1-42 真夏日・冬日・熱帯夜の推移

2) 地形・地質

現状	・文京区は武蔵野台地の東端に位置し、台地と多くの谷からなっているため、20m前後の高低差をもつ起伏にとんだ地形である。
課題	・区内の多様な地形により形成される自然環境を保全していくことが求められる。

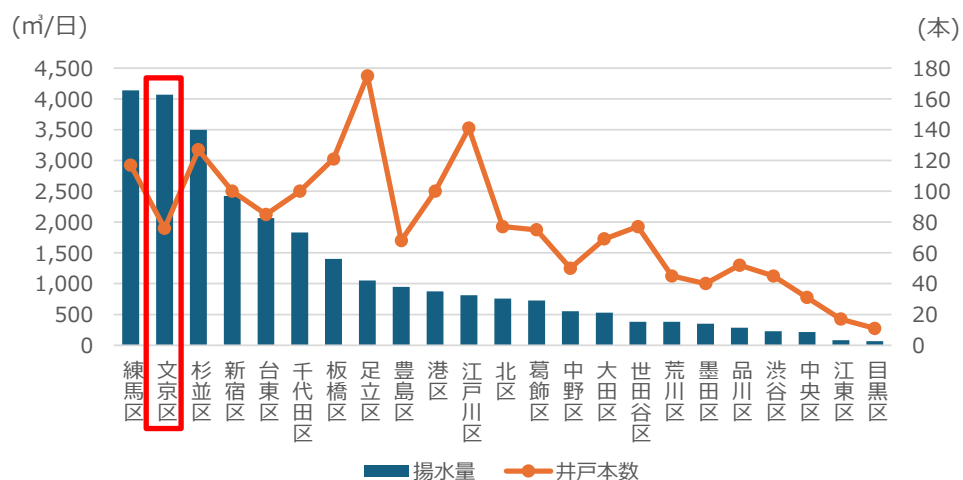


出典) 文京区「文京区都市マスタープラン 2024」

図 1-43 文京区の地形

3) 地下水揚水量

現状	・井戸の揚水量は 23 区内で 2 番目である。一方で、揚水量に対する井戸本数は少ない。
課題	・水資源の保全と適切な利用を注視していく必要がある。



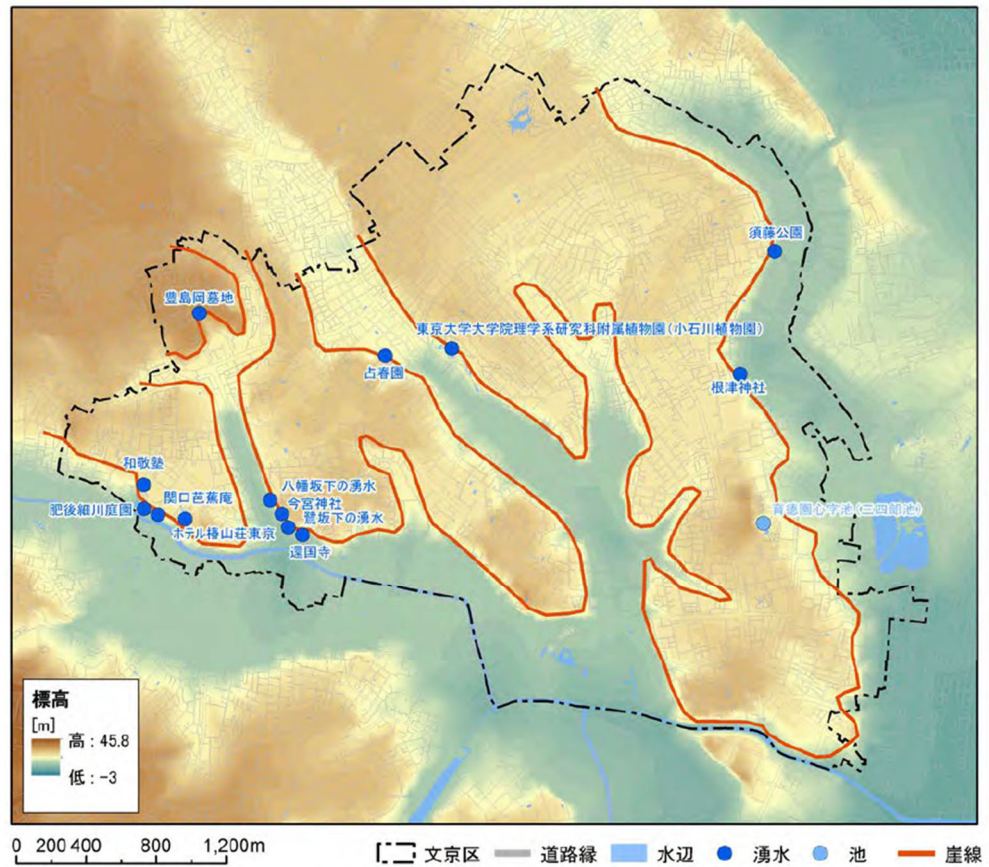
注) 揚水量：工業用水法対象の井戸を除く動力を用いる全ての井戸の揚水量報告集計値

出典) 東京都環境局「都内の地下水揚水の実態」より作成

図 1-44 区別地下水年揚水量及び井戸本数（令和 5 年）

4) 湧水

現状	・文京区の特徴である台地～崖線～低地が織りなす地形においては、特に崖線付近で湧水が浸み出している場所が多く見られる。
課題	・湧水の保全に努めると同時に、景観の保全、みどりの保全が求められる。



注)「文京区生物多様性地域戦略」策定時に、「文京区内の湧水」に基づき現地確認等を行い作成

出典) 文京区「文京区生物多様性地域戦略」

図 1-45 文京区的主要湧水等

5) 河川

現状	・現在文京区内に残っている川は神田川のみである。神田川は区の南西部から南東部にかけて流れている。
課題	・区民が親しめる水辺として保全していくことが求められる。

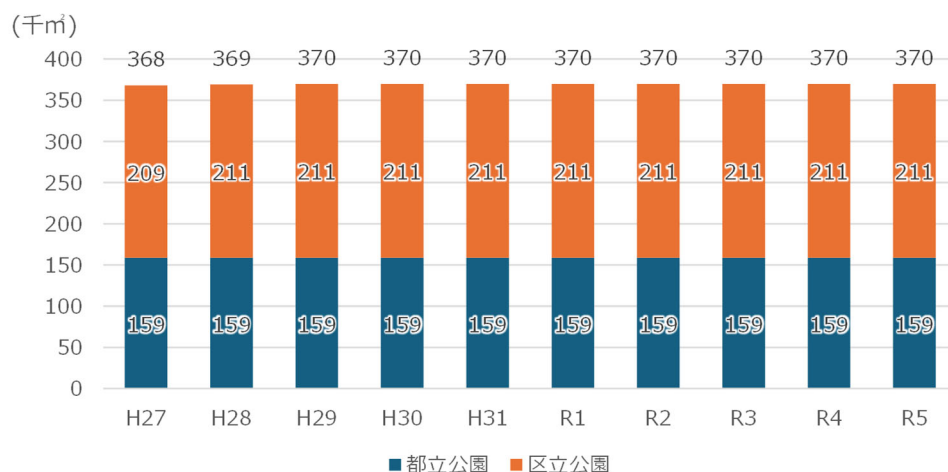


出典）文京区「文京区景観計画」

図 1-46 神田川とかつてあった河川の位置図

6) 公園、緑地

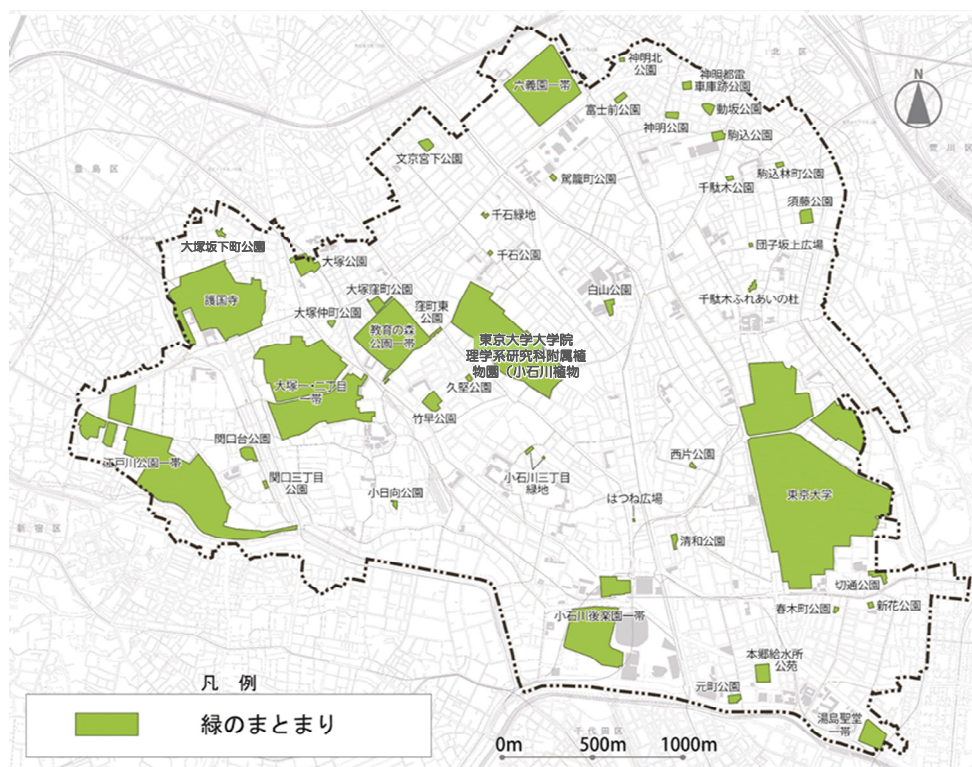
現状	・公園の総面積は2015（平成27）年から横ばいで推移している。
課題	・公園の多くが住居系地域に位置しているため、緑としての役割だけでなく、近隣住民の憩いの場や防災としての役割も必要である。



注) 端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある

出典) 文京区「文京の統計」より作成

図 1-47 区内公園総面積の推移

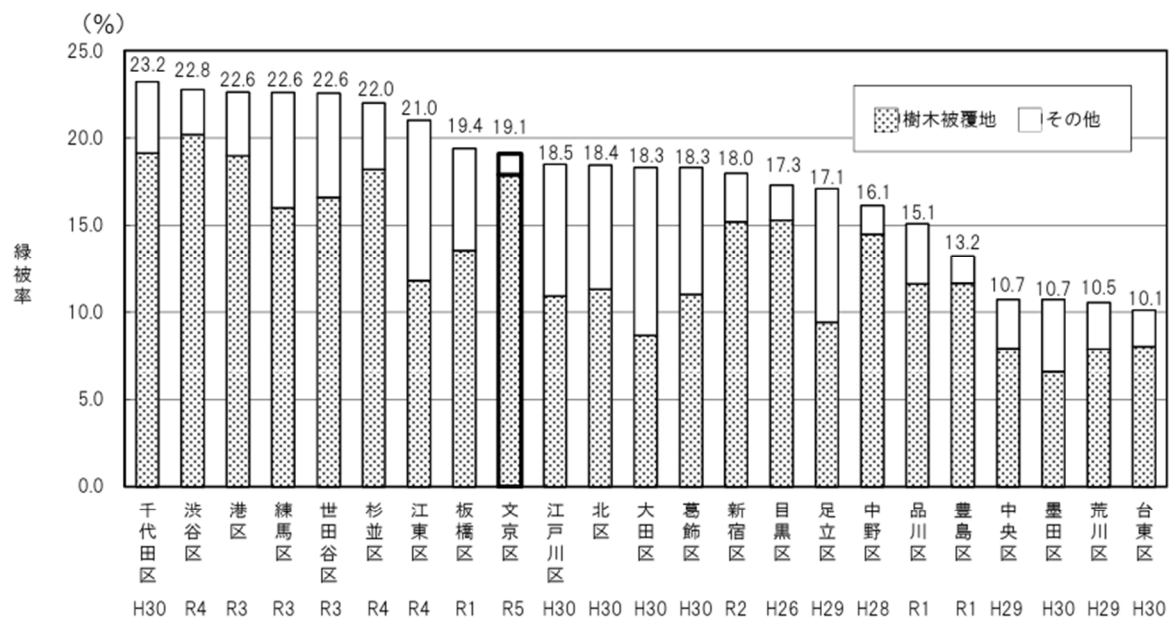


出典) 文京区「文京区景観計画」より作成

図 1-48 緑のまどりの位置図

7) 樹木、街路樹

現状	・緑被率は 19.1%であり、23 区中 9 番目である（文京区「文京区のみどり」より）。 ・平成 7 年から緑被率は増加傾向にある。
課題	・大規模な緑地にとどまらず、まちなかの街路樹や民有地のみどりなどの保全や創出にも努めていくことが求められる。

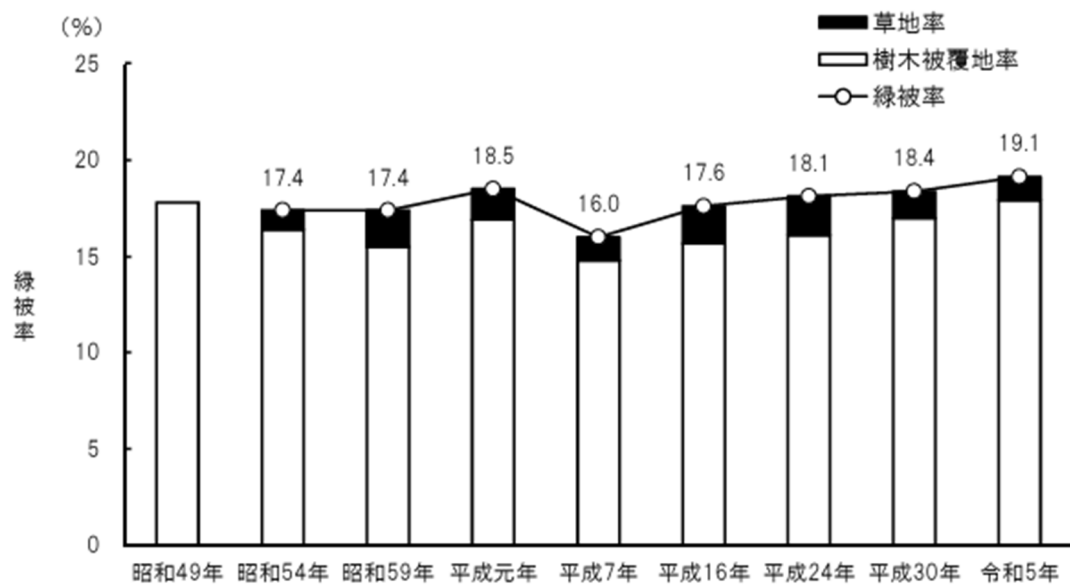


注 1：区によって調査年度や解析、集計方法等が異なるため、厳格な意味での比較とはならない。
 2：区名下の数字はそれぞれの区の調査年度。
 3：その他には、草地、雑草地、農地などが含まれる。

出典) 文京区「文京区のみどり」

図 1-49 他区との緑被率の比較

調査年次		昭和 49年	昭和 54年	昭和 59年	平成 元年	平成 7年	平成 16年	平成 24年	平成 30年	令和 5年
緑被率	(%)		17.4	17.4	18.5	16.0	17.6	18.1	18.4	19.1
樹木被覆地率		17.8	16.4	15.5	16.9	14.8	15.7	16.1	17.0	17.9
草地率		0.0	1.0	1.9	1.6	1.2	1.9	2.0	1.4	1.2

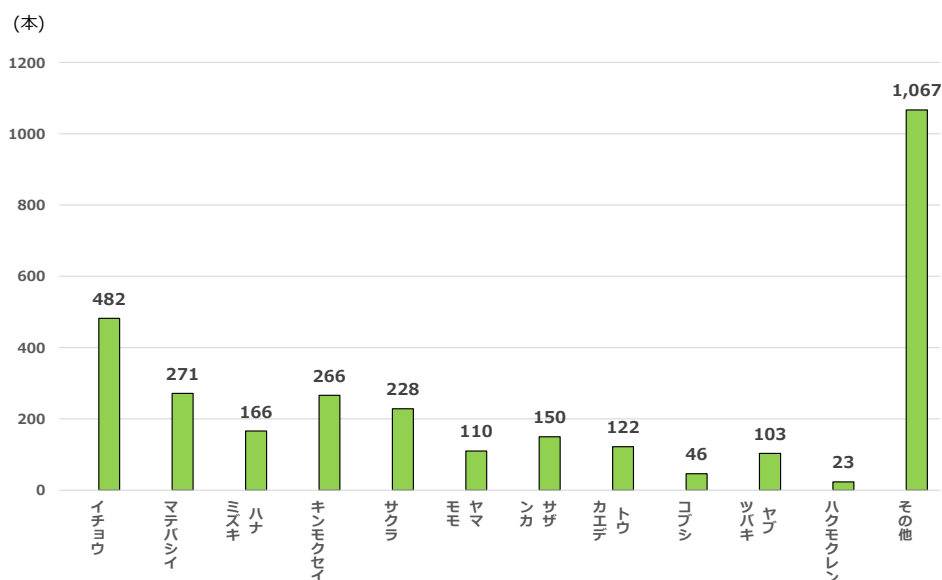


出典) 文京区「文京区のみどり」

図 1-50 緑被率の経年変化

8) 動植物

現状	・文京区内では様々な樹木が確認されている。一方で、動物の生息状況について明確に示した資料はないが、区内のみどりが動物の住処になっている可能性がある。
課題	・区内の動植物を保全することに加えて、生物多様性に配慮したまちづくりも必要がある。



注) ポケットパーク及びグリーンスポットの高木を含む。

出典) 文京区「文京の統計」より作成

図 1-51 樹種別樹木数

表 1-12 2017（平成 29）年度の現地調査で確認された生きものの数

生物分類	本郷給水所 公苑	千石緑地	須藤公園	関口台公園	文京シビック センター	根津神社	順天堂大学 医学部附属 順天堂医院	播磨坂 さくら並木	合計
哺乳類	1 科 1 種	3 科 3 種	-	3 科 3 種	0 科 0 種	2 科 2 種	1 科 1 種	0 科 0 種	4 科 4 種
鳥類	12 科 12 種	8 科 9 種	-	11 科 12 種	5 科 5 種	18 科 22 種	13 科 13 種	7 科 7 種	23 科 29 種
爬虫類・ 両生類	3 科 3 種	1 科 1 種	5 科 5 種	3 科 3 種	0 科 0 種	4 科 4 種	0 科 0 種	1 科 1 種	10 科 11 種
魚類	3 科 4 種	-	2 科 4 種	-	-	-	-	-	3 科 6 種
陸産貝類	0 科 0 種	2 科 2 種	-	2 科 3 種	0 科 0 種	4 科 4 種	1 科 1 種	1 科 1 種	5 科 7 種
昆虫類	80 科 185 種	66 科 124 種	-	106 科 209 種	43 科 58 種	93 科 188 種	56 科 98 種	43 科 67 種	158 科 464 種
クモ類	14 科 29 種	14 科 33 種	-	17 科 36 種	5 科 6 種	23 科 62 種	8 科 13 種	7 科 7 種	20 科 98 種
底生生物	10 科 10 種	-	7 科 7 種	-	-	-	-	-	12 科 13 種
植物	70 科 209 種	51 科 83 種	-	75 科 206 種	41 科 97 種	75 科 194 種	75 科 210 種	66 科 161 種	122 科 505 種
合計	193 科 453 種	145 科 255 種	14 科 16 種	217 科 472 種	94 科 166 種	219 科 476 種	154 科 336 種	125 科 244 種	357 科 1,137 種

注) 須藤公園は「爬虫類・両生類」「魚類」「底生生物」のみ調査し、「魚類」「底生生物」の調査は、本郷給水所公苑と須藤公園のみ実施。

出典) 文京区「文京区生物多様性地域戦略」

表 1-13 文京区内で確認された重要種の種数

生物分類	環境省レッドリスト	都レッドリスト	合計
哺乳類	0 種	1 種	1 種
鳥類	12 種	50 種	52 種
爬虫類・両生類	1 種	9 種	9 種
魚類	4 種	13 種	14 種
陸産貝類	0 種	0 種	0 種
昆虫類	3 種	10 種	12 種
クモ類	1 種	3 種	3 種
土壌生物	0 種	0 種	0 種
底生生物	2 種	9 種	9 種
植物	86 種	85 種	120 種
合計	109 種	180 種	220 種

出典) 文京区「文の京生きもの図鑑」

表 1-14 文京区内で確認された外来種の種数

生物分類	特定外来生物	生態系被害 防止外来種	その他の 外来種	合計
哺乳類	0 種	2 種	2 種	2 種
鳥類	2 種	3 種	5 種	5 種
爬虫類・両生類	1 種	2 種	3 種	3 種
魚類	2 種	4 種	9 種	9 種
陸産貝類	0 種	0 種	1 種	1 種
昆虫類	1 種	1 種	32 種	32 種
クモ類	0 種	0 種	0 種	0 種
土壌生物類	0 種	0 種	1 種	1 種
底生生物	0 種	5 種	11 種	11 種
植物	2 種	16 種	215 種	215 種
合計	8 種	33 種	279 種	279 種

出典) 文京区「文の京生きもの図鑑」

9) 生物多様性

現状	・区民・事業者では「敷地内の緑化に取り組んでいる割合」、事業者では「生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合」に対して、「達成まで更なる行動が必要」という結果になった。
課題	・区民や事業者に対する生物多様性に関する取組の周知・理解促進が求められる。 また、外来種による区の生態系に対する影響等への理解を促進する必要がある。

基本目標	指標		戦略策定時 平成 29 (2017) 年度	現状値 令和 6 年 (2024)年度	将来の目安 令和 10 (2028) 年度	現状の 評価
基本目標 Ⅰ	「生物多様性」という言葉を知っている割合	区民	80%	87%	100%	○
		事業者	77%	86%	100%	○
	身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合	区民	90%	89%	100%	○
基本目標 Ⅱ	生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合	区民	94%	92%	100%	○
	生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合	事業者	20%	25%	100%	△
	環境に配慮した製品を購入している割合	区民	74%	80%	100%	○
		事業者	70%	86%	100%	○
基本目標 Ⅲ	生物多様性の保全・回復に向けた公園再整備事業等を行った都市公園※1の数		9ヶ所	27ヶ所	現状より増加（累計）	◎
	敷地内の緑化に取り組んでいる割合	区民	63%	58%	100%	△
		事業者	49%	59%	100%	△
基本目標 Ⅳ	ビオトープマップにおけるみどりの面積		180ha	— ※3	現状より増加	—
	区内の緑の状況（緑被率） ※2		18.4% (平成 30 年)	19.1%	19% ※4 (令和 11 年)	— ※4

注 1) ◎：達成の見込み有、○：達成まで引き続き行動が必要、△：達成まで更なる行動が必要

注 2) ※1：江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）に基づく再整備を行った都市公園及びその他生物多様性に配慮した再整備等を行った都市公園

※2：2020（令和 2）年 3 月改定の「文京区みどりの基本計画」で定められている値を用います。

※3：計画の改定に合わせて現状値把握及び評価を行います。

※4：「文京区みどりの基本計画」が現在見直し中であるため、現状の評価はしていません。

出典）文京区「令和 6 年度 第 1 回生物多様性地域戦略協議会
【資料 1 号】文京区生物多様性戦略に基づく実績報告」より作成

図 1-52 文京区の生物多様性地域戦略の進行管理指標

(4) 人文・歴史環境

1) 歴史的・文化的資源

現状	・文京区内には国及び都指定文化財が 52 件、国登録文化財（建造物）が 65 棟存在し、多くの文豪が居住していた地でもある。
課題	・これらの歴史的・文化的資源を保全することで、区内の環境保全と密接に関わるという認識を高めていくことが求められる。

表 1-15 文京区内の主な文化財

文化財の分類	主な文化財
国指定文化財 (19 件) ※絵画・彫刻・刀剣等美術品 及び典籍等を除く	・護国寺本堂、月光殿 ・旧加賀屋敷御守殿門(赤門) ・根津神社 ・本郷弥生町出土壺形土器 ・宮菫節三味線 ・小石川後楽園 ・六義園 ・小石川植物園（御薬園跡及び養生所跡） ・湯島聖堂 ・懷徳館庭園（旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園） 等
都指定文化財 (33 件)	・湯島天満宮表鳥居 1 基 ・絹本著色五百羅漢図 兆溪元明筆 30 幅 等
国登録文化財（建造物） (65 件) ※棟数	・東京大学大講堂（安田講堂） ・お茶の水女子大学本館 ・日本基督教団本郷中央教会 ・東京カテドラル聖マリア大聖堂 ・椿山荘三重塔 等

出典）文京区ホームページより作成

図 1-53 国及び東京都の指定・国登録文化財の区別件数



表 1-16 文京区にゆかりのある文人（一部抜粋）

ゆかりのある主な人物	森鷗外、夏目漱石、樋口一葉、石川啄木 など
------------	-----------------------

出典）文京区「文京ゆかりの文人」より作成

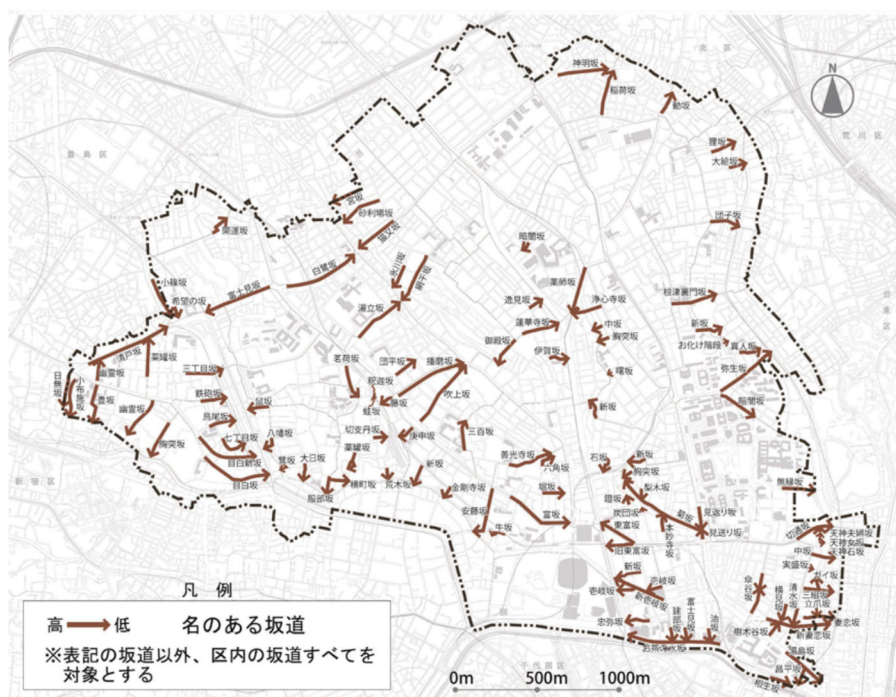
2) 景観

現状	・文京区では、景観形成に寄与した建物等や地域活動を顕彰する「文の京景観賞」を創設し、景観の保全に努めている。大部分が台地からなる文京区には坂が多く、区内の景観形成に大きく影響している。
課題	・引き続き、景観の保全を通して住環境を向上させることが求められる。

表 1-17 文の京（ふみのみやこ）都市景観賞（ふるさと景観賞）の受賞地域（一部抜粋）

受賞地域	受賞回および賞名
庚申坂	第 23 回（令和 6 年度）都市景観部門
しろへび坂	第 19 回（令和元年度）ふるさと景観賞
鑑（あぶみ）坂	第 11 回（平成 23 年度）ふるさと景観賞
善光寺坂	第 10 回（平成 22 年度）ふるさと景観賞
鷺坂	第 8 回（平成 20 年度）ふるさと景観賞
湯立坂	第 7 回（平成 19 年度）ふるさと景観賞
播磨坂さくら並木	第 3 回（平成 15 年度）ふるさと景観賞

出典）文京区ホームページより作成



出典）文京区「文京区景観計画」

図 1-54 名のある坂道の位置図

3) 大学

現状	・「文京」という名称が「学問の府」という区の特徴や性格から名づけられたことを象徴するように、区内には 19 の大学・短期大学が立地している。
課題	・学術・研究機関としての立場から情報の提供や共有を図ることや、環境保全の担い手として学生が参加するなどの連携が求められる。

表 1-18 区内の大学・短期大学の一覧（令和 8 年 3 月現在、五十音順）

跡見学園女子大学	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学
お茶の水女子大学	東洋大学
国際仏教学大学院大学	東洋学園大学
順天堂大学	日本医科大学
拓殖大学	日本社会事業大学
中央大学（法学部・理工学部）	日本女子大学
筑波大学（附属学校教育局）	日本薬科大学(お茶の水キャンパス)
貞静学園短期大学	文京学院大学
東京大学	放送大学東京文京学習センター
東京科学大学	

出典）文京区ホームページより作成

2. 現行計画に関連する施策の実施状況の把握・整理

区が実施する環境に関連する施策の実施状況を把握するため、庁内照会を実施した。

2.1 調査方法

現行の環境基本計画の施策実施状況の基礎情報として、『「文の京」総合戦略 計画事業（令和7年度）一覧』を基に、現在取り組まれている環境に関連する施策の実施状況を整理した。

環境に関連する施策については、環境基本計画の基本目標（①低炭素、②資源循環、③快適・安全、④自然共生・歴史・文化、⑤連携・基盤づくり）ごとに整理し、所管課に実施状況や、新規事業の追加の有無について庁内照会を実施した。

2.2 調査結果

環境に関連する施策の実施状況についての庁内照会結果は表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 区が実施する環境に関連する施策の実施状況についての庁内照会結果

事業番号	事業名	所管課	環境基本計画の基本目標と主な施策					令和8年度以降の展開について
			①低炭素	②資源循環	③快適・安全	④自然共生・歴史・文化	⑤連携・基盤づくり	
+	がんきょうハッピーベイビー応援事業	健康推進課						1. 継続
2	不妊治療に係る支援	健康推進課						1. 継続
3	文京区版ネウボラ事業	保健サービスセンター						1. 継続
4	母親学級・両親学級	保健サービスセンター						1. 継続
5	乳児家庭全戸訪問事業	保健サービスセンター						1. 継続
6	乳幼児健康診査	保健サービスセンター						1. 継続
7	乳幼児家庭支援保健事業	保健サービスセンター						1. 継続
8	区立幼稚園の認定こども園化	教育総務課・学務課						1. 継続
9	区立幼稚園及び区立幼稚園型認定こども園の預かり保育	学務課						1. 継続
10	未就園児の定期的な預かり事業	幼児保育課						2. 終了確定
197	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	幼児保育課						3. 新規
11	区立お茶の水女子大学こども園の運営	幼児保育課						1. 継続
12	私立保育施設への巡回指導等による運営支援	幼児保育課						1. 継続
13	保育施設等への検査体制の強化	幼児保育課						1. 継続
14	子どもの保育環境向上事業	幼児保育課						1. 継続
15	文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践	幼児保育課						1. 継続
16	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	教育センター						1. 継続
17	発達支援巡回事業	教育センター						1. 継続
18	子ども家庭相談事業	子ども家庭支援センター						
19	一時保育事業	子育て支援課・幼児保育課						1. 継続
20	病児・病後児保育事業	子育て支援課						
21	ベビーシッター等による子育て支援事業	子育て支援課						
22	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課						
23	放課後児童健全育成事業	児童青少年課						1. 継続
24	健康・体力増進事業	教育センター					5-3-4	1. 継続
25	中学校部活動支援	教育指導課						1. 継続
26	スポーツ振興事業	スポーツ振興課						1. 継続
27	和食の自給推進事業	学務課						1. 継続
28	英語力向上推進事業	教育指導課						1. 継続
29	「話す力」向上プログラム事業	教育指導課						1. 継続
30	教育情報ネットワーク環境整備（幼・小・中）	学務課					5-1-1	1. 継続
31	教員研修・研究事業	教育センター					5-2-1	1. 継続
32	「Society5.0の教室」プロジェクト	教育指導課					5-1-1	1. 継続
33	いじめ問題対策事業	教育指導課						1. 継続
34	特別支援教育推進事業	教育指導課						1. 継続
35	文京ふさと学習プロジェクトの推進	教育指導課					5-1-3 5-2-1 5-2-4	1. 継続
36	いのちと心の教育の推進事業	教育指導課					5-1-2 5-2-1	1. 継続
37	総合相談室	教育センター						1. 継続
38	不登校への対応力強化	教育センター						1. 継続
39	誠之小学校改築	学務課						2. 終了確定
40	明化小学校等改築	学務課						1. 継続
41	柳町小学校等改築	学務課						1. 継続
42	小日向台小学校等改築	学務課						1. 継続
43	千駄木小学校等改築	学務課						1. 継続
44	学校施設等の快適性向上	学務課						1. 継続
45	校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修	学務課						1. 継続
46	給食室の整備	学務課						1. 継続
47	小学校の教室増設対策	学務課						1. 継続
48	青少年健全育成会活動支援	児童青少年課						1. 継続
49	青少年の社会参加推進事業	児童青少年課						1. 継続
50	青少年プラザ(b-lab)運営事業	児童青少年課					5-2-1	1. 継続
51	生活困窮世帯学習支援事業	生活福祉課						1. 継続
52	高校生等医療費助成	子育て支援課						
53	高校生世代育成支援金	子育て支援課						
54	子ども宅食プロジェクト	子育て支援課						

事業 番号	事業名	所管課	環境基本計画の基本目標と主な施策					令和8年度以降 の 見直しについて
			①低炭素	②資源循環	③快適・安全	④自然共生・ 歴史・文化	⑤連携・基盤 づくり	
55	児童発達支援センターの運営	教育センター						1. 継続
56	各施設での医療的ケア児の受入れ	障害福祉課						1. 継続
57	医療的ケア児支援体制の構築	障害福祉課						1. 継続
58	障害者（児）施設整備促進事業	障害福祉課						1. 継続
59	児童虐待防止対策事業	子ども家庭支援センター・ 児童相談所	1-1-1					1. 継続
60	文京区児童相談所運営	児童相談所						1. 継続
61	奨学金給付金	教育総務課						1. 継続
62	勤労奨励事業	教育総務課						1. 継続
63	就学援助	学務課						1. 継続
64	文京区版ひきこもり総合対策	生活福祉課						1. 継続
65	ヤングケアラー支援推進事業	子ども家庭支援センター・ 教育センター・福祉政策課等						
66	小地域福祉活動の推進	福祉政策課						1. 継続
67	多機能な居場所活動推進事業	福祉政策課						1. 継続
68	重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまぐること支援）	福祉政策課						1. 継続
69	地域医療連携推進事業	高齢福祉課・健康推進課						1. 継続
70	在宅療養者等訪問診療・予防相談推進事業	健康推進課						1. 継続
71	在宅療養支援窓口事業	高齢福祉課						1. 継続
72	認知症施策の総合的な推進	高齢福祉課						1. 継続
73	介護予防事業の推進	高齢福祉課						1. 継続
74	文の京フレイル予防プロジェクト	高齢福祉課						1. 継続
75	地域介護予防活動支援事業（通いの場）	高齢福祉課						1. 継続
76	生活支援体制整備事業	高齢福祉課						1. 継続
77	元気高齢者の社会参画支援事業	高齢福祉課						1. 継続
78	地域の支え合い体制づくり推進事業	福祉政策課						1. 継続
79	シルバー人材センターの活動支援	高齢福祉課・介護保険課						1. 継続
80	文京すまいるプロジェクトの推進	福祉政策課						1. 継続
81	ハートフルネットワーク事業	高齢福祉課						1. 継続
82	地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の充実	高齢福祉課						1. 継続
83	高齢者緊急連絡カードの設置	高齢福祉課						1. 継続
84	高齢者等見守りあんしん事業	高齢福祉課						1. 継続
85	成年後見制度利用支援事業	福祉政策課						1. 継続
86	文京エアストーリー	福祉政策課						1. 継続
87	民間事業者による高齢者施設の整備	介護保険課						1. 継続
88	地域密着型サービスの充実	介護保険課						1. 継続
89	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	介護保険課						1. 継続
90	介護人材の確保・定着支援	介護保険課						1. 継続
91	障害者基幹相談支援センターの運営	障害福祉課						1. 継続
92	地域生活支援拠点運営事業	障害福祉課						1. 継続
93	精神障害者の地域移行・地域定着事業	予防対策課・障害福祉課						1. 継続
94	障害者就労支援センター事業	障害福祉課						1. 継続
95	中川企業等障害者職業体験受入れ助成事業	障害福祉課						1. 継続
96	就労定着支援の推進	障害福祉課						1. 継続
97	障害者差別解消推進事業	障害福祉課						1. 継続
98	心と情報のバリアフリー推進事業	障害福祉課						1. 継続
99	障害者虐待防止事業	障害福祉課						1. 継続
100	生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉課						1. 継続
101	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課						1. 継続
102	生活習慣病予防事業	保健サービスセンター						1. 継続
103	健康づくり事業	保健サービスセンター						1. 継続
104	食育普及	健康推進課					5-2-1 5-2-4	1. 継続
105	特定健康診査・特定保健指導	保健年金課・健康推進課						1. 継続
106	受動喫煙防止対策事業	健康推進課			3-1-9		5-1-1	1. 継続
107	喫煙・受動喫煙による健康被害防止の普及啓発及び禁煙支援	健康推進課			3-1-9		5-1-1	1. 継続
108	糖尿病性急性重症化予防事業	国民年金課						1. 継続
109	受診・服薬の適正化	国民年金課		2-1-1				1. 継続
110	各種がん検診の実施	健康推進課						1. 継続
111	がん知識の普及・啓発	健康推進課						1. 継続
112	がん患者支援	健康推進課						1. 継続
113	骨髄移植ドナー支援制度	予防対策課						1. 継続
114	骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度	予防対策課			3-3-6			1. 継続
115	新興・再興感染症対策推進事業	予防対策課			3-3-6			1. 継続
116	総合的な自殺対策の推進	予防対策課						1. 継続
117	中川企業支援事業	経済課	1-1-1					1. 継続
118	中川企業人材確保支援事業	経済課						1. 継続
119	創業支援事業	経済課						1. 継続
120	商店街振興対策事業	経済課					5-1-4	1. 継続
121	商店街販売促進・環境整備事業	経済課						1. 継続
122	消費者普及啓発事業	経済課					5-1-4	1. 継続
123	文化育成事業	アカデミー推進課				4-4-1 4-4-2 4-4-3 4-4-4	5-3-1	1. 継続
124	文京シビックホール（舊きの森文京公会堂）における文化芸術活動の推	アカデミー推進課				4-4-1	5-3-1	1. 継続
125	文の京ゆかりの文化人顕彰事業	アカデミー推進課				4-4-1 4-4-3 4-4-4	5-3-1	1. 継続
126	文京ふるさと歴史館の特別展、普及事業	アカデミー推進課				4-4-1 4-4-3 4-4-4	5-3-1	1. 継続
127	観光資源の魅力創出事業	アカデミー推進課				4-4-1 4-4-2 4-4-3	5-3-1	1. 継続
128	観光PR・情報発信事業	アカデミー推進課				4-4-1 4-4-3 4-4-4		1. 継続
129	観光ボランティア養成事業	アカデミー推進課				4-4-1		1. 継続
130	国際交流・海外都市交流事業	アカデミー推進課						1. 継続
131	国内交流事業	アカデミー推進課				4-1-1 4-2-1 4-3-3		1. 継続
132	文の京文化発信プロジェクト	アカデミー推進課				4-4-1 4-4-2 4-4-3		1. 継続
133	山村体験交流事業	区民課				4-1-1 4-2-1 4-3-3		1. 継続
134	町会・自治会支援の推進	区民課					5-1-1	1. 継続
135	協働事業の推進	区民課					5-3-1	1. 継続
136	ふれあいサロン事業	区民課					5-2-5	1. 継続
137	区立図書館の「学びの拠点」としての機能向上	真砂中央図書館					5-3-2	
138	老朽化した図書館の改築	真砂中央図書館						
139	スポーツ施設の環境整備事業	スポーツ振興課						1. 継続

事業番号	事業名	所管課	環境基本計画の基本目標と主な施策					令和8年度以降の 継続について
			①低炭素	②資源循環	③快適・安全	④自然共生・歴史・文化	⑤連携・基盤づくり	
140	男女平等参加の推進	総務課						1. 継続
141	女性・母子父子等相談体制の充実	生活福祉課						1. 継続
142	母子・女性緊急一時保護事業	生活福祉課						1. 継続
143	バリアフリー推進事業	総務課						1. 継続
144	バリアフリー基本構想推進事業	都市計画課						1. 継続
145	バリアフリーの道づくり	道路課						1. 継続
146	無電柱化の推進	道路課			3-2-1			1. 継続
147	公園再整備事業	みどり公園課			3-3-5	4-2-2 4-2-4		1. 継続
148	元町公園整備事業(1日元町小学校との一体的整備)	みどり公園課			3-3-5	4-2-2 4-2-4		2. 終了確定
149	竹早公園整備事業(小石川図書館との一体的整備)	みどり公園課			3-3-5	4-2-2 4-2-4		1. 継続
150	緑の維持及び緑化啓発事業	みどり公園課			3-2-3	4-1-1 4-2-1 4-2-4 4-3-1	5-1-4	1. 継続
151	地区まちづくりの推進	地域整備課	1-2-5		3-2-1 3-2-3	4-2-2		1. 継続
152	再開発事業の推進	地域整備課	1-2-5		3-2-1 3-2-3			1. 継続
153	建築紛争予防調整・宅地開発指導	住環境課			3-1-4 3-1-7			1. 継続
154	景観まちづくり推進事業	住環境課			3-2-1 3-2-2 3-2-3 3-2-4 3-2-5		5-1-1	1. 継続
155	地球温暖化防止に関する普及啓発	環境政策課・施設管理課	1-1-4 1-1-5 1-1-6				5-1-1 5-1-2 5-1-4	1. 継続
156	環境教育・講座	環境政策課				4-1-1	5-1-1 5-1-2 5-1-3 5-1-4	1. 継続
157	新エネルギー・省エネルギー設備普及促進事業	環境政策課	1-1-1 1-1-4 1-1-6					1. 継続
158	3R(リデュース・リユース)の推進	リサイクル清掃課		2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-5			5-1-1 5-1-4	1. 継続
159	資源の集団回収支援	リサイクル清掃課		2-1-3 2-1-4 2-1-5 2-1-6 2-2-1			5-1-1	1. 継続
160	資源回収事業	リサイクル清掃課		2-1-3 2-1-6 2-2-1 2-2-2				1. 継続
161	プラスチック分別回収事業	リサイクル清掃課		2-1-6 2-2-1 2-2-2				1. 継続
162	事業系ごみ対策	リサイクル清掃課文京清掃事務所		2-1-4 2-2-2 2-2-3				1. 継続
163	地域防災訓練等の実施	防災危機管理課			3-3-3 3-3-4			1. 継続
164	避難所運営協議会運営支援	防災危機管理課			3-3-4			1. 継続
165	区民防災組織の育成	防災危機管理課			3-3-4			1. 継続
166	在宅避難の推進	防災危機管理課			3-3-4			1. 継続
167	円滑共同住宅の支援	防災危機管理課			3-3-4			1. 継続
168	災害対策本部機能等の強化	防災危機管理課			3-3-4			1. 継続
169	災害時の受援応援体制の関係強化	防災危機管理課			3-3-4			1. 継続
170	災害ボランティア体制の整備	福祉政策課			3-3-4		5-1-1	1. 継続
171	災害時医療の確保	生活衛生課・予防対策課						1. 継続
172	備蓄物資維持管理	防災危機管理課						1. 継続
173	避難行動要支援者の支援	防災危機管理課						1. 継続
174	福祉避難所の整備・拡充	福祉政策課・防災危機管理						1. 継続
175	妊産婦・乳児救護所の体制整備	防災危機管理課						1. 継続
176	避難者移住促進事業の推進	地域整備課・建築指導課			3-3-3 3-3-4			
177	不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業の推進	地域整備課						2. 終了確定
177	不燃化推進事業の推進	地域整備課						3. 新規
178	細街路の整備	地域整備課						
179	道路における治水対策の推進	道路課			3-3-5			1. 継続
180	崖等整備資金助成事業の推進	地域整備課			3-3-2			1. 継続
181	プロダクト等改修等の促進	地域整備課・建築指導課			3-3-2			
182	機材アセットマネジメント整備	道路課			3-3-2			1. 継続
183	安全対策推進事業	防災危機管理課						1. 継続
184	通学路等の防犯カメラの設置	教育総務課						1. 継続
185	子ども110番ステッカー事業	児童青少年課						1. 継続
186	空き家対策事業	住環境課			3-2-1			
187	特定空家等の対策	建築指導課			3-2-1			1. 継続
188	ベンチ等管理適正化支援事業	住環境課			3-2-1			
189	交通安全対策普及及広報活動	管理課						1. 継続
190	総合的な自転車対策	管理課	1-2-2					1. 継続
191	コミュニティ道路整備	道路課			3-2-1			1. 継続
192	交通安全施設の整備と維持	道路課	1-2-2					1. 継続
193	コミュニティバス運行	区民課	1-2-1					1. 継続
194	自転車シェアリング事業	管理課	1-2-2					1. 継続

3. 社会動向等の変化の調査

3.1 国際的な動向調査

3.1.1 調査方法

環境に係る国際的な動向について、環境政策の動向・現況等を網羅的に把握する。また、最新かつ詳細な状況を把握するため、新たな資料が順次公表されることを想定し、随時、タイムリーに関連情報を収集・整理する。

表 3-1 環境政策に関する国際会議、条約等

種類	分野	名称	策定等年月	取り扱い方
会議	全般	国連環境総会	—	環境施策における行動計画の参考
	全般	国連海洋会議	—	海洋保全の参考
	全般	G7 サミットと気候・エネルギー・環境大臣会合	—	持続可能な開発への取組の参考
	地球環境	気候変動枠組み条約締約国会議	—	地球温暖化対策の参考
	生物多様性	生物多様性条約締約国会議	—	生物多様性の参考
	資源循環	水銀に関する水俣条約締約国会議	—	資源循環の参考
条約等	地球環境	パリ協定	平成 27 年 12 月	気候変動の参考
	生物多様性	昆明・モントリオール生物多様性枠組	令和 4 年 12 月	生物多様性の参考
	生物多様性	国連公海条約	令和 8 年 1 月	公海の生物多様性の参考
	資源循環	国際プラスチック条約		プラスチック汚染の参考

3.1.2 調査結果

(1) 国連環境総会

第 7 回国連環境総会が 2025（令和 7）年 12 月 8 日から 12 日にかけて開催された。参加国は 186 ヶ国にのぼり、今回の総会では、気候変動、生物多様性の損失、汚染の 3 点が注目された。決議としてはサンゴ礁の保護や林野火災の管理、氷河の保護などの推進が挙げられ、合意された。

(2) 国連海洋会議

国連海洋会議は、持続可能な目標 14「海の豊かさを守ろう」より、海洋の持続可能性を促進するために、2017（平成 29）年に初めて開催された。2025（令和 7）年 6 月 9 日から 13 日にかけて第 3 回国連海洋会議が開催され、海面水温の上昇や漁業資源の減少、海洋プラスチックの増加、海洋生物種の減少が議題として挙げられた。

(3) G7 サミットと気候・エネルギー・環境大臣会合

各国の首脳が自由闊達な意見交換を行うことを目的として毎年、G7 サミット（主要国首脳会議）が開催されている。G7 サミットに合わせて、関係閣僚会合として環境関連の大臣会合（気候・エネルギー・環境大臣会合等）も行われており、気候変動、生物多様性、循環経済といった地球規模の環境課題に対して、国際的な取り組みの方向性を確認し、協調的な行動を促すことで、世界の環境政策を前進させる役割を担っている。2025（令和 7）年 10 月にカナダ・トロントで開催された G7 エネルギー・環境大臣会合では、「循環経済及び資源効率性トロント行動計画」、「G7 水コアリション作業計画」、「異常気象予測・準備・対応に関する議長ステートメント」等が取りまとめられた。

(4) 気候変動枠組み条約締約国会議

気候変動枠組み条約締約国会議（COP30）では、2024（令和 6）年の世界の平均気温上昇が 1.5 度に達したことにより、1.5 度までに気温上昇を抑えるというパリ協定の長期目標の達成可能性が主な話題となった。さらに、初めて 1.5 度オーバーシュート（1.5 度を超過してしまっても、いずれは 1.5 度に戻ってくるということ）に言及し、温度上昇を抑えるために社会が団結することを呼びかけた。

また、パリ協定第 7 条に定められている適応に関する世界全体の目標（GGA）について、適応分野の進捗を測定するための指標リストが採択されたものの、完全な合意には至らず、今次会合の結果をベースに翌年も継続検討することが決定された。

(5) 生物多様性条約締約国会議

1992（平成 4）年 5 月に採択された生物多様性条約では、①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝物質の利用から生ずる利益の不正かつ衡平な配分を目的としている。日本は同年 6 月に署名、翌年 5 月に受諾された。以降約 2 年に 1 度締約国で開催される生物多様性条約締約国会議は、2025（令和 7）年までに 16 回開催され、主な会議として、2010（平成 22）年に名古屋で開催された COP10 や 2022（令和 4）年カナダのモン트리オールで開催された COP15 があげられる。

(6) 水銀に関する水俣条約締約国会議

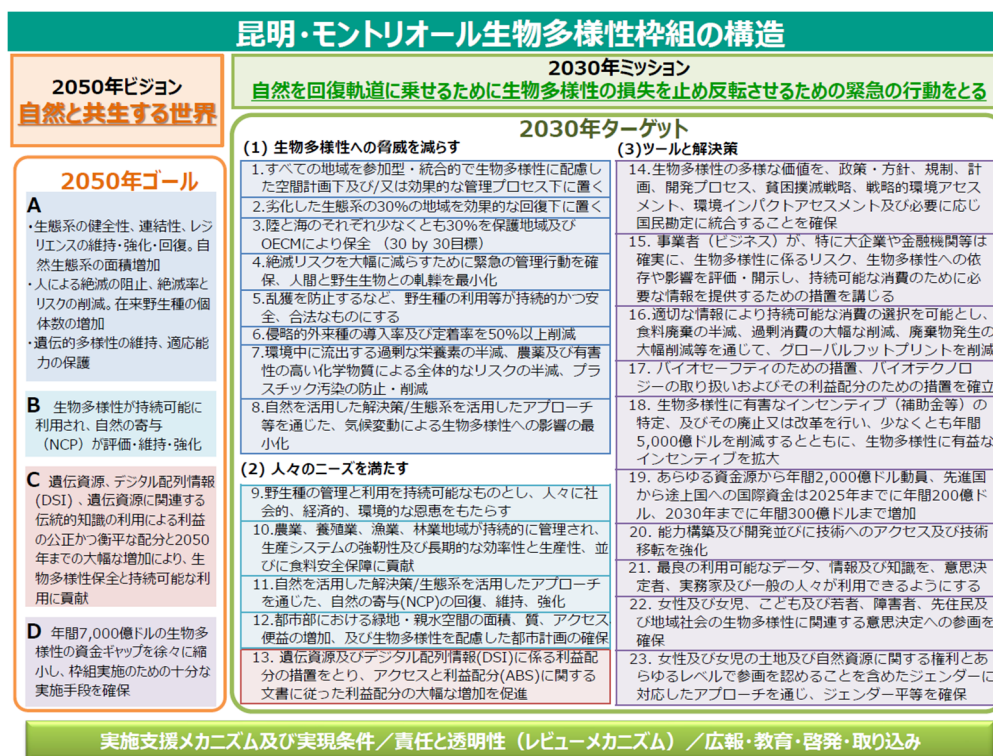
2023（令和 5）年 10 月 30 日～11 月 3 日に開催された「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」の決定を受け、蛍光灯の製造と輸出入が、その種類に応じ 2026 年末又は 2027 年末までに禁止されることとなった。

(7) パリ協定

パリ協定は、2020 年以降の気候変動問題において、すべての国に対し温室効果ガス排出量の削減に向けた長期目標を策定・提出することを求めた合意である。日本では、2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量を実施ゼロにすることを目標としており、中間目標として、2035（令和 17）年度で 60%、2040（令和 22）年度で 73%の削減（両年ともに 2013（平成 26）年度比）を掲げている。

(8) 昆明・モントリオール生物多様性枠組

昆明・モントリオール生物多様性枠組は2022（令和4）年、カナダのモントリオールで開催されたCOP15にて採択され、新たに2030（令和12）年、2050（令和32）年に対する目標がたてられた。2030（令和12）年までの短期目標として30by30を含んだ23のグローバルターゲットが掲げられている。



出典）環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組」

図 3-1 昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

(9) 国連公海条約

昆明・モントリオール生物多様性枠組でグローバルターゲットとして挙げられた「30by30」の目標を核として、海の30%を保護区に指定することを目標としている。1994（平成6）年に発効した国連海洋条約と比較すると公海の生物多様性に特化した条約である。

(10) 国際プラスチック条約

2022（令和2）年2月28日から3月2日にかけて開催された第5回国連環境総会再開セッションにおいて、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」が採択され、プラスチック汚染に関する条約の策定に向けた政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）の設置が決定された。

2022（令和4）年以降、政府間交渉委員会（INC）が継続的に開催され議論・交渉が進められているが、2026（令和8）年3月時点ではまだ合意に至っておらず、条約交渉は現在進行中である。

3.2 国の動向調査

3.2.1 調査方法

国の環境に係る法・施策の成立・改定等の動向について、環境政策の動向・現況等を網羅的に把握する。また、最新かつ詳細な状況を把握するため、新たな資料が順次公表されることを想定し、随時、タイムリーに関連情報を収集・整理する。

表 3-2 環境政策に係る国の法令、計画等

種類	分野	名称	策定等年月	取り扱い方
法令	地球環境	地球温暖化対策の推進に関する法律	—	地域脱炭素化促進事業制度等の参考
	地球環境	建築物省エネ法	—	省エネ基準適合の義務化等の参考
計画	全般	第六次環境基本計画	令和 6 年 5 月	環境全般の参考
	地球環境	地球温暖化対策計画	令和 7 年 2 月	GHG 削減目標の参考
	地球環境	第 7 次エネルギー基本計画	令和 7 年 2 月	再生可能エネルギー導入目標の参考
	地球環境	地域脱炭素ロードマップ	令和 3 年 6 月	地球温暖化関連施策の参考
	生物多様性	生物多様性国家戦略 2023-2030	令和 5 年 3 月	生物多様性等の参考
	生物多様性	30by30 ロードマップ	令和 4 年 3 月	生物多様性等の参考
	資源循環	第五次循環型社会形成推進基本計画	令和 6 年 8 月	資源循環等の参考
	資源循環	プラスチック資源循環戦略	令和元年 5 月	資源循環等の参考
その他	生活環境	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等	令和 2 年 5 月	生活環境関係指針の参考

3.2.2 調査結果

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

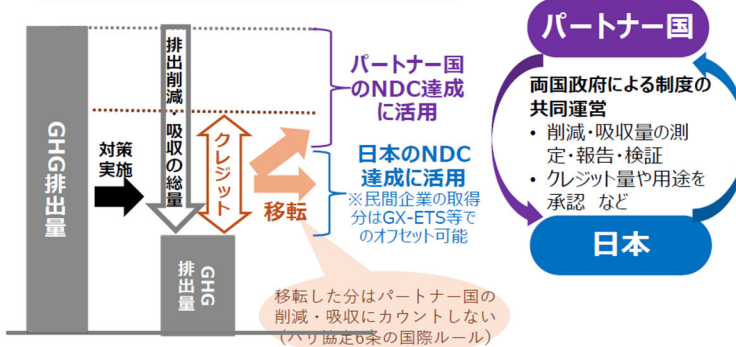
地球温暖化対策の推進に関する法律では、国・地方公共団体・事業者・国民に対して温室効果ガスの排出量の抑制のための責務を設定している。国には温室効果ガスの排出抑制等のための計画策定と計画の定期的な改定が求められている。2024（令和 6）年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、JCM クレジットの発行や管理等に関する手続等の規定、また、地域脱炭素化促進事業制度の拡充が定められた。

二国間クレジット制度（JCM）の概要



- JCMは、日本とパートナー国の中で、**日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※1削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分**する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、**パリ協定6条に沿って行う**（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、**脱炭素型のサービス**を利用する際の**パートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込む**ことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な発展、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※1 GHG：Greenhouse Gas

日本からの脱炭素投資



※2 個別PJは計画段階 4

出典）環境省「二国間クレジット制度（JCM）の概要と最新動向」

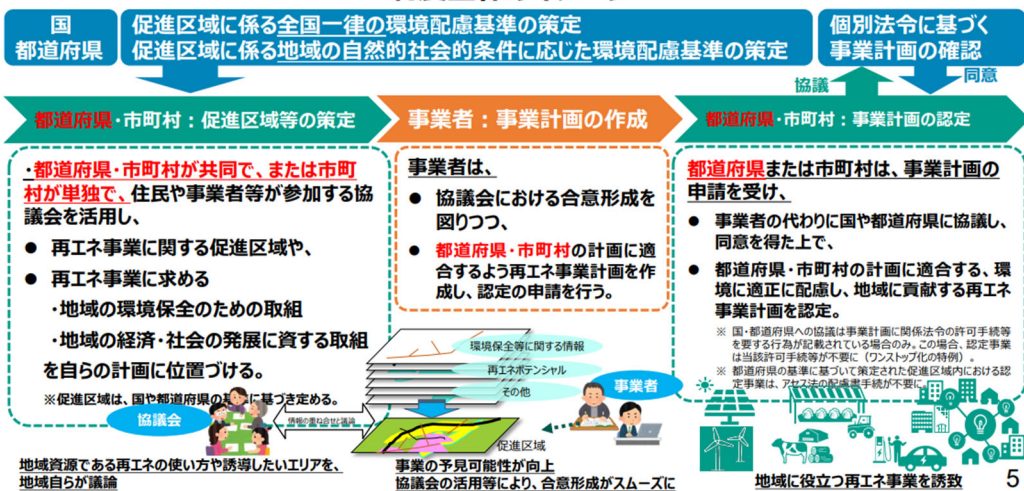
図 3-2 二国間クレジット制度（JCM）の概要

地域脱炭素化促進事業制度の全体像（R7.4.1～）



- 都道府県・市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

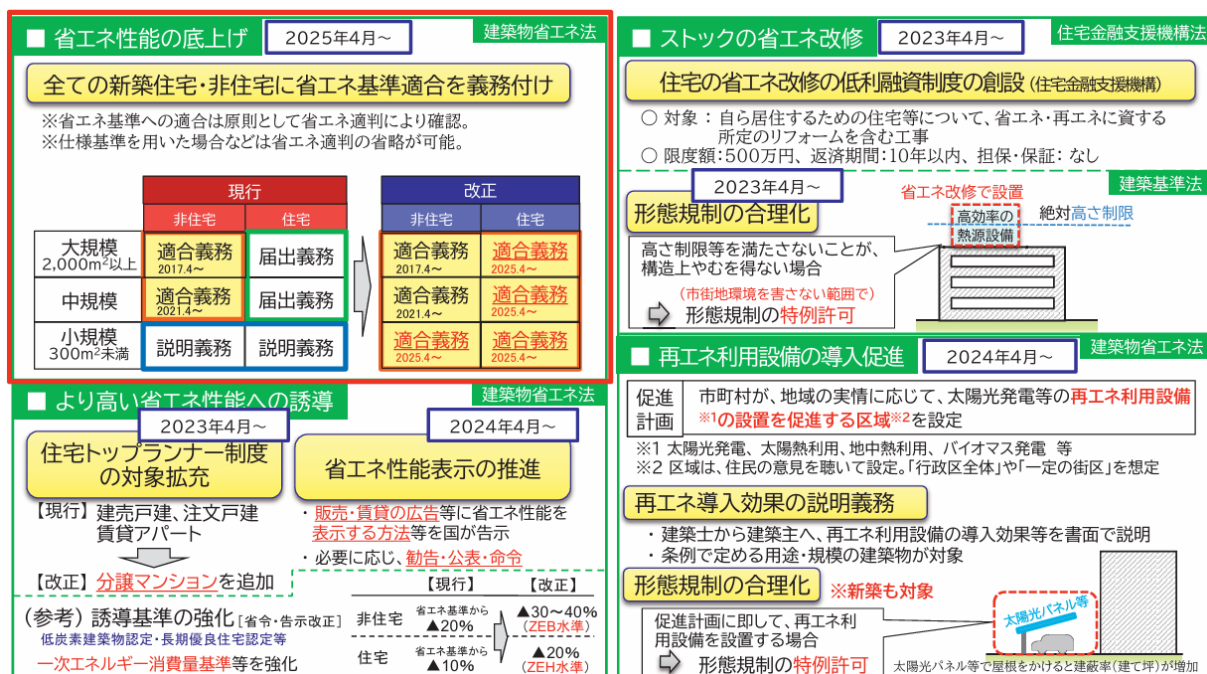


出典）環境省「地域脱炭素化促進事業制度について」

図 3-3 地域脱炭素化促進事業制度の全体像

(2) 建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）は、従来の省エネ法の対象から建築物に焦点を当てた法律である。2022（令和4）年4月に大規模な改正がなされ、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等が措置された。



出典）国土交通省「省エネ基準適合義務制度の解説」

図 3-4 改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

(3) 第六次環境基本計画

第五次環境基本計画から、「環境保全と、それを通じた、現在および将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』」を最上位目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指す方向へと更新された。

第五次環境基本計画からの発展の方向性（コンセプト部分）

✓ 第一次計画以来の思想を踏襲しつつ、現下の環境・経済・社会の危機を踏まえ、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップを示す。

直面する環境の危機

- 人類の活動は**環境収容力**を超過 ⇒ 自らの存続基盤の脅威に
 - ✓ その結果、気候変動、生物多様性の損失、汚染の「**3つの危機**」に直面
- 経済社会システムを**ネット・ゼロ（脱炭素）**で、循環型で、**ネイチャーポジティブ（自然再興）**なものに転換（文明の転換：社会変革）することが必要
- 我が国は「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。

経済・社会面の振り返り

- 人口減少と少子高齢化、東京一極集中と地方の疲弊
- 経済の長期停滞
- 食料、エネルギー、資源、地政学リスクなど、環境は今や**安全保障上の課題**
- 新型コロナウイルスのまん延、ウクライナ侵襲などによる社会の不可逆的な変化

環境・経済・社会すべてにおいて「勝負の2030年」

第五次環境基本計画（現行）

ビジョン 「循環共生型社会」

- 第一次計画以来の長期的目標である「循環」と「共生」を軸に、**環境・経済・社会の統合的向上**を目指す**持続可能な「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）**を打ち出す

環境政策の役割

- 経済社会システム、ライフスタイル、技術のあらゆる観点からイノベーションを創出することによる「**新たな成長**」の概念を提唱
- **経済・社会的課題の同時解決**

環境政策の展開の基本的な考え方

- 相互に関連し合う**横断的・重点的な枠組**を戦略的に設定
- 「**持続可能な開発目標（SDGs）**」の考え方の活用

地域循環共生圏

- 「循環」と「共生」を軸として、**自立・分散型**の社会を形成しつつ、近隣地域等と**地域資源を補完し支えあう**考え方として打ち出す

第六次環境基本計画（発展の方向性）

- 「**ウェルビーイング／高い生活の質**」の実現を目指す
- 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明。環境負荷の総量削減と良好な環境の創出
- 地下資源依存から**地上資源基調**の経済社会システムへの転換
- 市場価値と非市場価値を引き上げる「**新たな成長**」を示す
- **基盤である自然資本とそれを支える資本・システムへの大投資**、**「環境価値」を活用した経済全体の高付加価値化**
- 科学に基づく取組の**スピードとスケール**の確保
- ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の**統合・シナジー**
- **政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化**
- 世界の**バリューチェーン全体**での環境負荷低減
- 地域を目指すべき姿として位置付け。「**新たな成長**」の**実践・実装の場**

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

出典）環境省「第六次環境基本計画の概要」

図 3-5 第五次計画からの発展の方向性

さらに、計画の効果的実施を目指すために環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向けた6つの重点戦略が設定され、それらの戦略に個別分野の重点的施策が追加された。

表 3-3 第六次環境基本計画の6つの重点戦略

重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略【第2部】

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投資拡大、環境価値の活用による経済全体の高付加価値化

- 自然資本を維持・回復・充実させる投資の拡大
 - ・ 地域共生型再生エネの最大限の導入
 - ✓ 2050年ネット・ゼロに必要な量の確保、そして他の先進国と遜色のない水準へ
 - ✓ 洋上・陸上風力の環境配慮の制度検討
 - ・ ネイチャーポジティブの実現に資する投資
 - ・ 環境教育の強化、環境人材の育成や「公正な移行」に資する人的資本投資
- 環境価値の活用による経済全体の高付加価値化
 - ・ 環境情報基盤の整備と情報開示
 - ・ 環境価値を軸とする消費行動と企業行動の共進化（製品単位での見える化、市場調査・マーケティング等の無形資産投資の拡大）
- 金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化
 - ・ サステナブルファイナンスの推進
 - ・ 成長志向型カーボンライティング構想の実行、税制全体のグリーン化等

2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

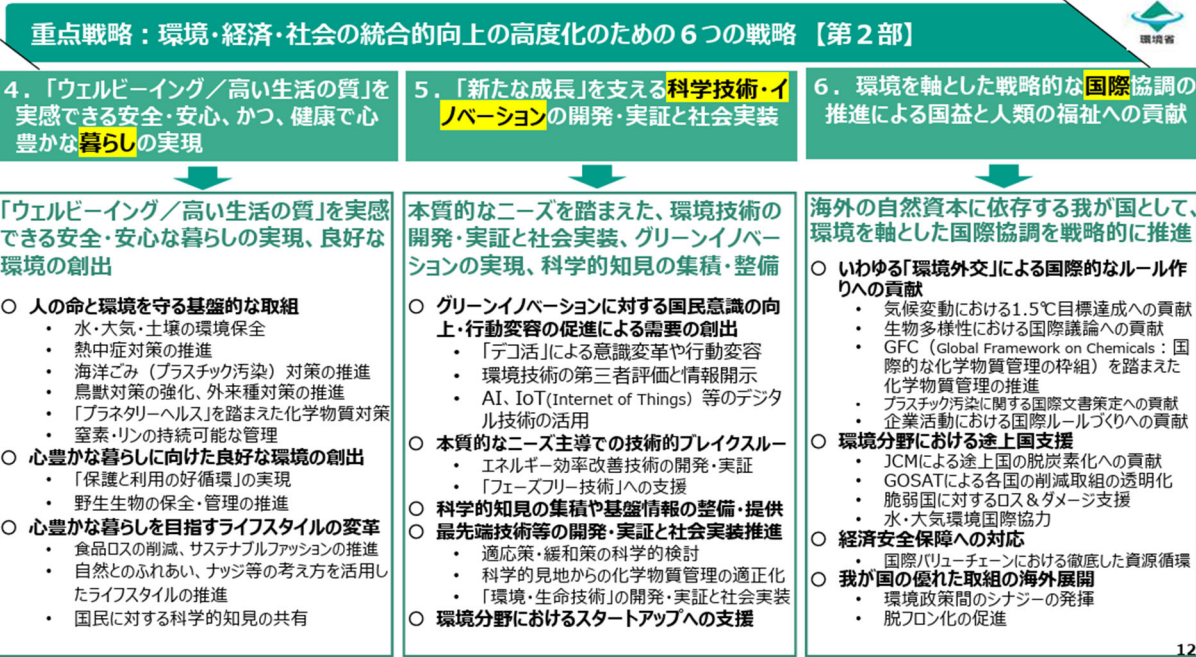
自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用、自立・分散型の国土構造、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現

- 自然資本を維持・回復・充実させる国土利用
 - ・ 30by30目標達成によるネイチャーポジティブの実現、劣化した生態系の再生
 - ・ 広域的生態系ネットワークの形成
- 自立・分散型の国土構造の推進
 - ・ 地域の自然資本である再生エネの活用（地産地消モデルの構築、レジリエンスの向上）
 - ・ 自然を活用した解決策（NbS: Nature-based Solutions）の取組推進
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現
 - ・ 都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進
 - ・ ストックとしての住宅・建築物の高付加価値化
 - ・ 美しい景観の保全・創出
- 地域の特性を踏まえた統合的な土地利用
 - ・ ランドスケープアプローチ等の視点
- 再生エネ、アクセス、生態系等の情報基盤整備

3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり

地域の自然資本を最大限活用した持続可能な地域（地域循環共生圏）づくり、地域の自然資本の維持・回復・充実

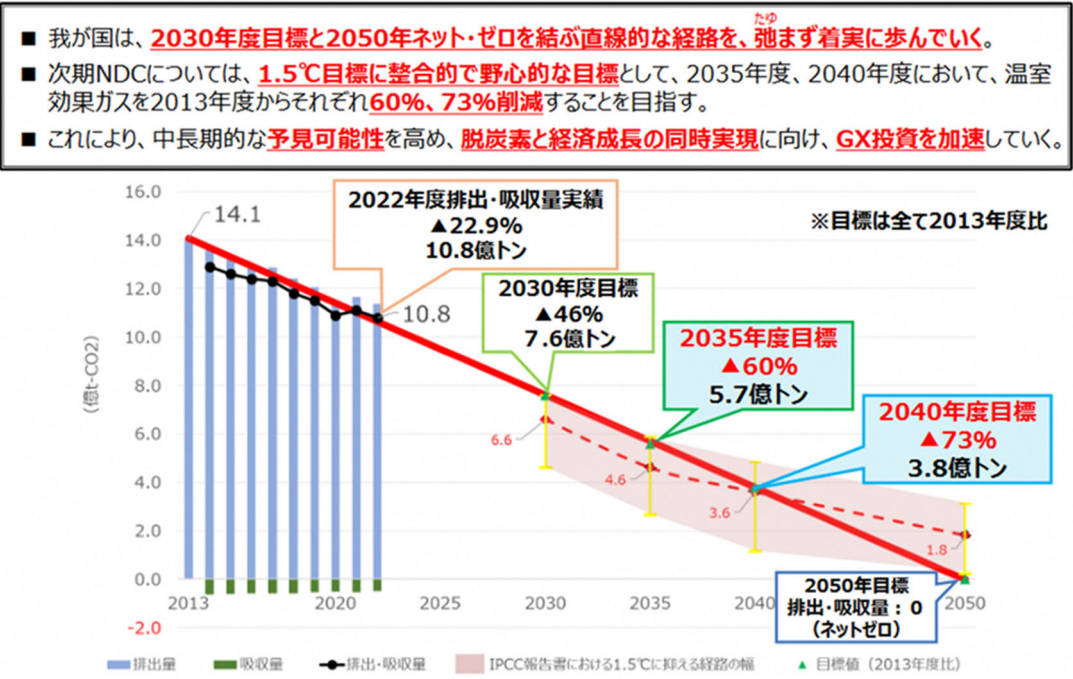
- 地域の環境と経済・社会的課題の同時解決
 - ・ 地域脱炭素の推進
 - ・ 地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成
- 地域循環共生圏を支える無形資産の充実
 - ・ 地域の文化やスポーツを生かした地域コミュニティ・ネットワークの維持・再生
 - ・ 中間支援組織による実践的支援とその横展開
 - ・ 地域における環境人材の育成
- 地域経済のグリーン化
 - ・ 地域金融の ESG 化の推進
 - ・ 地域のエネルギー会社や中小企業への支援
- 持続可能な地域のための「公正な移行」
- 失われた環境の再生と地域の復興
 - ・ 水俣における「もい直し」
 - ・ 福島における未来志向



出典）環境省「第六次環境基本計画の概要」

(4) 「地球温暖化対策計画」の閣議決定

2025（令和7）年2月に地球温暖化対策計画が改定され、2050年CNに向けた削減経路として、新たに2035年度60%、2040年度73%の削減目標が示された。加えて、フォローアップを通じて、対策・施策の進捗状況や今後の施策実施等に関する進捗管理を強化することが示された。



出典）内閣府・環境省・経済産業省「地球温暖化対策計画の概要」

図 3-6 2050年CNに向けた削減経路

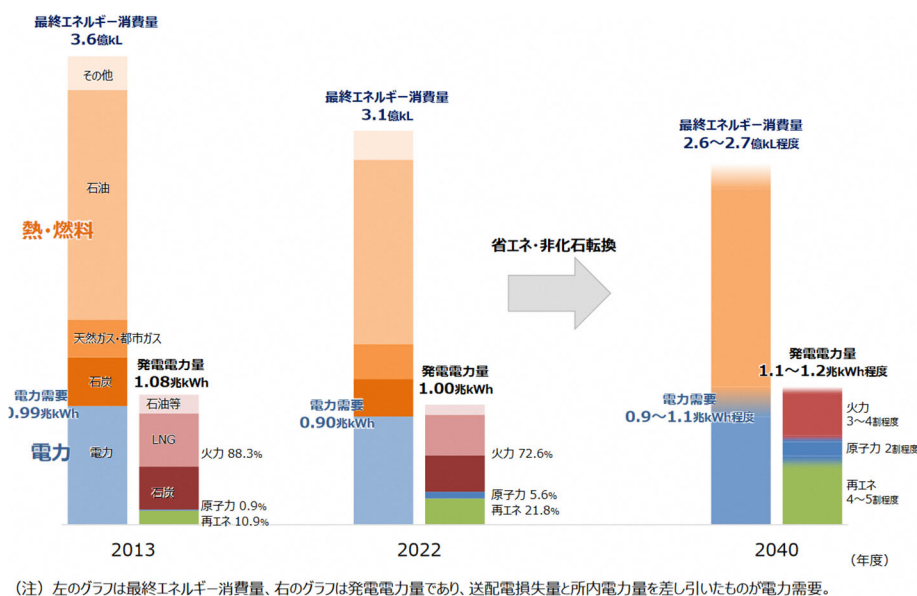
(5) 「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定

様々な不確実性があることを念頭に、2040年度における国内のエネルギー需給見通しが提示された。具体的には、増加する電力需要に対応すべく、再エネの主力電源化及び原子力の電源開発・整備を進め、2040年度においては火力3～4割程度、原子力2割程度、再エネ4～5割程度を目指すこととしている。また、以下のとおり2040年においてこれらエネルギー需給の実現に向けた政策の方向性が示されている。

- すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。
- エネルギー危機にも耐えうる強靱なエネルギー需給構造への転換を実現すべく、徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。
- 2040年に向け、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点が不可欠。S+3E¹の原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制すべく取り組んでいく。

出典) 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」より抜粋

図 3-7 2040 年に向けた政策の方向性



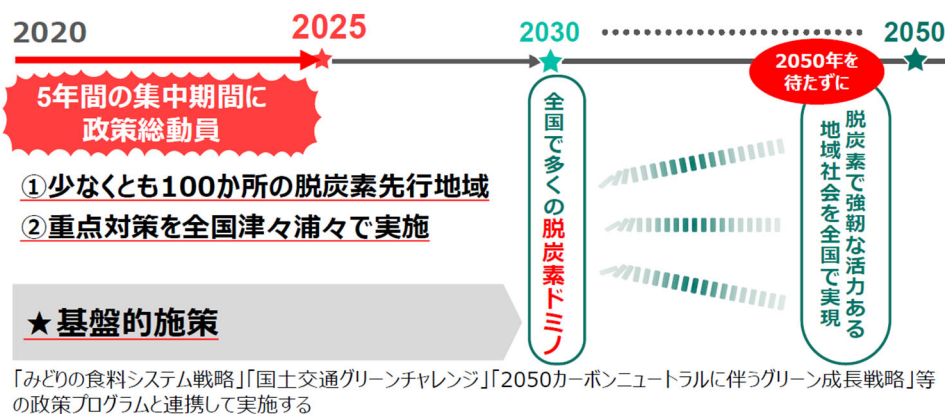
出典) 「エネルギー基本計画の概要」(資源エネルギー庁、2025年2月)

図 3-8 2040 年度におけるエネルギー需給の見通し

¹ S+3E: エネルギー施策の基本であり、安全性(Safety)を大前提として、3E(自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment))を同時に達成すること。

(6) 地域脱炭素ロードマップ

地域脱炭素ロードマップは2023（令和3）年に国・地方脱炭素実現会議にて取りまとめられた。施策の全体像は、①今後5年間に政策を総動員すること、②基盤的施策（継続的・包括的支援、ライフスタイルイノベーション、制度改革）を実施すること、③2050（令和32）年を待たずに脱炭素を達成することである。



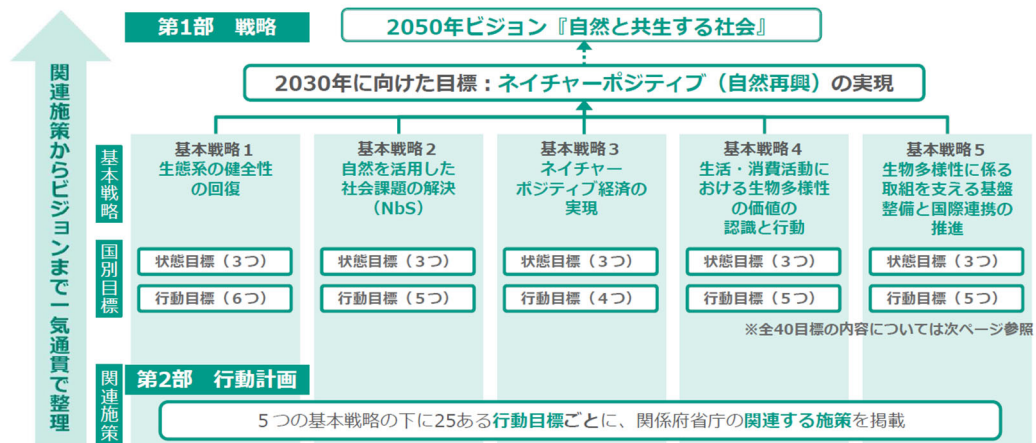
出典）内閣官房「地域脱炭素ロードマップ（概要）」

図 3-9 地域脱炭素ロードマップの全体像

①「今後5年間に政策を総動員すること」では、2030（令和12）年までに最低100か所の脱炭素先行地域をつくることと、全国で重点施策を実行することが求められており、重点対策としては再エネ・省エネの導入や循環型のまちづくりが必要とされる。

(7) 生物多様性国家戦略 2023-2030

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締結会議（COP15）にて、2030（令和12）年までの目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国で生物多様性国家戦略を改定することが求められた。日本では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が2023（令和5）年3月に閣議決定された。本計画は、2030（令和12）年への目標として、「ネイチャーポジティブの実現」を掲げており、実現の目標のために基本戦略1～5を設定、さらにその中で行動目標を作成し、関係府省庁の関連する施策を掲載する。これにより府省庁の関連政策がどの立ち位置にあるのかを整理することができる。

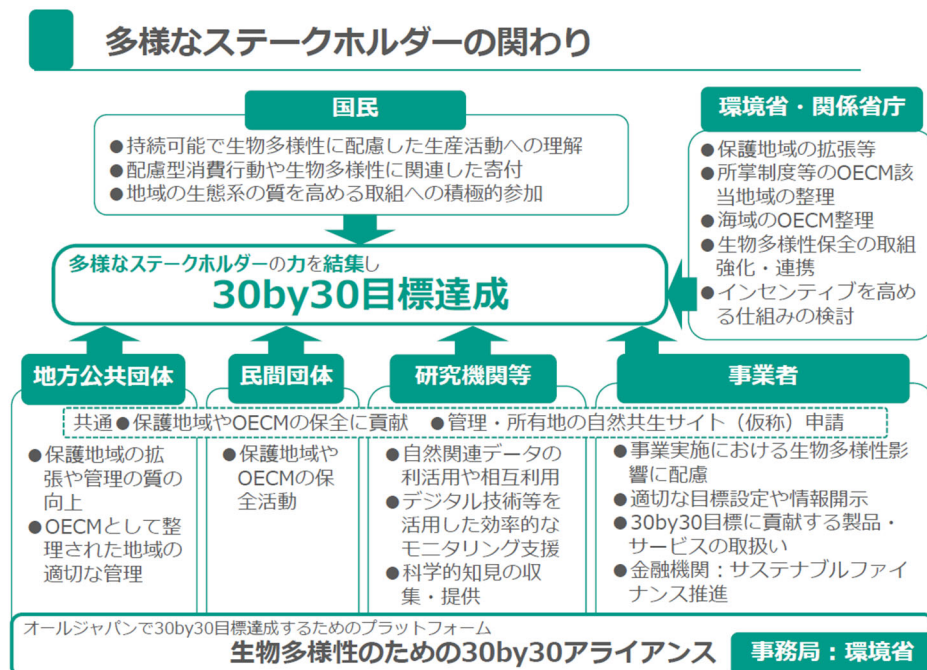


出典）環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030」

図 3-10 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

(8) 30by30 ロードマップ

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締結会議（COP15）にて採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で2030（令和12）年までに「陸と海の30%以上を保全する」としている。生物多様性の損失を止めるためには、国立公園等の保護地域の拡張・管理の質の向上や生物多様性に関する保全活動の見える化などに国・地域・事業者・国民など多くのステークホルダーが結集することが求められている。



出典）環境省「30by30 ロードマップ」

図 3-11 30by30 ロードマップ内の多様なステークホルダーの関わり

(9) 第五次循環型社会形成推進基本計画

2024（令和 6）年に閣議決定された。本計画は環境基本計画を基本として、従来の「大量生産・大量消費」型社会から循環型社会への移行に向けた施策の推進を図るために国家戦略として策定された。循環型に移行する構成の中に 5 つの柱（重点分野）を掲示し、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030（令和 12）年度を目標年次として数値目標を設定している。

(10) プラスチック資源循環戦略

プラスチックの有効利用や海洋プラスチックの増加等により、プラスチックの環境汚染問題が世界的な課題となっている。プラスチック資源循環戦略は、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則とし、できる限り長い間プラスチックを使用すること、使用後には分別回収・リサイクルをすること、プラスチック製容器包装・製品の原料を紙やバイオプラスチック等の再生可能資源に切り替えることを目的とする。

また、同時に海洋プラスチック対策に率先して取り組むことで、途上国への支援等の国際展開を目指し、経済成長や雇用の創出への貢献や連携協働における投資・イノベーションを促進する。



プラスチック資源循環戦略（概要）

令和元年5月31日

背景

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略	基本原則：「3R+Renewable」	【マイルストーン】
リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	＜リデュース＞ ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	＜リユース・リサイクル＞ ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	＜再生利用・バイオマスプラスチック＞ ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
海洋プラスチック対策	- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化） - マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） - 代替イノベーションの推進	
国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	- 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エンカル消費） - 海外展開基盤

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

出典）環境省「プラスチック資源循環」

図 3-12 プラスチック資源循環戦略の概要

(11) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等については、2020（令和2）年5月に開催された中央環境審議会水環境部会（第49回）において、改めて「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第5次報告）」が取りまとめられ、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

この答申において、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、指針値（暫定）として「50 ng/l 以下」の値を設定することが適当とされたことを受け、環境省は、同年同月に PFOS 及び PFOA を新たに要監視項目に追加した。

また 2025（令和7）年6月に、水道水については PFOS 及び PFOA に係る水質基準（50 ng/l 以下）が新たに設定され、公共用水域・地下水については PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L とすることが指針値として定められた。

3.3 都の動向調査

3.3.1 調査方法

都の環境に係る法・施策の成立・改定等の動向について、環境政策の動向・現況等を網羅的に把握する。また、最新かつ詳細な状況を把握するため、新たな資料が順次公表されることを想定し、随時、タイムリーに関連情報を収集・整理する。

表 3-4 環境政策に係る都の条例、計画等

種類	分野	名称	策定等年月	取り扱い方
条例	全般	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	平成 12 年 12 月	環境全般の参考
計画	全般	東京都環境基本計画 2022	令和 4 年 3 月	環境全般の参考
	地球環境	ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ	令和 7 年 3 月	GHG 削減目標等の参考
	生物多様性	東京都生物多様性地域戦略	令和 5 年 3 月	生物多様性等の参考
	資源循環	東京都資源循環・廃棄物処理計画	令和 3 年 9 月	資源循環等の参考

3.3.2 調査結果

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

東京都は、2050 年までの世界の温室効果ガス排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」の実現に向け、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく既存建物の気候変動対策について、2025 年度以降の新たな取組を検討してきており、2023（令和 5）年 10 月に改正事項等が公表された。

今回、①温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）と、②地球温暖化対策報告書制度が、国内外の脱炭素化を先導する実効性の高い制度となるように改正され、行政・事業者ともに取り組むことで脱炭素社会の実現を目指すとしている。

1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に関する改正事項

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）は第四計画期間（2025-2029 年度）から改正事項が適用される。再エネ利用の取組が促進され、また再エネ・省エネに取り組んでいる事業者の取組効果が反映されるように改正されている。

第一に、2023 年の削減義務率を従来の 27%（又は 25%）（2000 年比）から、第四計画期間では 50%（又は 48%）（2000 年比）へと大幅に引き上げられ、2030 年目標を前提とした高い削減水準の達成を求める制度設計となっている。第二に、電気・熱・都市ガスの排出量算定に用いる排出係数を、これまでの固定係数から実排出係数へ変更されている。これにより、事業所に実際に供給されているエネルギーの排出実態がより適切に反映される仕組みとなっている。

第三に、再エネ利用拡大を制度的に後押しする見直しを行っている。従来は自家消費分のみ排出量ゼロとしていたが、第四計画期間では自家発電・自家消費に加え、事業所外か

ら調達する再エネ電力・熱（オフサイト PPA 等）についても排出量ゼロとして評価することとなっている。さらに、超過削減量の算定についても、省エネ対策に加えてオンサイト・オフサイトを含む再エネ利用の実績を反映できる仕組みに拡充されている。なお、基準排出量の算定には引き続き固定係数を用いる一方で、2025 年度以降の年度排出量については実排出係数を適用することとしている。

HTT 1-1. 主な改正事項の一覧

- 2030年カーボンハーフ実現に向けて、「更なる省エネの深掘り」と「再エネ利用拡大」により削減を推進するため、**削減義務率を27%から50%へ変更**
- 需要側からのCO2削減に加え、供給側の再エネ導入等によるCO2削減をより効果的かつ、実態に合うものにするため、**電気・熱・都市ガスの排出量算定に使用する排出係数を「実排出係数」へ変更**
- **オンサイト・オフサイト再エネ、再エネ由来の証書によるCO2削減効果を排出量削減へ反映できる仕組みへ変更**

	第三計画期間	第四計画期間
削減義務率	27% 又は 25%	2030年目標を前提に 50% 又は 48% に設定
電気・熱・都市ガスの排出係数※	固定係数 (電気: 0.489 t-CO2/千kWh 熱: 0.060 t-CO2/GJ)	実排出係数 (事業所に実際に供給されている電気・熱・都市ガスの排出係数)
再エネ利用の拡大	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は排出量ゼロ	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合に加え、 事業所外から調達した再エネ電気・熱 （オフサイトPPA等）も 排出量ゼロ
	—	再エネ由来証書 によるCO2削減効果を年度排出量に反映
超過削減量の算定	省エネ対策の実績に応じて創出 (一部、低炭素電力・熱の削減効果含む)	省エネ対策・ 再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績 に応じて創出

※基準排出量の算定は引き続き固定係数を使用し、2025年度以降の年度排出量の算定は実排出係数を使用

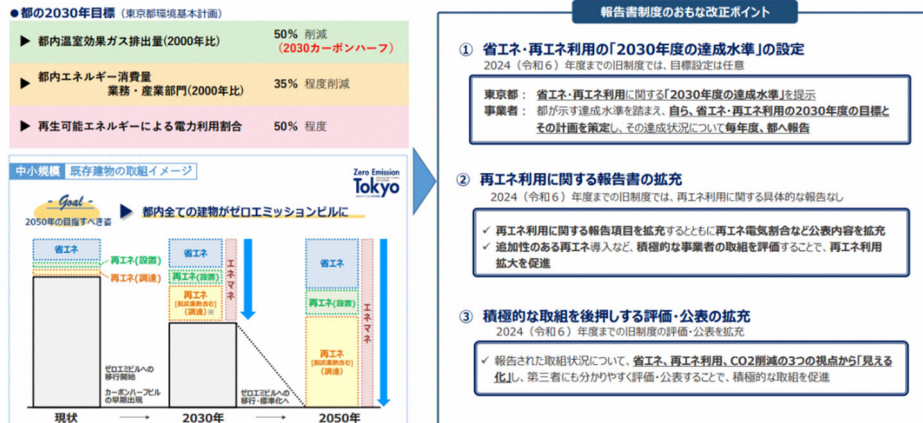
出典)「第四計画期間に関する運用説明会資料」(東京都環境局、2025 年 10 月)

図 3-13 改正事項の概要

2) 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

制度改正の主なポイントは、①省エネ・再エネ利用に関する 2030 年度の達成水準の設定、②再エネ利用に関する報告内容の拡充、③積極的な取組を後押しする評価・公表の強化の 3 点である。再エネ導入状況等の見える化を進め、省エネ・再エネ利用・CO₂削減の観点から評価・公表を行うことで、主体的な取組を促進することとされている。

○ 2030年カーボンハーフ実現に向けて、「さらなる省エネの深掘り」と「再エネ利用の拡大」を促進する制度へ改正（令和7年4月）



出典）「東京都地球温暖化対策報告書制度について 2025（令和7）年度施行」（東京都環境局）

図 3-14 地球温暖化対策報告書制度の改正概要

(2) 東京都環境基本計画 2022

目指す都市の姿を「未来を招くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」とし、2030（令和12）年までの目標として、温室効果ガスを50%削減する（2000（平成12）年度比）カーボンハーフを挙げている。その目標を達成するために、本計画では2050（令和32）年に向けた3+1の戦略を設けている。

目指す都市の実現に向けた3+1の「戦略」 -2050年に向けては、2030年までの行動が極めて重要-



出典）東京都「東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書」

図 3-15 東京都環境基本計画の3+1の戦略

同計画では、その実施にあたり、地域の特性を踏まえて特に配慮すべき点を「地域別配慮の指針」として示している。以下にその一部を抜粋する。

地域別配慮の指針 ―中核広域拠点域（国際ビジネス交流ゾーンを含む）―		
地域の特徴と課題		・我が国の政治・行政の中心としての中枢機能が高度に集積するとともに、皇居、日比谷公園などが存在するため、歴史ある大規模なみどりと連携させた質の高い緑化や南北岸線の保全・再生を進めていくことが必要である。 ・隅田川、神田川等、多くの河川や運河があり、また、東京湾にも接している。水質改善の取組に加え、河川沿いや臨海部などでは、河川等の整備と連携させた水辺を楽しめる都市空間の創出を図るとともに、潤いとにぎわいのある水と緑の軸の充実に取り組むことが必要である。 ・民間の大規模開発で創出された緑化空間と都市公園との質の高い一体的な管理を促進し、建替えに合わせて、地域特性に応じた積極的な緑化を促進すべきである。 ・市街化の進行で、地表面が建築物、アスファルト等の舗装で覆われるとともに、エネルギー使用の増大で人工排熱が増加し、熱環境を改善する風の動きも阻害されることが多く、熱帯夜が増加するなどのヒートアイランド現象が進行している。都市開発等の機会を捉え、最先端の省エネ技術の導入や地区や街区単位でのエネルギーの効率的な利用の促進が重要である。あわせて、遮熱性舗装や緑化等によるクールスポットの創出などにより、ヒートアイランド対策を推進していくことが必要である。 ・中核広域拠点域は、これまでの形成過程などにより各地域の様相が異なっているため、それぞれの地域特性を踏まえ、その歴史的・文化的特質や自然環境、土地利用を把握し、地域の特性を十分に生かした環境整備を進めることが必要である。 ・国際ビジネス交流ゾーンは、中核広域拠点域の中でも特に高次の中枢業務機能が比較的厚く面的に広がっているため、近年、世界的な潮流となっている SDGs の視点も含めた都市づくりが期待される。
		
主な配慮事項	気候変動対策	・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、中核広域拠点域全体のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発による温室効果ガス排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることでエネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・多様な都市機能が集積していることから、地域冷暖房などによるエネルギーの面的利用の活用を努めていく。 ・建物の利用に当たって、街区内等で連携した効率的なエネルギーマネジメントができるよう十分配慮する。
	環境負荷の少ない交通	・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網や通勤・通学のみならず多様なニーズに対応する自転車等を十分生かすことに留意して、自動車交通に過度に依存しないよう計画する。
	大気環境の向上	・自動車の発生集中交通量が增大する土地利用及び都市開発に当たっては、自動車利用の抑制や平準化等を考慮した計画とすることにより大気環境の向上を図る。
	生物多様性の保全・みどりの創出	・地域内に残されたみどりの保全に努めるとともに、建替えなどを契機とした緑地の創出を行い、公園などの緑地や河川を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全と回復を進める。 ・オフィスビル等において、生態系に配慮した緑化や緑地に生きものを呼び込む取組に努める。 ・緑化計画の策定に当たっては、地域の在来植物を中心とし、生物多様性に配慮した緑化を検討する。 ・特にみどりの少ないエリア北部や東部の木造住宅密集地域では、緑化スペースの創出や生垣緑化等による積極的な緑化を推進する。 ・空地が少ない地域でも、限られた空間を生かした屋上緑化・壁面緑化等を推進する。 ・臨海エリアでは、その特色を生かした公園・緑地の整備に努める。 ・海上公園等を活用し、干潟の保全、砂浜等の拡充、近自然型護岸等の整備等を進め、自然とのふれあいの場を拡充する。
	水循環の再生と水辺環境の向上	・特に大規模開発等では、積極的な雨水利用や広域循環供給地域での下水再生水の利用を進める。 ・小河川の再整備、河川緑化を進める。また、街づくりの重要な要素として水辺空間の活用を図るため、親水性のある水辺空間の創出に努める。
	ヒートアイランド対策	・ヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、ヒートアイランド対策を積極的に推進する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・東京の成り立ちを伝える街並みや建造物、多様な個性と特徴ある地域、台地と低地がつくる地形の起伏や崖線による緑の帯など、本地域の各所に存在する、これら個々の景観特性を際立たせ、首都にふさわしい魅力的で多様性に富んだ景観形成を図る。 ・臨海部では、海辺の自然と共生しながら、東京の玄関口としてふさわしい風格ある新たな景観形成を図る。 ・隅田川、神田川及びその周辺地域では、地域に残る歴史的景観資源等を生かしながら、川沿いの街並みと調和した景観形成を図る。 ・文化財庭園等景観形成特別地区では、庭園からの眺望景観を保全し、庭園の持つ歴史的景観資源等を保全・継承する。

地域別配慮の指針 ―新都市生活創造域―

地域の特徴と課題

- ・住宅地を主体としつつ、地域の中心拠点としてにぎわいを見せる個性的なまちや、河川、農地、大規模な公園など、うるおいのある水と緑に恵まれたまち、住と工の融合した活気あるまち、コンテンツ産業などが集積したまちなど、多様な表情を持つ中で、東京の都心居住を支える地域である。
- ・戦後から高度経済成長期にかけて東京への人口・産業の集中に伴い、宅地・マンション開発等が進行し、急激に住宅を中心として市街化が進行した。このため、道路等の都市基盤整備が立ち遅れ、木造住宅密集地域が形成されるとともに、中小河川沿いでは豪雨時に都市型水害が発生するなど、安全・生活環境上の課題を抱える市街地が見られる。
- ・環状7号線や8号線をはじめ、幹線道路沿道地域では、大気汚染や騒音・振動の防止・緩和に継続して取り組む必要がある。
- ・みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹等の整備に加え、大規模団地の建替えによる緑化や、国分寺崖線沿いの樹林や湧水の保全に努める必要がある。
- ・東北部地域、環状8号線周辺の北部と南部など区部周辺部には、農地が残存しており、こうした農地を保全して緑豊かな住環境を維持・形成していくことが求められている。
- ・荒川、隅田川、江戸川等の主要河川を抱えている。水質は改善傾向にあり、テラスや緩傾斜堤防等による水辺の整備も進んできているが、一層の水質改善や緑豊かな水辺環境整備が課題となっている。
- ・石神井川をはじめとする中小河川沿いでは、都市型水害に対する安全性の向上と併せ、親水空間の充実とともに緑豊かな水辺環境整備等に取り組む必要がある。また、歴史的な下町の街並みやにぎわい、文化的資源を生かした街づくりを進めることも必要である。

主な配慮事項

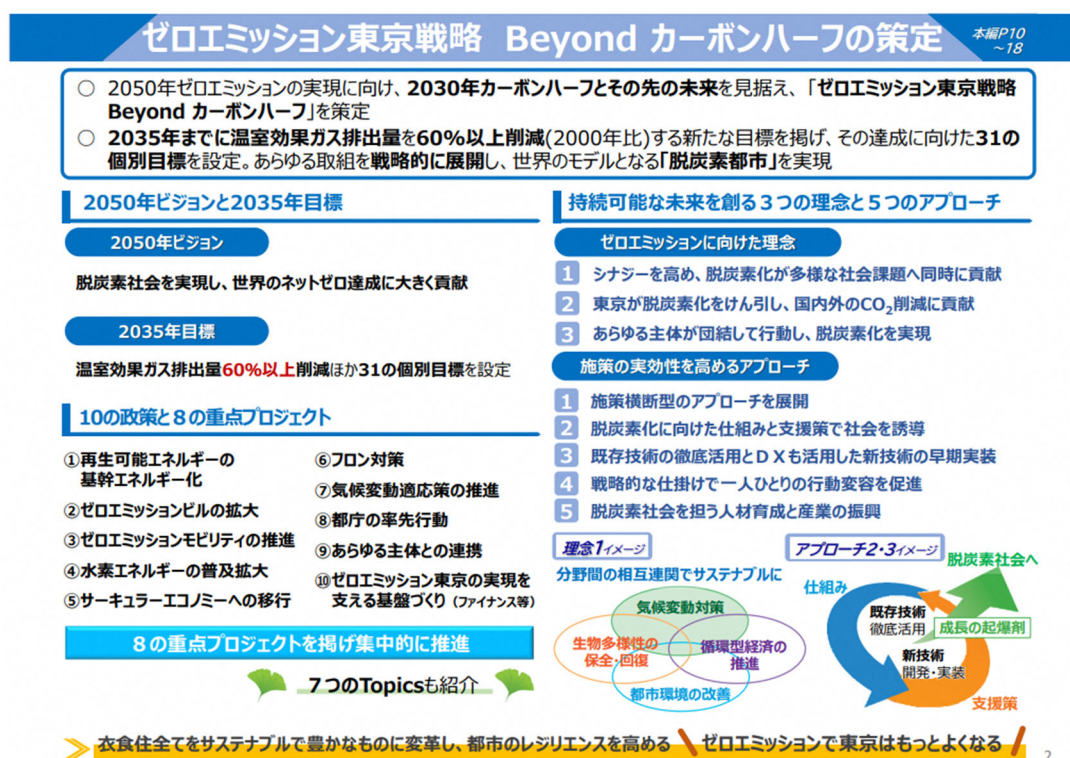
気候変動対策	・地域の拠点となる主要な駅周辺における開発では、エネルギー効率の高い建物へと更新していくことで、建物単体としてのエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減していく。 ・市街地周辺には、中小規模の建物が密集していることから、施設の規模や用途を踏まえた再エネの導入を図る。 ・エネルギー消費量を削減した上で、更に必要なエネルギーについては、域外で作られるものも含めて、再エネ電力を優先して利用する。 ・建物の利用に当たって、効率的なエネルギーマネジメントができるよう十分配慮する。
大気環境の向上	・幹線道路沿道地域では、大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置等に努める。
生物多様性の保全・みどりの創出	・市街地に残された屋敷林・雑木林・農地・用水等のみどりの一体的な保全に努める。 ・生きものの生息・生育空間となる新たな緑地の創出に努め、崖線、公園、河川・用水・湧水、街路樹を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全・回復を進める。 ・緑化計画の策定に当たっては、地域の在来植物を中心とし、生物多様性に配慮した緑化を検討する。 ・地域に残る農地について、生産緑地制度をはじめ、様々な手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を生かした街づくりを進める。
水循環の再生と水辺環境の向上	・崖線や河川沿いに残る湧水を保全し、身近な自然とのふれあいの場として活用を図る。 ・中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。
ヒートアイランド対策	・東部の河川沿い、多摩川沿いの地域では、海からの風や河川沿いの風の通り道を確保するように、風環境にも配慮しつつ、構築物やみどりの配置・規模を検討する。 ・ヒートアイランド現象が深刻化するおそれのある地域であることから、既存のみどりの保全など、予防策を講じていく。
景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・郊外の鉄道沿線の特色ある街並み、歴史性・文化性に富んだ景観、新旧住宅地を中心とした街並み、河川や公園による水郷景観、雑木林や農地等が残る東京の原風景など、本地域の各所に存在する、これら個々の景観特性を生かした景観形成を図る。 ・国分寺崖線では、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水などの自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、更には水車や水田、わさび田などの文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観形成を図る。 ・神田川及びその周辺地域では、地域に残る歴史的景観資源等を生かしながら、川沿いの街並みと調和した景観形成を図る。 ・玉川上水では、水と緑を带状に連続させ親水空間の拡張を図るとともに、周辺地域に残る歴史的景観資源等を生かし、季節感や潤いを感じられる景観形成を図る。

出典) 東京都「環境基本計画 2022」

(3) ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

東京都は、2050 年ゼロエミッション東京の実現に向け、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 50%削減する「カーボンハーフ」を掲げ、太陽光パネル設置義務化などの制度や施策を拡充している。

新たに策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2035 年までに 2000 年比 60%以上削減（1.5℃目標と整合）という新目標を設定し、再生可能エネルギーの基幹化、水素の普及、ゼロエミッションビルの拡大、サーキュラーエコノミー推進など 31 の個別目標を掲げている。また、10 の政策分野ごとに取組強化の方向性と具体策を示し、重点プロジェクトを通じて実行を加速することとしている。



出典）東京都「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ 概要版」

図 3-16 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」の概要

(4) 東京都生物多様性地域戦略

東京の生物多様性が抱える課題に取り組むために、「東京都の生物多様性だけでなく地球規模の生物多様性に配慮することが東京の役目である」と掲げている。2050（令和 32）年の東京の将来像では、生態系サービスを基盤サービス、供給サービス、文化的サービス、調整サービスの 4 つに分類し、それぞれに取り組むとともに、エコロジカル・ネットワークの形成や市街地のみどりの質の向上による生物多様性の保全・利用が求められる。文京区の多くを占める台地では、都市公園での自然教育や湧水の復活による生きものの生息・生育環境の確保が求められている。

2050（令和 32）年目標に向けた 2030（令和 12）年目標は、「生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現」とし、実現に向けた 3 つの基本戦略を立てている。

表 3-5 2030（令和 12）年目標の実現に向けた 3 つの基本戦略

I	生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ
II	生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす
III	生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

出典）東京都「東京都生物多様性地域戦略（概要版）」から引用



出典）東京都「東京都生物多様性地域戦略（概要版）」

図 3-17 基本戦略ごとの行動目標

(5) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都は、現状他地域からの移出入に依存しているため、他地域の提供者に向けて環境配慮や生物多様性への取組を促す役割を持つ。2026（令和 8）年 3 月の改定では、「資源の大消費地である東京の責務として、CO₂ 排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」ことを 2035 年の目指すべきビジョンとして掲げた。そのうえで、計画を支える 3 つの柱と 10 の施策領域等を設定し、計画目標として、一般廃棄物排出量、一般廃棄物再生利用率、最終処分量、プラスチック焼却削減量、食品ロス発生量の数値目標を示した。

表 3-6 2035 年の目指すべきビジョンを支える 3 つの柱と施策領域

3 つの柱	施策領域
①資源ロス削減と循環利用の強化・徹底	領域 1：重点対策分野における包括的な資源循環施策の展開 領域 2：2R（リデュース・リユース）を基調としたライフスタイルへの転換 領域 3：廃棄物の循環利用の更なる促進
②持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革の加速	領域 4：資源循環の機運醸成と時代に対応した新たな仕組みづくり 領域 5：多様な主体との連携・協働の促進 領域 6：持続可能な資源利用の主流化
③社会課題に対応した強靱で安定的な廃棄物処理システムの確保	領域 7：社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化 領域 8：資源循環・廃棄物処理の基盤を成す適正処理の確実な遂行 領域 9：災害廃棄物対策の一層の推進 領域 10：廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開

出典）東京都「東京都資源循環・廃棄物処理計画」

表 3-7 2030 年度及び 2035 年度の計画目標

計画目標	2030(令和12)年度	2035(令和17)年度	備考
一般廃棄物排出量	368万トン	358万トン	将来推計より設定
一般廃棄物再生利用率	37%	40%	将来推計より設定
最終処分量 (一般廃棄物と産業廃棄物の合計)	43万トン	41万トン	将来推計より設定
家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量	2017年度比40%削減	2017年度比50%削減	プラスチック削減プログラム及び2050東京戦略にて設定
食品ロス発生量	2000年度比60%削減	2000年度比65%削減	食品ロス削減推進計画及び2050東京戦略にて設定

出典）東京都「東京都資源循環・廃棄物処理計画」

3.4 他自治体の動向調査

3.4.1 調査方法

東京 23 区では、千代田区と江戸川区を除く全ての区で環境基本計画を策定している（表 3-8 参照）。多くの区では 2030（令和 12）年度頃までの計画期間となっている。

国の第六次環境基本計画が策定された 2025（令和 7）年度以降に策定された自治体を対象に、江東区、大田区、世田谷区、豊島区の計画の概要を整理した。

表 3-8 特別区の環境基本計画の策定状況

自治体名	計画名称	策定/改定年月	計画期間
千代田区	—	—	—
中央区	中央区環境行動計画 2023	2023（令和 5）年 3 月	2023～2032（令和 5～14）年度
港区	港区環境基本計画（改定版）	2024（令和 6）年 2 月	2021～2026（令和 3～8）年度
新宿区	新宿区第三次環境基本計画（改定）	2023（令和 5）年 2 月	2023～2027（令和 5～9）年度
文京区	文京区環境基本計画	2017（平成 29）年 3 月	2017～2026（平成 29～令和 8）年度
台東区	台東区環境基本計画（中間改定版）	2024（令和 6）年 3 月	2024～2030（令和 6～12）年度
墨田区	第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）	2022（令和 4）年 3 月	2022～2025（令和 4～7）年度
江東区	江東区環境基本計画	2025（令和 7）年 3 月	2025～2030（令和 7～12）年度
品川区	品川区環境基本計画 中間見直し（改訂）	2023（令和 5）年 3 月	2018～2027（平成 30～令和 9）年度
目黒区	目黒区環境基本計画	2023（令和 5）年 3 月	2023～2032（令和 5～14）年度
大田区	第 2 次大田区環境基本計画	2025（令和 7）年 4 月	2025～2030（令和 7～12）年度
世田谷区	世田谷区環境基本計画	2025（令和 7）年 3 月	2025～2030（令和 7～12）年度
渋谷区	渋谷区環境基本計画 2023	2023（令和 5）年 3 月	2023～2027（令和 5～9）年度
中野区	第 4 次中野区環境基本計画	2021（令和 3）年 9 月	2021～2030（令和 3～12）年度
杉並区	杉並区環境基本計画	2022（令和 4）年 9 月	2022～2030（令和 4～12）年度
豊島区	豊島区環境基本計画	2025（令和 7）年 3 月	2025～2030（令和 7～12）年度
北区	北区環境基本計画 2023	2023（令和 5）年 2 月	2023～2032（令和 5～14）年度
荒川区	荒川区環境基本計画	2018（平成 30）年 3 月	2018～2027（平成 30～令和 9）年度
板橋区	板橋区環境基本計画 2025	2016（平成 28）年 3 月	2016～2025（平成 28～令和 7）年度
練馬区	練馬区環境基本計画 2023	2023（令和 5）年 9 月	2023～2032（令和 5～14）年度
足立区	第三次足立区環境基本計画改定版	2022（令和 4）年 3 月	2022～2024（令和 4～6）年度
葛飾区	葛飾区環境基本計画（第 3 次）	2022（令和 4）年 3 月	2022～2031（令和 4～13）年度
江戸川区	—	—	—
国	第六次環境基本計画	2024（令和 6）年 5 月	2024～2030（令和 6～12）年度
東京都	東京都環境基本計画 2022	2022（令和 4）年 9 月	2022～2028（令和 4～10）年度

3.4.2 調査結果

(1) 江東区環境基本計画

本計画では、「水と豊かな地球環境にやさしいまち」を目標の環境像として掲げている。施策や取組の実施結果や成果を図る 5 つの柱と施策や取組の実施状況・プロセスを評価する管理指標を達成するために区民・事業者・区が実施すべき取組の基本として、施策や取組の方向性と「ウェルビーイング（高い生活の質）の視点」が掲げられている。

表 3-9 柱（アウトカム指標）とウェルビーイングの視点

柱（アウトカム指標）	ウェルビーイングの視点
柱 1：脱炭素社会の実現	省エネ効果を高め、再エネ設備等を備えた建築物（ZEB や ZEH 等）は、光熱費削減、快適性や生産性の向上等の効果があり、暮らしの快適さやヒートショック防止などの快適・健康な労働・居住環境を実現します。また、再生可能エネルギー設備は CO2 排出量削減、災害時等における非常用電源としても役立ちます。
柱 2：循環型社会の実現	プラスチックごみの削減により、海の生きもの等の生態系や水環境の維持・回復をもたらすことができます。食品ロス削減のためのフードドライブは、社会福祉の役割も担っています。また、アップサイクルなどの資源循環に寄与する新たなビジネスや雇用の創出、集団回収による地域コミュニティの活性化等が生み出されます。
柱 3：自然共生社会の実現	水辺と一体となったみどり、そこに生息・生育する生きものなどの自然資本を維持・管理・充実させることで、地域の価値や魅力の向上を実現するとともに、自然とのふれあいによるリラククス効果やリフレッシュ効果が期待されます。公園は地域住民の交流の場としても活用でき、地域コミュニティの活性化等につながります。
柱 4：安全・安心・快適な生活環境の確保	大気、水、土壌等が健全な状態にあることは、健康で安全、快適な生活を送るために重要です。また、まちの美観や美化が進めば、区民生活の快適性が保たれると同時に、地域の価値や魅力向上につながります。気候変動への適応は、安全・安心の確保だけでなく、自然災害による経済損失の回避にもつながります。
柱 5：環境教育及び環境パートナーシップの充実	家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場面において、生涯学習の一つの機会として環境について学び、環境意識の醸成を促すことで、地域の環境を改善し、健康で豊かな暮らしを実現することにつながります。また、学んだことを活かし、環境活動を実践することにより、地域コミュニティとのつながりが生まれ、地域の活性化や地域の課題解決能力を高めていくことができます。

出典）江東区「江東区環境基本計画」より抜粋して作成

(2) 第2次大田区環境基本計画

計画策定にあたっては、「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」の3つの分野を中心に考えている。大田区では、2022（令和4）年に、2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明した。2021（令和3）年度では2013（平成25）年度比で13.9%の減少であったが、更なる減少に向け、省エネ行動の推進や省エネ機器・設備の導入などが求められる。

また、「ネイチャーポジティブ」では、生きものの豊かさに関して満足度が低く、みどり率の減少や地球温暖化による気候変動や外来種の増加による生物多様性の影響が取り上げられている。

「サーキュラーエコノミー」では食品ロスやプラスチックごみの削減を重点施策としている。特にプラスチックは、可燃ごみではなく資源としてごみに出される割合の向上を図る。

これら3つの目標の達成により「持続可能な環境先進都市おおた」の実現をめざしている。目標達成に向けた個別施策は5つ設定され、そのうちの1つである「そなえる」では、気候変動に対する適応策が3つの分野に分かれて掲げられている。

表 3-10 大田区における気候変動適応策

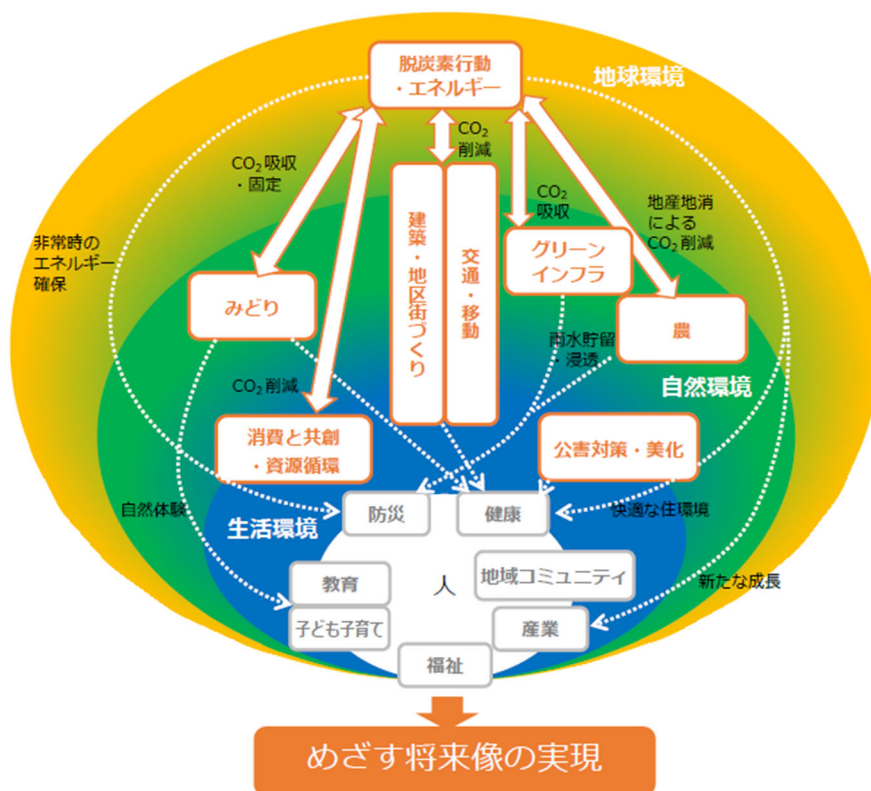
適応策	項目	取組の方向性
「自然災害・沿岸域」分野における適応策	河川	・災害広報情報の収集及び伝達 ・災害に強い地域づくりのための情報提供 ・地域防災のリスク及び避難行動の必要性の普及啓発 ・区の流域対策 ・災害廃棄物等処理への備えの充実
	山地	・がけ・擁壁等の崩壊防止対策
	その他	・事業者の適応の推進
「健康」分野における適応策	暑熱（熱中症、死亡リスク）	・熱中症予防・対処法の普及啓発
	感染症	・生活環境の衛生の確保
「国民生活・都市生活」分野における適応策	都市インフラ・ライフライン	・災害に強いまちづくり
	その他（暑熱による生活への影響等）	・ヒートアイランド対策

出典）大田区「第2次大田区環境基本計画」より抜粋して作成

(3) 世田谷区環境基本計画

世田谷区環境基本計画は、相乗効果を生み出す分野横断型の計画である。計画の理念として、環境への「手入れ」を重視しており、手入れをすることで人と環境のトレード・オンによる持続可能な未来を創造することを目指している。

区の環境の特徴として、地球環境では温室効果ガスの削減率（2013（平成 25）年度比）を 2050（令和 32）年度実質ゼロに向けて、2030（令和 12）年度で 57.1%削減を目指している。それに向けて自然環境と生活環境を重視しており、自然環境では 2032（令和 14）年にみどり率 33%をめざす「世田谷みどり 33」を目標に掲げている。2021（令和 3）年度で 24.38%であり、過去 5 年間で減少しているが、公園面積や公園数は増加している。生活環境では、水質・大気などの基準値は概ね達成しており、人口 1,000 人当たりの公害苦情件数も 23 区内で 5 番目に少ない。世田谷区が住みやすいと感じている区民の割合は 8 割を超えている。



出典) 世田谷区「世田谷区環境基本計画」

図 3-18 相乗効果により各階層にもたらされる影響

(4) 豊島区環境基本計画

豊島区環境基本計画は、2050（令和 32）年ゼロカーボンシティとしまを実現するための新たな環境都市像を表現する柱として、4 つの基本目標と共通目標を加えた 5 つの目標を掲げている。

本計画はウェルビーイングに関する内容は含まれていない。



図 3-19 豊島区環境基本計画の基本目標

出典) 豊島区「豊島区環境基本計画 2025-2030」

4. 区民、事業者、団体及び小中学生への意識調査

4.1 実施要領

4.1.1 調査目的

文京区環境基本計画の改定（令和 8 年度末を予定）にあたり、区民等における環境問題への関心、身近な環境配慮行動の実施状況、文京区に期待する施策、文京区が目指す将来の環境都市像に対する次世代層の意向等を把握するため、区民、事業者、団体、小中学生を対象にアンケートを行った。

4.1.2 実施概要

意識調査アンケートの実施概要は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 意識調査の実施概要

	対象等	調査項目	実施時期
区民	対象:1,200 名 ※住民基本台帳から無作為に抽出 発送回収方法:調査票の郵送・回収 回収率:36.8% ※平成 27 年度実施時は 46.3%	○回答者の属性 ○環境問題への関心 ○環境問題に配慮した取組の状況 ○区民の Well-Being (幸福) な状態について ○区に期待する環境施策 ○区へのご意見	令和 7 年 12 月中旬 から令和 8 年 1 月 初旬
事業者	対象:528 事業所 ※区内事業所から無作為に抽出 発送回収方法:調査票の郵送・回収 回収率:26.7% ※平成 27 年度実施時は 45.4%	○回答者の属性 ○環境問題への関心 ○環境問題に配慮した取組の状況 ○文京区民の Well-Being (幸福) な状態について ○区に期待する環境施策 ○区へのご意見	
団体	対象:活動団体 59 団体 ※「こらびっと文京」の登録団体の中から抽出 発送回収方法:調査票の郵送・回収 回収率:40.7% ※平成 27 年度実施時は 41.7%	○回答者の属性 ○環境問題への関心 ○環境問題に配慮した取組の状況 ○文京区民の Well-Being (幸福) な状態について ○区に期待する環境施策 ○区へのご意見	
小中学生	対象:小学生(5 年生) 区立 15 校・62 人 対象:中学生(2 年生) 区立 6 校・21 人 発送回収方法:調査票の各学校への配布・回収 回収率:100% [小学生 100% 中学生 100%] ※回収率は、配布数＝回収数とみなす	○回答者の学校 ○環境問題への関心 ○環境問題に配慮した取組の状況 ○区に期待する環境施策 ○区へのご意見	令和 8 年 1 月から 2 月

4.2 調査結果

意識調査アンケートの調査結果の概要は表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 意識調査の結果概要

質問項目		区民の結果概要	事業者の結果概要	団体の結果概要	小中学生の結果概要
環境問題への関心		・関心度が高い。 ・H8、H27 年度と比較すると関心度は若干低くなっている。	・関心度が高い。 ・H27 年度と比較すると関心度は若干低くなっている。	・関心度が高い。 ・H27 年度と比較すると関心度は若干低くなっている。	・関心度が高い。 ・小学生は、H8、H27 年度と比較すると関心度は最も高く、中学生は H27 年度と比較すると関心度は高い。
環境問題に配慮した取組の状況	省エネルギーに配慮した行動	・節電の心がけ、節水の心がけを行っている区民は多い。 ・カーシェアリングサービスの利用率は低い。	・使用しない照明はこまめに消している事業者は多い。 ・事業用車の EV 化への対応率は低い。	・地球温暖化についてもっと知りたいと思う団体が最も多い。 ・文京区の未来のために循環型社会を最も重視する。	・地球温暖化についてもっと知りたいと思う学生が最も多い。 ・ごみの分別の実施率は最も高い。 ・環境学習の実施率は最も高い。
	資源の循環利用に配慮した行動	・ごみの分別、マイバッグ持参は実行率が高い。 ・フードドライブに協力していない区民が多い。	・プラスチックの分別の実行率が高い。 ・フードドライブに協力していない事業者は多い。		
	自然環境に配慮した行動	・生きものの保護や外来生物の駆除などの活動に参加している区民は少ない。	・生きものの保護や外来生物の駆除などの活動に参加している事業者は少ない。		
	くらしの快適・安全に配慮した行動	・近隣の生活環境の配慮、気候変化に伴う健康被害対策の実行率が最も高い。 ・避難所や災害時の電源確保場所の確認、自宅周辺の清掃活動は実行率が最も低い。	・従業員の熱中症対策に取り組んでいる事業者は最も多い。		
	地域の歴史や文化に配慮した行動	・地域の歴史・文化との接触の実行率が比較的高い。 ・地域の歴史・文化の伝承は実行率が最も低い。	(調査対象外)		
	環境に配慮した取組を行うための連携・学習	・環境問題に関する学習の実行率は比較的高い。 ・環境保全団体への協力・参加は実行率が最も低い。	・環境問題に関する情報収集の実行率が比較的高い。 ・環境会計の実施や環境報告書の作成の実施率は最も低い。		
文京区内の Well-Being（幸福）な状態について		・区民のほとんどが幸せであると感じている。	・幸福には快適・安全社会が重要であるという意見が最も多い。 ・快適・安全社会に満足している事業者が最も多い。	・幸福には 快適・安全社会がとても重要であるという意見が最も多い 。 ・歴史や文化を身近に感じられる社会に満足している事業者が最も多い	(調査対象外)
区に期待する環境施策		・みどり・水辺の保全が最も多く選ばれている。	・地球温暖化に伴う異常気象や健康被害（熱中症）などへの対応が最も多く選ばれている。	・ごみになるものを減らすことの推進（リデュース）が最も多く選ばれている。	・小学生では快適・安全社会、中学生では循環型社会が最も多く選ばれている。

5. 事業者等へのヒアリング

5.1 実施要領

5.1.1 調査目的

文京区環境基本計画の改定（令和 8 年度末を予定）にあたり、次期計画において配慮すべき事項や区に期待する施策ニーズの詳細等を把握するため、大学・事業者を対象にヒアリングを行った。

5.1.2 実施概要

今回の環境基本計画では、新たなテーマであるウェルビーイングをより具体的にするため、ウェルビーイングに関する調査研究に携わっている学識経験者にヒアリングを行った（表 5-1 参照）。

また、区内で環境活動など取組主体となる事業者及び団体にヒアリングを行った（表 5-2、表 5-3 参照）。

表 5-1 ヒアリングの実施概要（学識経験者）

ヒアリング対象	肩書、実績等	ヒアリング事項
東京大学工学系研究科都市工学専攻 村山顕人教授	- 都市計画（土地利用計画・市街地整備）、公共政策としての都市デザイン、計画策定技法（方法と技術） - 一般社団法人 カーボンニュートラル・ウェルビーイング・ラボ（CWL）理事	“住む、働く、学ぶ”の視点でのウェルビーイングと環境改善について - 全国でのウェルビーイングの動向、環境分野の優良事例

表 5-2 ヒアリングの実施概要（事業者）

ヒアリング対象	選定理由	ヒアリング事項
東洋大学	文京区リサイクル清掃審議会に事業者委員として所属	区内事業所において実施する環境配慮行動について
TOPPAN ホールディングズ株式会社	TOPPAN グループ環境ビジョン 2050 を掲げるなどエコ活動に積極的	- 区内事業所の環境管理体制について - 区内外の事業所で今後実施したいことについて - 区の環境施策・事業に期待することについて

表 5-3 ヒアリングの実施概要（団体）

ヒアリング対象	選定理由	ヒアリング事項
NPO 法人環境ネットワーク・文京	区民・事業者の自主的な環境活動のネットワーク化を推進する役割を担っている	区内環境活動の課題等

5.2 調査結果

事業者等へのヒアリング調査結果の概要は表 5-4 及び表 5-5 に示すとおりである。

表 5-4 ヒアリングの結果概要（学識経験者）

・“住む、働く、学ぶ”の視点でのウェルビーイングと環境改善について ・全国でのウェルビーイングの動向、環境分野の優良事例	・ウェルビーイングの定義はしっかり示した方がよい。ウェルビーイングは抽象的なので、踏み込んだ説明をしてもよい。都市計画が目指す公共の福祉もウェルビーイングになるので、幸福と健康が環境の視点でどうなのかがわかるとよい。 ・環境分野の主要な指標においてウェルビーイングと関連のあるものとしては、真夏に外出する人の数、高齢者の外出機会の増加、子育て世代にとっての子育てのしやすさや移動のしやすさと満足度、子どもが遊ぶ環境などがある。 ・都市的な開発を図りながら環境からも評価する指標はどうか。フランスでは、都市的な利用への転用は正味ゼロにする指標がとられている。 ・地区ごとに比較できるような指標も重要である。できる地区とできない地区があるほか、経済的支援や人的支援など社会的公正の観点で評価できるとよい。
---	---

表 5-5 ヒアリングの結果概要（大学・事業者・団体）

事業者・団体の環境配慮活動の現状について	環境配慮行動	・教育・研究活動及び学生主体の活動の両面から環境配慮に関する取組の推進 ・学生主体の環境や社会課題に関する取組の実施支援 など
	環境管理体制	・再生可能エネルギー導入やエネルギー管理に関する検討の実施 ・2025 年から再生可能エネルギー由来電力に切り替え ・LED 化の段階的な実施 ・委員会の設置及び委員会での推進管理 など
区内事業者・団体として今後実施したいことについて		・地域社会への発信や区内事業者との連携機会の拡大 ・環境政策課実施のイベントへの出展 ・大学や他団体と連携した事業の実施 など
今後の区の環境施策・事業に期待することについて		・区内の大学・事業所・団体等が同時に参加できる環境保全イベント企画の立案・実施 など

注）結果概要は、調査対象とした事業者・団体の回答から主要なものを抜粋して掲載しています。したがって、調査対象とした全ての大学・事業者が該当するとは限りません。